

議第82号

橿原市第4次総合計画における基本構想及び基本計画並びに第2期橿原市まち

・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標及び基本的方向の策定について

橿原市第4次総合計画における基本構想及び基本計画並びに第2期橿原市まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標及び基本的方向を定めたいので、橿原市行政に関する基本的な計画を議会の議決すべき事件として定める条例（令和元年橿原市条例第40号）第3条第1号及び第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

橿原市長 亀田 忠彦

理由 急激な社会情勢の変化に対応する橿原市第4次総合計画における基本構想及び基本計画を策定すること並びに人口定着と地方創生の推進に向けた第2期橿原市まち・ひと・しごと創生総合戦略における4つの基本目標及び7つの基本的方向を策定することについて、議会の議決を求めるもの

檜原市第4次総合計画（案）

檜原市人口ビジョン（案）

**第2期檜原市まち・ひと・しごと創生
総合戦略（案）**

檳原市第4次総合計画（案）

序 論

基本構想

基本計画

目 次

序 論

1 策定の趣旨	2
2 総合計画の構成	3
3 社会情勢	4
4 市の現状	6
(1) まちの姿	6
(2) 市民の姿	7
(3) 産業の姿	11
(4) 市の財政	14

基本構想

1 まちづくりの理念	18
2 将来ビジョン	18
3 政策体系	19

基本計画

施策の体系表	22
--------------	----

I みんなが活躍し、個性輝くまち

1 保育・幼児教育	24
2 学校教育	26
3 子育て・子育て	28
4 生涯学習・社会教育	30
5 科学・文化芸術	32
6 スポーツ	34

II みんなが健やかに、支え合って暮らせるまち

7 健康・医療	36
8 地域福祉	38
9 高齢福祉	40
10 障がい福祉	42
11 市民協働	44
12 人権	46

Ⅲ みんなが安全に、快適な環境で生活できるまち

1 3	防災	48
1 4	防犯	50
1 5	交通	52
1 6	道路・橋梁・河川	54
1 7	住環境・建築	56
1 8	地球環境	58
1 9	生活環境	60
2 0	上下水道	62

Ⅳ みんなが活力と魅力を生み、賑わいあふれるまち

2 1	公園・緑地	64
2 2	まちづくり・景観	66
2 3	歴史・文化財	68
2 4	観光・交流	70
2 5	商工業・しごと	72
2 6	農業	74

Ⅴ 市民とともに「かしはら」をつくる信頼の行政運営

2 7	行政運営	76
-----	------------	----

本文中の＊印を付した語の説明を巻末の用語集に掲載しています。

序 論

1 策定の趣旨

(橿原市第4次総合計画)

橿原市第4次総合計画は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間の本市のまちづくりの基本的な方向と、各分野の行政経営の最上位となる指針として、策定するものです。

(橿原市民憲章の実現に向けて)

本市では平成14(2002)年2月に橿原市民憲章を制定しました。これは、市民すべての幸せと、郷土の限りない発展を願うとともに、また市民の精神的なよりどころとなるものであり、未来に向けたまちづくりにおける基本姿勢です。総合計画の役割は、この市民憲章に示された基本姿勢のもと、市民のニーズと社会経済情勢に即して具体化していくための今後10年間のまちの将来ビジョンと基本的な政策を定めることにあります。

橿原市民憲章

平成14年2月制定

前文

わたしたちのまちは、万葉の時代を偲ばせる大和三山をはじめ、我が国最初の都となる藤原宮跡などが残る古代大和の文化の薫り高いまちです。わたしたちは、このまちの限りない発展と向上を願い、ここに市民憲章を定めます。

1. 貴重な遺産を守り、歴史と文化に親しみ、心豊かに過ごしましょう。

魅力にあふれた文化遺産を大切に保存・伝承し、これらを活かしながら、訪れる人が集い、憩えるまちとなるように

1. 自然の恵みに感謝し、資源を守り、環境との調和をはかりましょう。

古くから豊かな自然に恵まれ、発展してきたまちが、これからも、快適で住みやすいまちでありつづけるために、限りある資源を大切にしながら環境整備に取り組むように

1. 人権を尊び、お互いを思いやり、一人ひとりのしあわせを願いましょう。

人権の尊重は平和の礎であるという共通認識を持ち、ともに助け合うために、互いを思いやり、暖かい心のふれあいを大切にするように

1. 未来を担う力を育て、新しい才能を伸ばし、教養を高めましょう。

まちの将来の担い手である若い力の育成と、時代に対応した人材の発掘をおこない、ひいてはまちの活力として活躍することを願って

1. 進んでまちづくりに参画し、みんなで創意と工夫を重ねましょう。

市民のニーズが多様化・高度化していくなかで、市民と行政、市民相互が理解・協力しあい、積極的にまちづくりに取り組み、住んでよかった、住んでみたいと思えるまちとなるように

（これまでの総合計画の経緯）

本市では、これまで平成元（1989）年に策定された橿原市基本構想から3次にわたって総合計画を策定し計画的なまちづくりと行政運営を進めてきました。平成20（2008）年に策定した橿原市第3次総合計画は、第1次及び第2次総合計画を継承しつつ、「人とともに、歴史とともに、やさしく強いまち かしはら」をまちづくりの理念とし、「歴史、文化がつくる交流都市」を将来像と定めました。経済の低成長を背景として地方分権改革が進められるなか、行政主導型から市民協働型へと行政運営の転換を目指したものでした。本格的な人口減少社会のなかで、わが国の経済社会は大きく構造変化が進むものと予想されます。本市においても、今後人口減少が見込まれるなか、第4次総合計画では、あらゆる政策分野において、持続可能なまちづくりを目指した都市経営が求められています。

第1次総合計画	（平成元（1989）年度～平成9（1997）年度）
都市づくりの理念	明るい、住みよい、心豊かな橿原市
将来像	21世紀のふるさと・紀和の中核都市かしはら

第2次総合計画	（平成10（1998）年度～平成19（2007）年度）
都市づくりの理念	健やかで、安心して、豊かに暮らせる街・橿原
都市の将来像	歴史と暮らしの交わる街・橿原、歴史文化の生涯学習都市、 中南和の交流拠点都市

第3次総合計画	（平成20（2008）年度～平成31（2019）年度）
まちづくりの理念	人とともに、歴史とともに、やさしく強いまち かしはら
将来像	歴史・文化と人がつくる交流都市

2 総合計画の構成

（橿原市第4次総合計画の構成）

- ・ 総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画*」の3層構成の計画とします。
- ・ 基本構想は、本市の目指す将来の姿を示すものです。構想期間を10年とします。
- ・ 基本計画は、基本構想を実現するための具体的な施策を体系的に示すものです。計画期間は前期5年、後期5年の2期とします。
- ・ 第6次橿原市行政改革大綱*を包含するものとします。

3 社会情勢

（人口減少社会）

- ・ 日本の人口は、国立社会保障・人口問題研究所*によると 2065 年には 8,808 万人にまで減少すると推計されています。
- ・ 急激な人口減少と長寿命化によって、人口構成がいびつになり、支えられる人に対して支える人が少なくなってきました。
- ・ 現在では高齢者の運動能力や健康寿命*が延びている一方で、子どもの体力は低下しており、人口減少対策の一環として、とりわけ高齢者が活躍できる社会づくり・出産や子育てがしやすい環境づくり・子どもの体力づくりへ向けた施策が求められています。
- ・ 今後少なくなる現役世代の労働力を補うために AI*や RPA*、ロボットなどの新たな技術を活用することが求められています。
- ・ 経営資源における「人」についても、労働力としての資源という意味はもとより、知恵の創出者としての資源という意味合いも強くなってきています。

（災害をはじめとするさまざまな危機の高まり）

- ・ 大規模な地震や風水害が頻発し、自然災害が激甚化しており、インフラ*の強靱化や管理、支援体制と受援*体制を整えるなど、常に有事を意識して、災害に備えることが必要です。また、未知のウイルスの蔓延と自然災害の複合的な事象が起こった場合など、これまで想定されなかった事態に対して備えていくことが求められています。
- ・ 犯罪や人災に関しては、手口が巧妙化する特殊詐欺*やサイバー犯罪*、高齢ドライバーによる交通事故など日常生活における危機も増大しています。
- ・ 自然環境や社会構造の変化による危機に対応するため、自助・共助・公助*によるコミュニティ*の強化などで備えることが求められています。

（新型コロナウイルスによる新たな危機）

- ・ COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の世界的な流行に伴い、わが国においても緊急事態宣言が発令されました。緊急事態宣言下においては、外出の自粛要請などがされ、経済活動が縮小してしまいます。その結果、市民生活やさまざまな事業に大きな影響を及ぼしました。自粛要請などに伴う市民生活や経済活動への支援が必要となります。また、市民の生命・財産を守るという行政の役割が認識されました。
- ・ ウイルス感染発生時においては、まず、発生源からの感染を防止する体制が求められます。また、医療崩壊を防止し、治療や見守りを要する罹患者を取り残さない体制が求められます。初動から拡大防止、収束、日常へとスムーズかつ的確に対応するため、必要な要請や支援策、そして緩和策を事前に備えておく必要があります。

(ICT の急速な普及と社会の変化)

- ・ スマートフォンの登場から 10 年、全世界で ICT*が急速に普及発展し、SNS*が世代や空間を越えたさまざまなつながりや交流を生みだしている一方で、それらを利用した犯罪などの新たなリスクも発生しています。
- ・ IoT*や AI などの新たな技術の進歩により、人々のライフスタイル*や産業経済が大きく転換する、未来社会「^{ソサエティ}Society5.0*」の到来が展望されています。
- ・ 行政運営においても、新たな技術を活用したサービスの向上や事務の効率化が前提となっており、情報セキュリティ*や個人情報保護といった側面のバランスを図った上で時代に呼応した新しい技術の活用などが求められています。

(多様性の尊重と支え合い)

- ・ ライフスタイルが変化するなかで、地域や家庭における支え合いの基盤や、人と人とのつながりが弱まりつつあります。
- ・ 障がいのある人の社会参加や LGBTQ*の尊重、外国人就労者の増加といった、かつては十分には配慮されていなかった人権や多文化共生*の課題にも注目が集まっています。
- ・ さまざまな場におけるつながりや交流を促進し、互いが個性や生き方を尊重し合えるような共生社会の構築が求められています。

(「持続可能」な自治体経営)

- ・ 2015 年 9 月、国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標 (SDGs*) が定められました。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会に向けた普遍的な取組みとして、世界の大きな潮流となりつつあります。自治体においても、創意工夫のある地方創生*の取組みと重ねあわせながら、「持続可能」という世界の大きな潮流を視野に入れて、個性を活かした自立したまちづくりを進めていくことが求められています。
- ・ 人口減少や少子高齢化による経済規模の縮小に対応し、持続可能な自治体経営を行うためには、限りある資源を有効に活用し、行政全体を最適化していく必要があります。また、最適化には市民や事業者など多様な主体と協働し、互いにコミュニケーションをとって柔軟に連携していく体制が必要であるため、情報の提供を通して透明性を確保することが求められています。

4 市の現状

(1) まちの姿

橿原市は、昭和31年に市制発足後、大都市近郊のベッドタウンとして発展し、昭和50年代には人口10万人都市の仲間入りを果たし、その後も県下第2の都市として歩んできました。

鉄道環境では、まちの中央で近鉄大阪線と橿原線が交差し、その要衝である大和八木駅は、県内では五指に入る乗降客数があります。また、道路環境では、市域の西部を南北に走る京奈和自動車道において、現在橿原北IC*から新堂JCT*において整備が進められ、この高規格幹線道路の完成は、京阪神地域の外環状機能強化につながり、物流のさらなる活性化が期待されています。一方、本市には古く万葉の時代を偲ばせる歴史文化遺産も多く存在しています。世界遺産暫定リストにも挙がっている藤原宮跡をはじめ、万葉集にも登場する大和三山、伝統的建造物数が全国一の500件を数える重要伝統的建造物群保存地区の今井町など、他に類を見ない歴史遺産に恵まれた都市でもあります。

平成30年2月に大和八木駅前に完成した複合施設「ミグランス」は、市役所の分庁舎と観光型宿泊施設を併せ持つ国内初の施設で、観光による賑わいの創出を図りつつ、出生や結婚、転居などのライフイベント*に関する窓口を集約するなど、市民の利便性向上も図っています。

◆ 橿原市の位置と概況



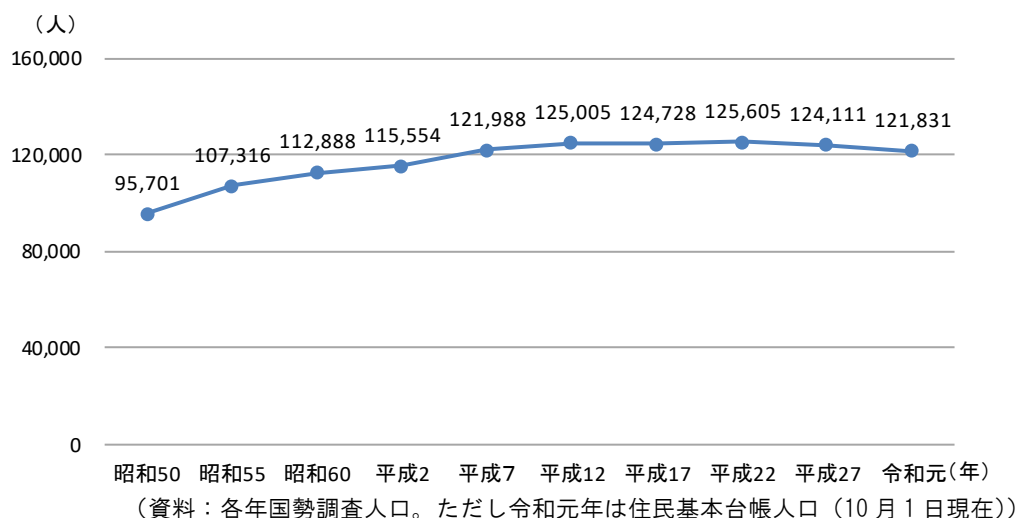
(2) 市民の姿

(減少が進む人口)

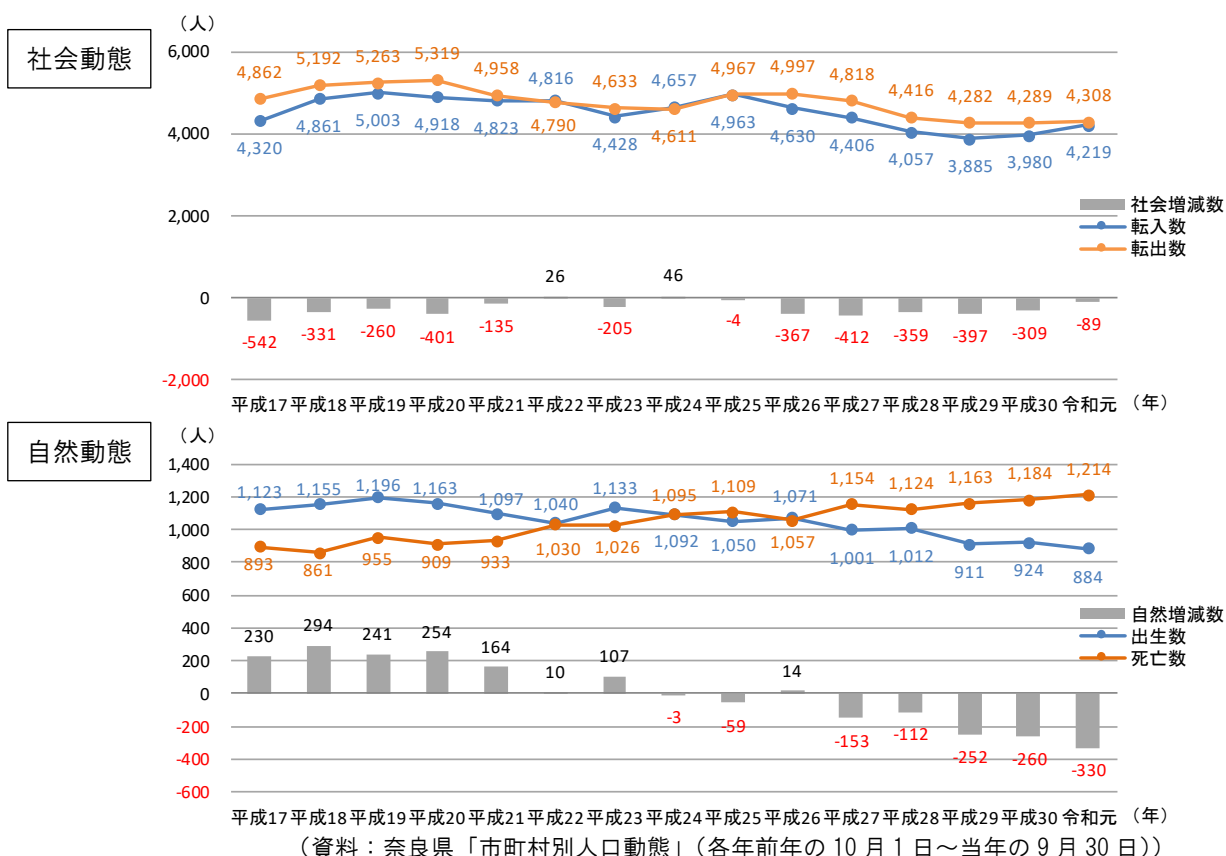
国勢調査の結果では、本市の人口は平成 12 (2000) 年ごろまでは順調に増加してきましたが、その後横ばいとなり、平成 22 (2010) 年頃をピークとしてその後は減少に転じています。

また人口動態を見ると、社会動態*では、人口転出数が転入数を上回る「社会減」が以前から続いています。自然動態*でも、平成 24 年以降は死亡数が出生数を上回る「自然減」になっており、この傾向が続くものと見込まれます。

◆人口の推移

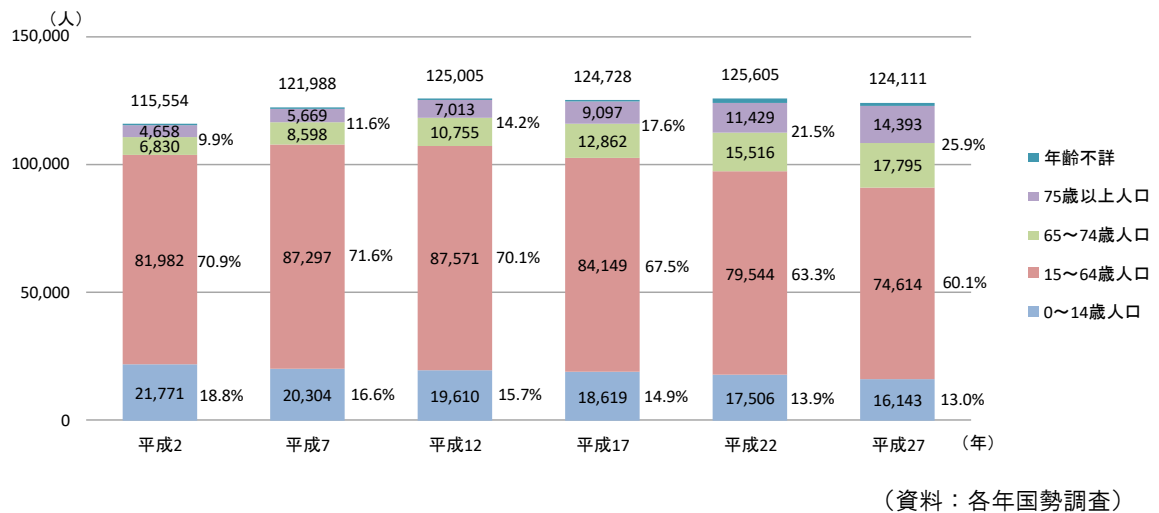


◆人口動態



人口の高齢化が進み、平成27年では、65歳以上人口の比率は25.9%を占めています。

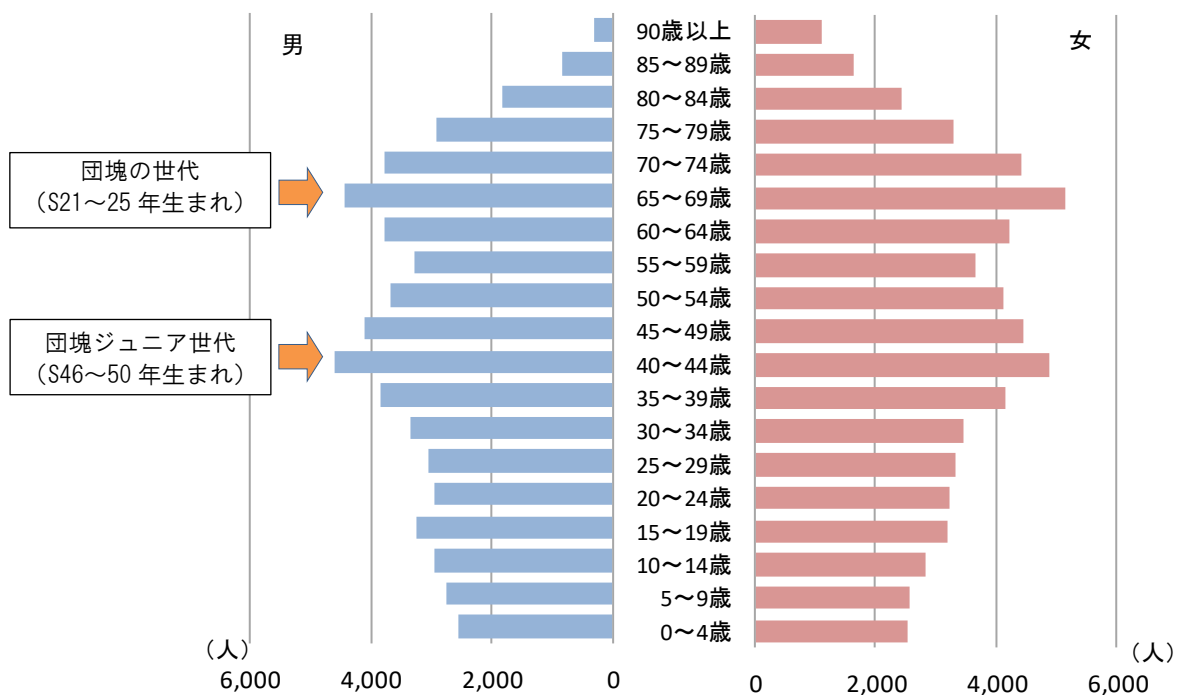
◆年齢別人口の推移



(団塊の世代と団塊ジュニア世代が2つのピークをなす)

いわゆる「団塊の世代*」とその子世代にあたる「団塊ジュニア世代」が2つのピークをなしています。今後10年間で、この2つのピークが概ね10歳ずつ平行移動すると見込まれます。

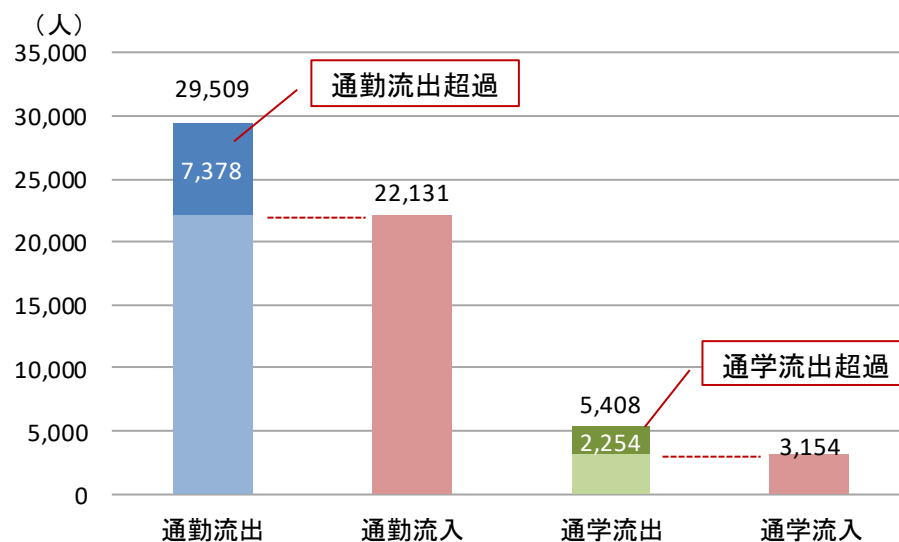
◆人口ピラミッド*



（昼間人口*は流出超過）

就業者及び通学者は、いずれも流出超過になっていますが、通勤通学ともに市外からの流入があります。

◆人口流動*

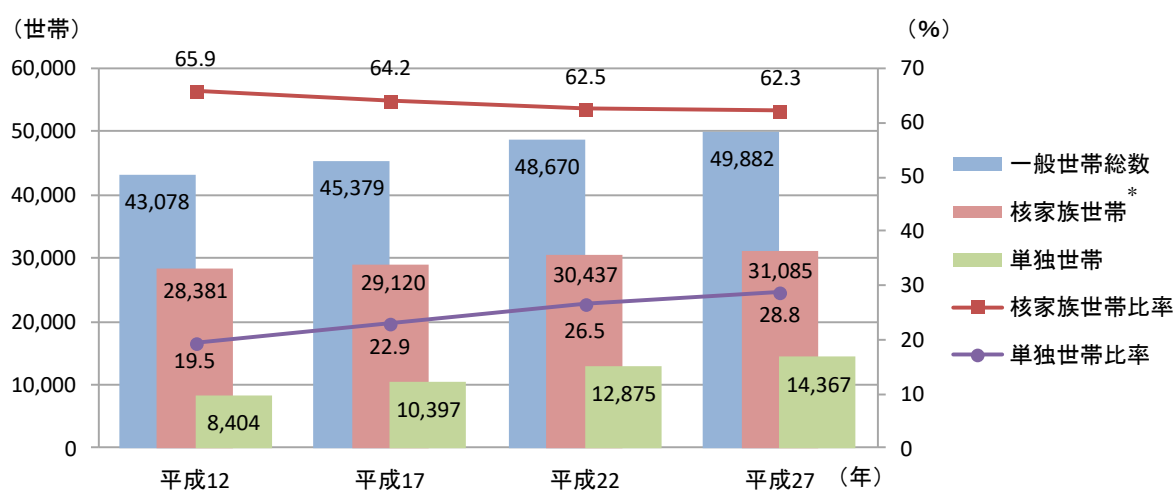


（資料：平成 27 年国勢調査）

（単身化が進む世帯）

人口が減少傾向にある一方で、世帯数は増加傾向にあります。これは単独世帯の増加によるもので、若年世代の非婚比率の上昇や高齢単身者の増加が要因となっています。

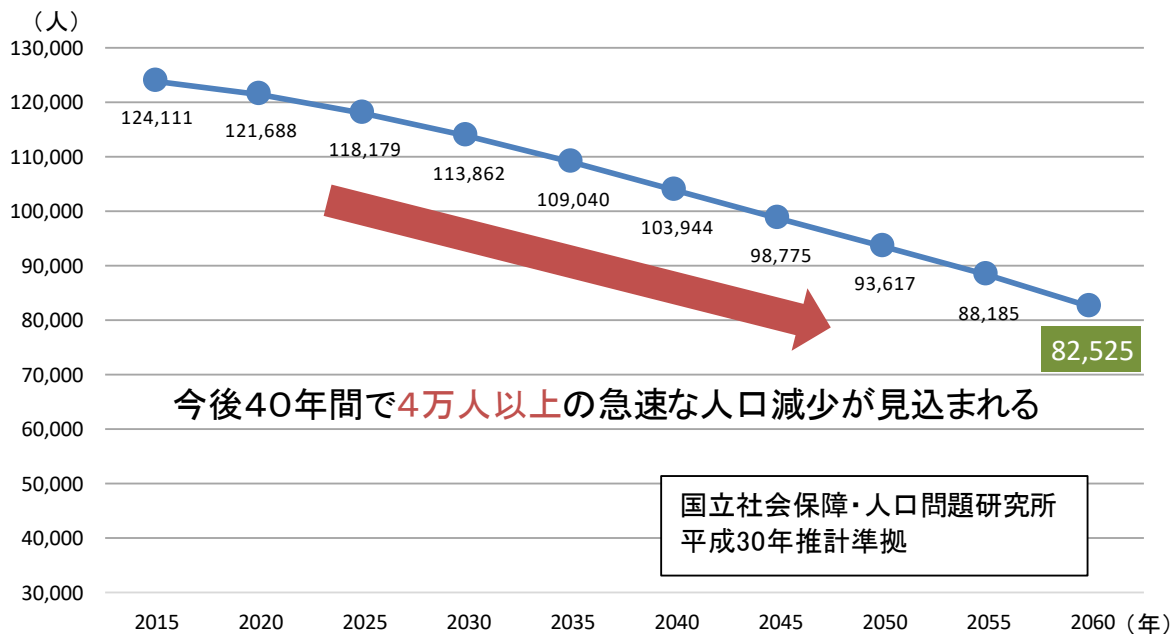
◆世帯構成の推移



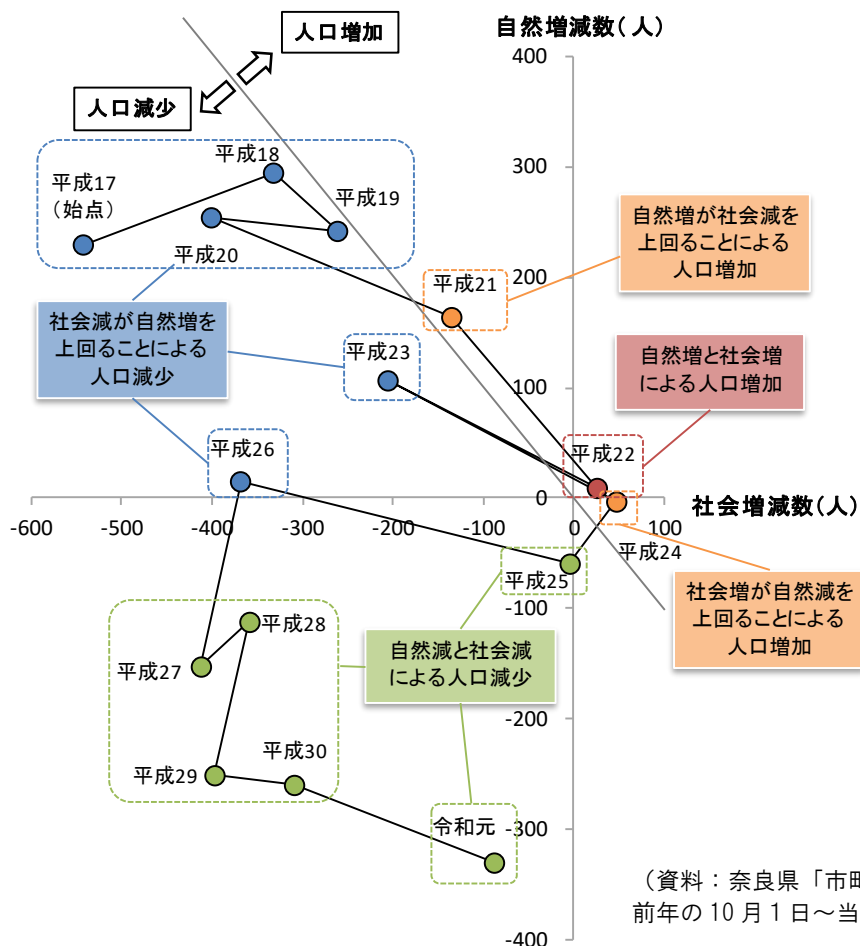
（資料：各年国勢調査）

(将来人口の推計)

平成30(2018)年に国立社会保障・人口問題研究所から、本市の将来人口について示されています。



◆平成17(2005)年から平成30(2018)年までの自然増減と社会増減

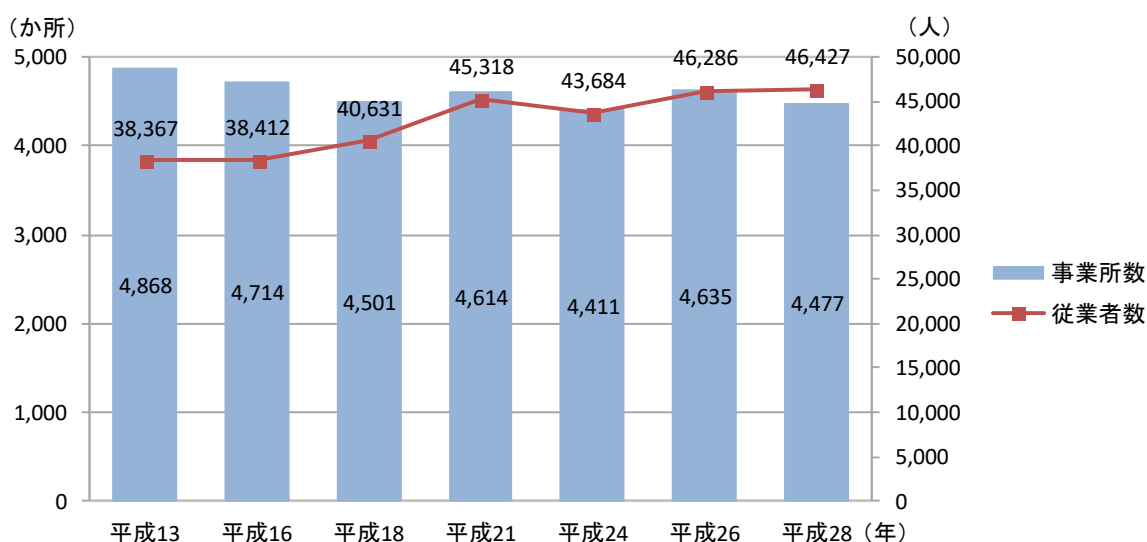


(3) 産業の姿

(横ばいの事業所数及び従業者数)

市内の事業所数は横ばいで推移していますが、従業者数は増加を続けており、雇用の場が徐々に拡大しています。

◆事業所数・従業者数の推移

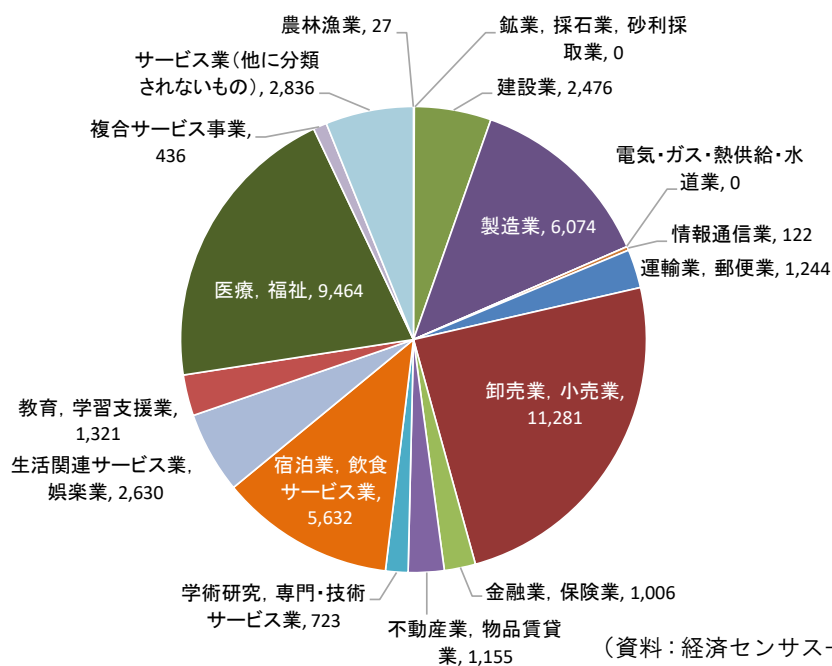


(資料：事業所・企業統計調査(平成13年～18年)、経済センサス-基礎調査(平成21年、26年)、経済センサス-活動調査(平成24年、28年))

(卸・小売、医療・福祉、製造業などの従業者が多い)

市内に立地する事業所の従業者総数は46,427人で、卸・小売業(24.3%)、医療・福祉(20.4%)、製造業(13.1%)、宿泊・飲食サービス(12.1%)といった業種の従業者が多くなっていますが、各業種がバランスのとれた構成になっています。

◆民営事業所の業種別従業者数の構成

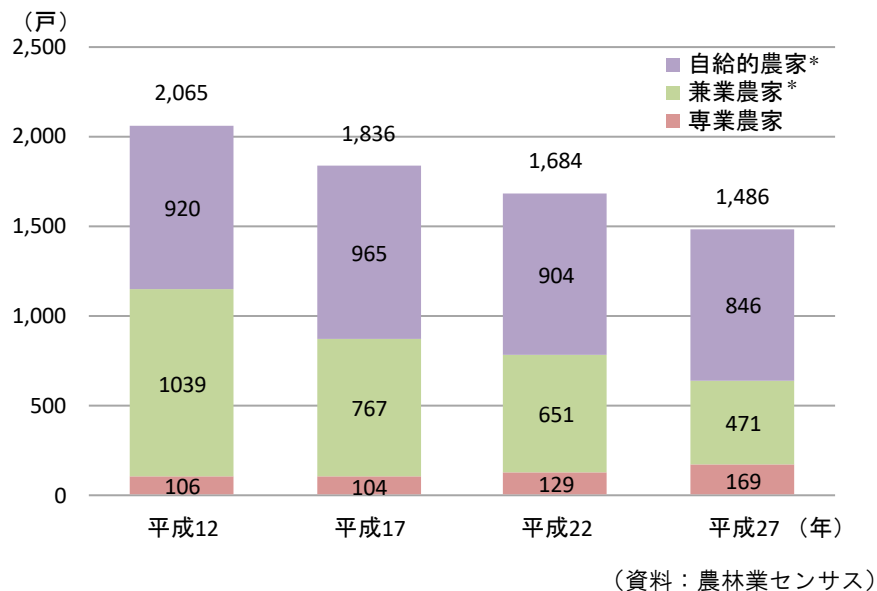


(資料：経済センサス-活動調査(平成28年))

(減少する農家数)

総農家数は年々減少していますが、農地の集約化が進んだことなどにより専業農家*数は少しずつ増加しています。

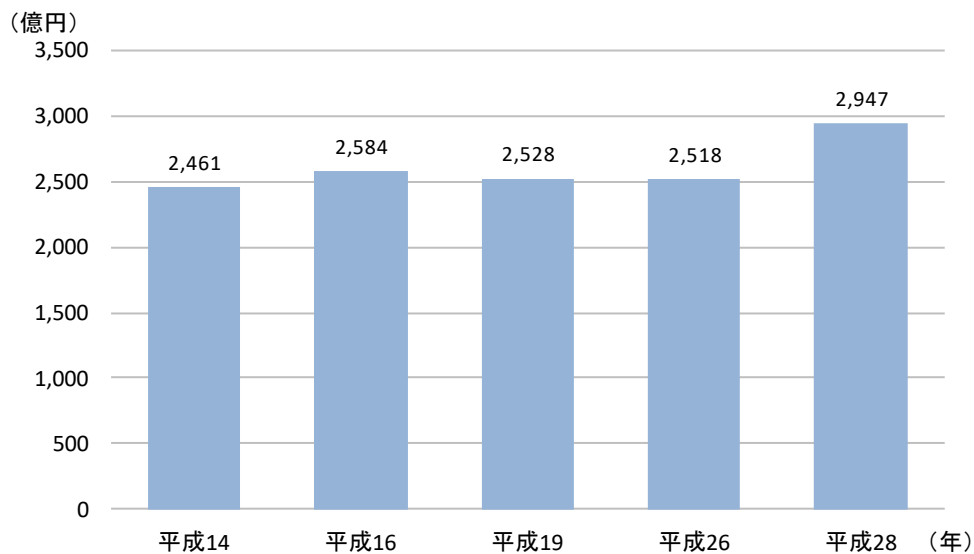
◆農家数の推移



(商品販売額は横ばい)

年間商品販売額は概ね横ばい傾向で推移しています。

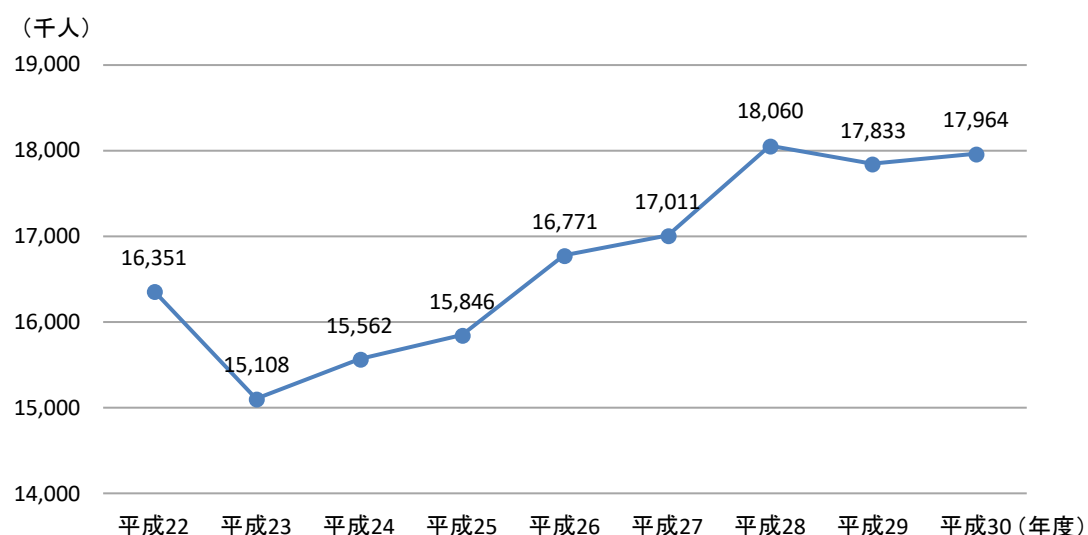
◆年間商品販売額の推移



(増加傾向にあった観光客数)

奈良県東部エリアの観光客数は増加傾向が続いており、平成 30（2018）年度は、平成 23（2011）年度と比較して約 19%の増加となっています。近年では、「キトラ古墳壁画体験館 四神の館」のオープン、JR 東海によるキャンペーン「うましうるわし奈良」、「神武天皇二千六百年大祭」、飛鳥・山の辺などのエリア全体への訪日外国人観光客の増加などが、観光客増加の背景となっています。しかしながら、令和 2（2020）年については COVID-19（新型コロナウイルス）の世界的な流行に伴い、海外渡航制限のみならず、都市圏などへの移動自粛が要請され、観光客は減少するものと見られます。今後、ワールドマスターズゲームズ関西、東京オリンピック・パラリンピックに続き、2025 年の大阪万国博覧会の開催など、大規模なイベントが予定されています。

◆奈良県東部エリアの観光客数の推移



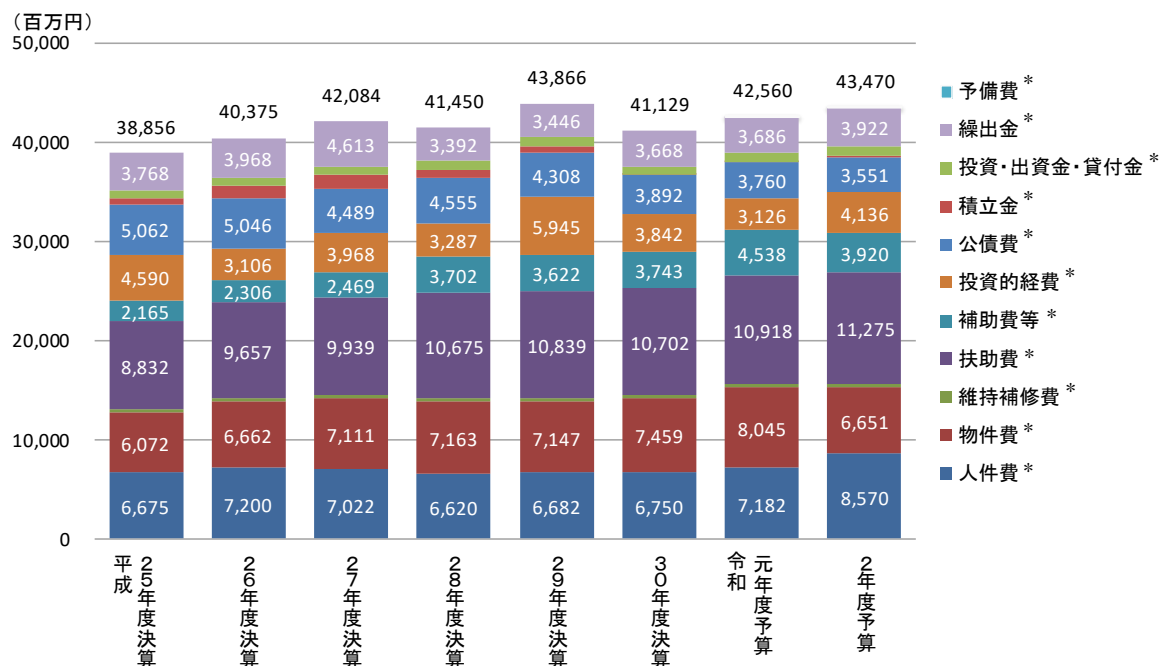
注) 奈良県東部：天理市、橿原市、桜井市、宇陀市、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村
(資料：奈良県観光客動態調査報告書)

(4) 市の財政

(扶助費の増加)

本市の普通会計*総額は、令和2年度当初予算では434億7千万円となっています。
人口の高齢化が進むなかで、扶助費*の増加が見込まれます。

◆普通会計決算（歳出）の推移

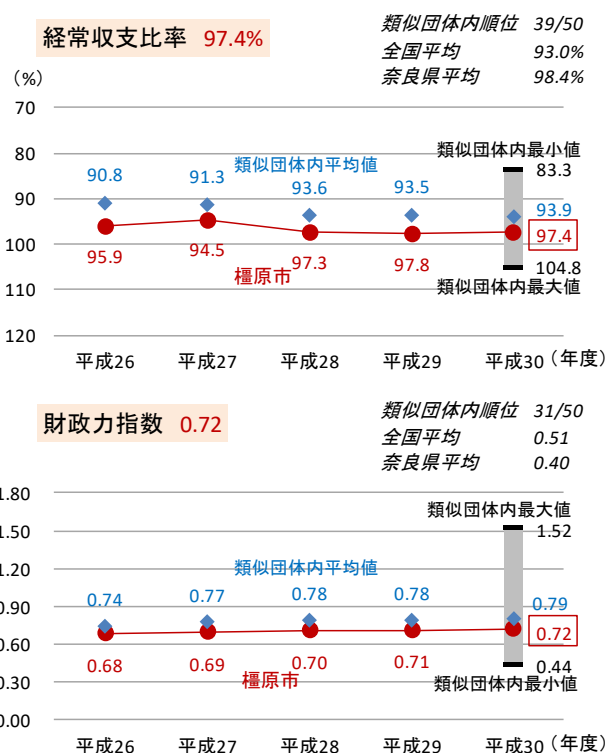


(財政の構造)

経常収支比率とは、人件費や扶助費、公債費など縮減することが容易でない経費（義務的経費）に、地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを求めたもので、財政構造の弾力性*を測定する指標ですが、本市は97.4%で、全国の類似団体50市（人口規模や産業構造が類似の都市）中39位と、相対的に弾力性が低くなっています。

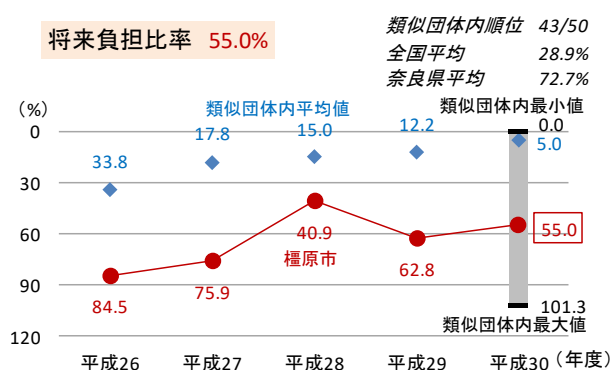
財政力指数とは、基準財政収入額を*基準財政需要額*で除した数値（過去3カ年の平均値）で、地方公共団体の財政力を示す指標ですが、本市は0.72で、同じく全国の類似団体50市中31位と、相対的に財政力は低くなっています。

◆財政指標



将来負担比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを市の財政規模に対する割合で表したもので、この間、数値は改善してきていましたが、分庁舎建設に伴う支出予定額の増加などが要因となってやや悪化に転じていることから、今後、事業の取捨選択により地方債残高の増額の抑制などを図っていく必要があります。

今後とも、健全な財政運営に向けた行財政の効率化や既存事業の見直し、歳入確保などに努める必要があります。



基本構想

1 まちづくりの理念

人とともに、歴史とともに、やさしく強いまち かしはら

市民をやさしく包み込む橿原、市民を強く守る橿原を、豊かな歴史文化とともに人と人との思いやり支え合いながら、市民と行政が協働して創りあげていくことをまちづくりの理念とします。このまちづくりの理念は不変のものとして、第4次総合計画でも継承していきます。

2 将来ビジョン

将来にわたる住みよいまちづくり、持続可能なまちづくりに向け、市民、事業者、行政が、それぞれの暮らしや仕事を通じて、それぞれの役割を果たしながら協働でまちづくりを進めていく共通の指針として、将来ビジョンを次のように定めます。

はじまりから未来へ、つながりきらめくまち かしはら

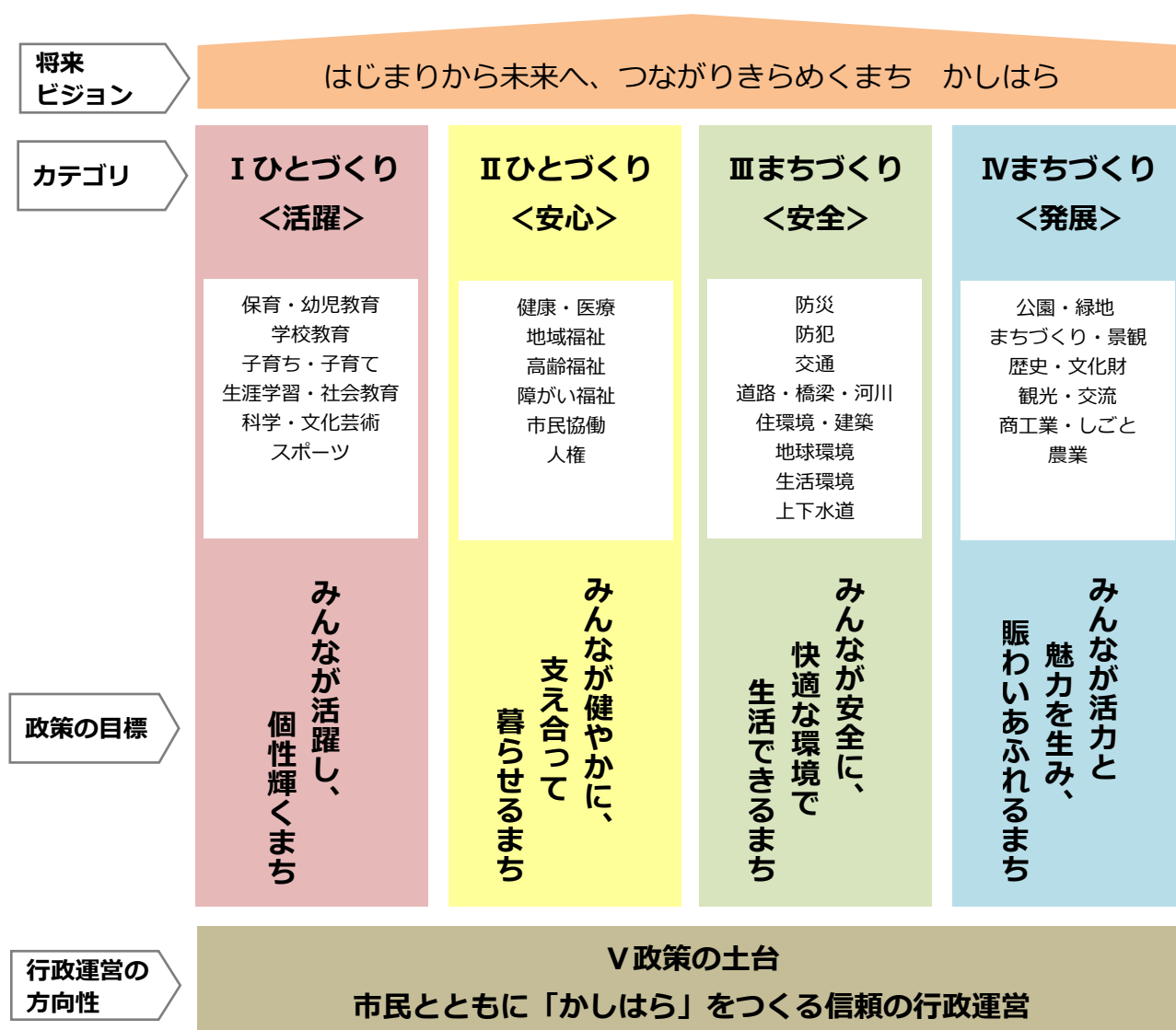
「はじまりから未来へ」には、2つの意味があります。1つ目は日本国はじまりの地*という橿原らしさと歴史の深さを次世代に継承しながら、来たる超スマート社会*にも対応していくこと。2つ目は人生100年時代*を迎えるなかで、人の一生の表現として出生から約100年、安心して暮らしていくことができる市になることを目指すことです。

「つながりきらめくまち」は、本市と関わる全ての人が、人や物、縁、歴史、自然などつながることで、活気があふれてきらめくような人中心のまちを目指すことを意味します。

この橿原に住むことに喜びや誇りを感じることや、この地を訪れる人にも来てよかった、住んでみたいという魅力を感じるまちにしたいということから、この将来ビジョンを考えました。

3 政策体系

政策体系は、将来ビジョンがあり、その下に4つの政策及び政策の土台で構成されています。政策とは将来ビジョンを達成するための手段です。一方で、構成される施策によって達成されるべき目標でもあるため、それぞれの政策の趣旨に従って施策が組まれています。政策は大別して「ひとづくり」と「まちづくり」としていますが、支援をする対象別に2つずつ分けて合計4つで構成しています。また、政策の土台とは、どの政策にも関わる基礎的な事務事業*で構成されており、行政運営の全体的な方向性を示しています。



政策の目標と行政運営の方向性について

政策の目標と行政運営の方向性にある各々のフレーズの意味について説明します。

I みんなが活躍し、個性輝くまち

ひとが生まれてから成長し、シニアとなっていく全てのライフステージにおいても、何かをしたいときに、できるだけ妨げになる要因を減らしていくことで個性が輝くまちになると考えています。世代別には、子どもへの教育や子育て世代への養育の支援、全体的にはスポーツによる体力づくりや生涯学習などにより、個性を潜在化させることなく一人ひとりが活躍できるまちになるような施策が求められています。

II みんなが健やかに、支え合って暮らせるまち

市民の誰もが安心して暮らしていくことができるまちといえるためには、心身ともに健やかであること、そして、みんなで支え合うことが重要です。例えば、疾病の対策や介護サービスの提供などによって、心身ともに健やかに生活ができる環境が求められています。また、配慮を要するひとに対しての理解を深め、みんなで助け合い、支え合うことができる環境づくりが求められています。

III みんなが安全に、快適な環境で生活できるまち

ひとが安全に生活できる環境と快適に生活できる環境は必ずしも一致しないなかで、バランスのとれる持続可能なまちづくりを行うことが求められます。なお、快適に生活できる環境とはひとだけに限るのではなく、生物多様性の観点から、動植物にとっても住み続けることができる必要があります。豊かな自然環境と人社会の調和が図られる環境保全に努めることが求められています。

IV みんなが活力と魅力を生み、賑わいあふれるまち

はじまりから現在まで引き継がれた自然や歴史的資産の魅力を再発見することで、市民の郷土に対する誇りや愛着をより醸成していくと考えられます。また、産業・観光・交流などによって、市民をはじめとする多くのひとを呼び込み、活力を生み出すことが重要です。このように魅力や活力を創出するため、みんなで賑わいをつくるプラットフォーム*となるまちになることが求められています。

V 市民とともに「かしはら」をつくる信頼の行政運営

各政策を実行するにあたっての方向性を示しています。人口減少や少子高齢化などによって、ヒト・モノ・カネの経営資源が減少するなかで、行政運営においては有効活用していく必要があります。そのためには、どのような事業においても、どのような主体と協働できるか、どのような技術で効率化できるかを意識することが重要です。また、効率的・効果的な行政とするため、情報の適正な活用が求められています。

基本計画

施策の体系表

I みんなが活躍し、個性輝くまち

1 保育・幼児教育

2 学校教育

3 子育て・子育て

4 生涯学習・社会教育

5 科学・文化芸術

6 スポーツ

II みんなが健やかに、 支え合って暮らせるまち

7 健康・医療

8 地域福祉

9 高齢福祉

10 障がい福祉

11 市民協働

12 人権

13 防災

14 防犯

15 交通

16 道路・橋梁・河川

17 住環境・建築

18 地球環境

19 生活環境

20 上下水道

III みんなが安全に、 快適な環境で生活できるまち

21 公園・緑地

22 まちづくり・景観

23 歴史・文化財

24 観光・交流

25 商工業・しごと

26 農業

IV みんなが活力と魅力を生み、 賑わいあふれるまち

27 行政運営

V 市民とともに「かしはら」をつくる信頼の行政運営

基本計画の見かた

取組みを通じて実現を目指す姿を記載しています。

取組みの成果を測る指標を示しています。
なお、市民アンケートにより現状値を把握し、示しています。

塩原市第4次総合計画

1 保育・幼児教育

<目指す姿>

子どもが自分の個性や能力を伸ばし、夢と希望を描いています。

■現状・課題

- 就労形態の多様化や共働き世帯の増加などに伴い、保育所への入所希望者は年々増えており、自由でこども園*5園を開設するなど受け皿確保に努めているものの、待機児童*6の解消には至っていません。保育・幼児教育にかかる資源を最大限活用しながら、多様な保育ニーズに対応できる体制の構築が求められます。
- 生活学習や社会性、豊かな感性を育む生活体験は子どもにとってとても重要な体験ですが、共働き世帯の増加や家族の小世帯化により、その機会が減少しています。それを補う上で、保育・幼児教育の重要性は増しており、子どもの豊かな成長のため、様々な生活体験を提供していく必要があります。
- すべての市立幼稚園の耐震化が完了しましたが、築40年を経過した施設が多くあり、老朽化が進んでいます。子どもが安全に生活できるよう、計画的な施設設備の保守管理が求められます。また、変化する生活様式に対応した、幼児期にふさわしい生活環境を整える必要があります。
- 適正な集団規模を確保することは、義務教育及びその後の教育の基礎を築く幼児教育にとって大変重要なことですが、本市の市立幼稚園の総定員数はピーク時から8割減少し、園児数の減少傾向が著しい状況です。今後さらに小規模化が進むと見込まれることから、内配置を含め、他園規模の適正化を図ることが求められます。

当該施策分野に関わる現状と課題を記載しています。

<成果を測る指標>

幼少期の子ども笑顔が輝き、のびのびと育っていると感じる市民の割合

実績値：53.8%

■取組み例

<体制>

- 私立保育園と連携し、受け入れ体制の整備を図ります
- ★保育士・幼稚園教諭の確保と保育士・幼稚園教諭の処遇改善を図ります
- 幼稚園・保育所・認定こども園などが相互に情報共有・連携をします
- 教育・体育施設と小学校・中学校との連携を推進します
- 柔軟な保育・教育ができる人材を育成します
- 障がい児加配*7講師・保育士を継続して配置します

<内容>

- 保育サービスについての詳細な情報を提供します
- 外単専門家・地域交流などによる魅力的で豊かな人間性を育む体験を提供します
- 多様な就労形態や保護者ニーズに対応するための保育を実施します

<施設>

- 「就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針」に基づき実施計画を策定し、保育所・幼稚園の再編に取り組みます
- 計画的に園舎・園地・施設などを整備するとともに、ICT*化を図ります

カテゴリごとの取組みを例示しています。
★印は戦略的要素を含む取組み例

関連する
SDGs



当該施策分野に関連するSDGsを記載しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1 保育・幼児教育

＜目指す姿＞

子どもが自分の個性や能力を伸ばし、夢と希望を描いています。

■現状・課題

- 就労形態の多様化や共働き世帯の増加などに伴い、保育所への入所希望者は年々増えており、独自でこども園*5園を開設するなど受け皿確保に努めているものの、待機児童*の解消には至っていません。保育・幼児教育にかかる資源を最大限活用しながら、多様な保育ニーズに柔軟に対応できる体制の構築が求められます。
- 生活習慣や社会性、豊かな感性を育む生活体験は子どもにとってとても重要な体験ですが、共働き世帯の増加や家庭の小世帯化により、その機会が減少しています。それを補う上で、保育・幼児教育の重要性は増しており、子どもの豊かな成長のため、さまざまな生活体験を提供していく必要があります。
- すべての市立幼稚園の耐震化が完了しましたが、築40年を経過した施設が多くあり、老朽化が進んでいます。子どもが安全に生活できるよう、計画的な施設設備の保守管理が求められます。また、変化する生活様式に対応した、幼児期にふさわしい生活環境を整える必要があります。
- 適正な集団規模を確保することは、義務教育及びその後の教育の基礎を培う幼児教育にとって大変重要なことです。本市の市立幼稚園の総園児数はピーク時から8割減少し、園児数の減少傾向は著しい状況です。今後もさらに小規模化が進むと見込まれることから、再配置を含めた、幼稚園規模の適正化を図ることが求められます。

＜成果を測る指標＞

幼少期の子ども笑顔が輝き、のびのびと育っていると感じる市民の割合

実績値：53.8%

■取り組み例

＜体制＞

- 私立保育園と連携し、受入れ体制の整備を図ります
- ★保育士・幼稚園教諭の確保と保育士・幼稚園教諭の処遇改善を図ります
- 幼稚園・保育所・認定こども園などが相互に情報共有・連携をします
- 教育・保育施設と小学校・中学校との連携を推進します
- 柔軟な保育・教育ができる人材を育成します
- 障がい児加配*講師・保育士を継続して配置します

＜内容＞

- 保育サービスについての詳細な情報を提供します
- 外部専門家・地域交流などによる魅力的で豊かな人間性を育む体験を提供します
- 多様な就労形態や保護者ニーズに対応するための保育を実施します

＜施設＞

- 「就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針」に基づき実施計画を策定し、保育所・幼稚園の再編に取り組みます
- 計画的に機器・教材・施設などを整備するとともに、ICT*化を図ります

関連する
SDG s



2 学校教育

＜目指す姿＞

子どもが確かな学力、豊かな人間性、たくましい心身を
バランス良く身につけています。

■現状・課題

- 変化の激しいこれからの社会を生きるためには、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランス良く身につけることが大切です。学校教育においては、基本的な知識・技能を基礎としつつ、課題を解決する応用力や、他者を思いやり、自然や規律、命を大切にする心を身につける教育が求められます。また、心身の健康の増進による、健やかな身体の成長を促す必要があります。
- 学校は子どもが学ぶ楽しさや喜びを実感できる場です。学校を安心して学べる場所とするため、学校・家庭・地域・関係機関・行政などの連携により、いじめや不登校の未然防止・早期解決を図る必要があります。
- 子どもの成長期において、栄養バランスの取れた豊かな食事を取ることは、心身の健全な発達に不可欠な要素です。また、食を通じて地域を理解することや、食文化の承継を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも重要です。子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校給食を活きた教材として活用しながら、食育*を推進していくことが求められます。
- 特別な支援を必要とする児童生徒に、一人ひとりの特性に応じたきめ細かな教育を行うと同時に、全ての児童生徒が分け隔てなく、共に学ぶインクルーシブ*な教育環境を構築することが求められます。特に、学級全体に対する指導や特別支援学級での指導には専門的な指導力が必要とされるため、人的環境の整備に取り組む必要があります。
- 子どもと家庭・地域との関わりのなかで学校の役割が拡大しており、また教育の質向上のための ICT*技術や日々の教育課題への対応も求められることに伴って、教職員の負担増加が社会問題となっています。教職員の負担を軽減し、教職員が本来持つ意欲と能力を最大限発揮できる環境を整え、ひいては子どもの教育に良い影響として還元される仕組みを構築することが求められます。
- すべての市立小中学校の耐震化が完了しましたが、築40年を超えている学校施設がほとんどであり、施設の老朽化が進んでいます。児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、計画的な施設設備の営繕・保守管理が求められます。同時に、各学校の特色や変化する教育課題に対応した良好な教育環境を整える必要があります。
- 適正な学校規模を確保することは、児童生徒の良好な教育環境の維持や教職員の指導体制の充実、学校の円滑な運営にとって大変重要なことですが、本市の児童生徒数は1980年代のピークから現在は半数以下まで減少しており、学校の小規模化が進んでいます。今後もさらなる小規模化が進むと見込まれることから、義務教育機会の均等や水準の維持向上の観点を踏まえ、再配置を含めた学校規模の適正化が求められます。

＜成果を測る指標＞

市内の小中学生が活発だと感じる市民の割合

実績値：45.5%

■取組み例

＜体制＞

- 一人ひとりの子どもの個性を尊重しつつ、生涯学習の基礎基本の習得を促す教育環境を保ちます
- 不登校傾向児童生徒の居場所をつくります
- 教育・保育施設と小学校・中学校との連携を推進します
- ★スクールカウンセラー*やスクールライフサポーター*、専門家などと連携し、いじめや不登校の組織的な解決を図ります
- 児童生徒のネットリテラシー*を高める取組みを推進し、保護者にその取組みに対する理解を求めます
- ★発達に心配のある子どもへの支援に携わるさまざまな専門職のスキルアップと連携を図ります
- ★教職員の特別支援教育*にかかる専門性の向上に取り組めます
- 子どもや保護者が気軽に相談できる体制を整備します
- 特別な支援の必要があってもなくても、子どもが分け隔てられることなく過ごせる学校環境を整備します

＜内容＞

- ★ICT・グローバル*化に対応した教育を推進します
- ★外部専門家を活用した授業を実施します
- 教育にかかる費用の保護者負担を軽減します
- 安全・安心な給食を提供するとともに、食育を推進します
- ★地域と連携して、それぞれの事情に応じた特色ある学校づくりを進めます
- 保護者との連携により、家庭学習を充実させます
- ★命の尊さを理解し、思いやりの心をはぐくむ道徳教育・体験的学習を実施します
- 子どもの体力・運動能力の向上のため、学校体育を充実させます
- 創造性や感受性を育成するため、読書活動を推進します
- ★樫原で学び育ったことを誇らしく感じられるような郷土愛を育む教育を推進します

＜施設＞

- 計画的に学校施設を整備します
- 合理的な配慮に基づく学習環境を整備します
- 学校職場の改善のため、ICT化を図ります
- ★保護者や地域、関係機関と連携した通学路の安全確保を図ります
- 給食施設・設備を計画的に修繕するとともに、運営方法を検討します
- 樫原市教育施設再配置基本方針に基づき実施計画を策定し、教育施設の再編に取り組めます

関連する
SDG s



3 子育て・子育て

<目指す姿>

子育て世代が安心して出産や子育てをすることができ、
いきいきと輝いています。

■現状・課題

- 市民アンケートにおいて「多くの人が2人以上の子どもを持つことを希望しているものの、経済的負担や仕事の事情、心身の健康問題などさまざまな理由から希望する人数の子どもを持てない」といった状況がみられます。安心して妊娠・出産・育児ができる環境を整えていく必要があります。
- 在宅での子育てに不安や孤独感を持つ方は少なくありません。特に、ひとり親家庭や周りに頼る人のいない家庭については、ファミリー・サポート・センター事業*をはじめとした地域での支え合いによる切れ目のない支援が必要です。
- 本市における児童虐待に関する相談件数は年々増加しており、さらに子どもや家庭をめぐる問題は複雑化・多様化しています。より専門的な相談対応や必要な調査、訪問などによる継続的なソーシャルワーク*を中心とした機能を担う拠点を設置し、支援の一体性・連続性を確保する必要があります。
- 保護者の就労形態の多様化による保育ニーズの高まりは、そのまま小学校における放課後児童クラブ*へのニーズへとつながります。また逆に出産を機に仕事を辞め、小学校入学を機に再び働きたいと思う人も多く、今後、放課後児童クラブへの需要がますます高まることが予想されます。このため、施設整備を含む受入れ人数の拡大と安全性の確保、事業内容の充実及び指導員確保のための処遇改善が求められます。
- 発達支援を必要とする子どもは、日常生活における困難さや不安が周囲から理解されにくいということがあります。発達支援を必要とする子どもを早期から適切な支援につなぐことで、成長を促すことができます。また、障がいの受容や特性理解を促すことで、本人や家族の不安を解消することができます。子ども総合支援センターでは、啓発活動や子ども一人ひとりに応じた相談や療育などを行っており、今後も子どもが確実に支援を受けられ、本人や家族が抱える不安や困難さが解消されるよう、支援体制づくりが求められます。

＜成果を測る指標＞

出産・子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合

実績値：24.8%

■取り組み例

＜母子保健・支援＞

- ★妊産婦とその家族の継続した状況把握を行い、情報提供、相談対応、支援を行います
- ★乳幼児期の発達・発育を継続的に把握し、育児支援を行います
- ★子育て世代包括支援センターを中心に関係機関、団体などとの連携により、切れ目のない支援を行います
- ★不妊治療*・不育治療*を希望する夫婦に対し、支援を行います
- 法令に基づく各種の給付などにより子育て家庭を支援します

＜子育て支援＞

- ★子育て中の女性のリフレッシュ支援に取り組みます
- ★子育て世帯の相互交流を促進します
- ★子育てサークルへ保育士を派遣するなどの支援を行います
- ★子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会を提供します

＜家庭相談＞

- ★子ども家庭総合支援拠点を設置します
- 児童虐待対応の専門性を有する相談員を配置します
- 関係機関、団体などとの連携により、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります
- 母子・父子自立支援員による相談・指導を行うとともに、就業に向けた能力開発の支援を行います

＜放課後児童＞

- ★新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ施設を整備します
- ★放課後児童クラブ運営協議会へ支援を行います
- 処遇改善による指導員確保に努め、放課後児童クラブの活動内容を充実させます

＜発達相談・療育＞

- ★支援が必要な子どもに関する啓発や総合的な相談を行います
- ★支援が必要な子どもに関する相談や療育を早期から受けられる体制をつくります
- ★一人ひとりにあった療育を実施します

関連する
SDG s



4 生涯学習・社会教育

<目指す姿>

市民がいつでもどこでも学びたいことを学ぶことができ、
学習の成果を活かしながら生きがいのある人生を過ごしています。

■現状・課題

- 心の豊かさや生きがいのための学習需要が増大するとともに、ライフスタイルの多様化により、個人の興味や知的好奇心の多様化が進んでいます。本市では、時代のトレンド*を踏まえ、市民向けの社会教育講座や講演会を開催し、市民の積極的な参加を促しています。今後も社会変化に対応し、継続した市民の生涯学習支援を行っていくことが求められます。
- 中央公民館・地区公民館、地域学級や子ども教室は、地域における生涯学習・社会教育の拠点として重要な役割を持っています。学んだことを社会に活かすことは知識の好循環を生むと同時に、学習の成果が適切に評価されることで、自己実現につながりさらなる学習意欲の向上が期待されることから、これらを活用した、学びの成果を社会に還元できる仕組みづくりが求められます。
- 青少年は、次代の社会の担い手であり、その健やかな成長は将来の橿原市の発展の基礎となるものです。本市では、青少年センターや橿原市青少年指導委員と連携し、街頭指導や見守り活動を実施しており、青少年の犯罪件数は減少傾向にあります。健全な規範意識を持ち、自律的に行動できる大人に成長できるよう、引き続き社会全体での青少年育成が求められます。

＜成果を測る指標＞

生涯学習に取り組んでいる市民の割合

実績値：20.0%

■取組み例

＜生涯学習＞

- 市民ニーズやトレンドに応じた生涯学習の機会を提供します
- 生涯学習に関する情報を効果的に提供します
- 歴史や文化などの地域資源を活用し、市民の本市への愛着が深まるような学習の機会を提供します
- 学習の成果を発表する機会や学習の成果を地域づくりに活かせる機会を創出します
- 市民・ボランティアとの協働と学習グループなどの活動を支援します
- 市民講座は、市民が市政に参画し、地域課題の解決に取り組む意欲を持てる内容となるよう充実を図ります
- 高等教育機関が有する知的資源や社会教育施設の有効活用に取り組みます

＜公民館＞

- 中央公民館の維持管理を適切に行います
- 地域特性や実情に応じたきめ細かな公民館の運営を図ります
- 老朽化した地区公民館は、計画的に改修整備を進めます
- 公民館における活動を通じ、地域課題に向き合う人材の育成や団体相互の連携を進めます

＜青少年＞

- 新成人の声を積極的に取り入れた成人式を開催します
- 地域の青少年見回り活動を実施します
- ★地域子ども教室を開催します
- 地域における青少年育成の指導者やボランティアの人材発掘、育成を行います
- 子どもの居場所づくりと、協調性やコミュニケーション力を高める体験活動を行います
- ★青少年健全育成について、家庭・地域・学校・関係機関と連携した啓発活動を推進します
- 青少年健全育成関係団体の活動を支援します

関連する
SDG s



5 科学・文化芸術

<目指す姿>

科学や文化芸術に親しむ機会が多くあり、
市民が豊かな知性と心を育んでいます。

■現状・課題

- 文化芸術は、楽しさや感動、精神的な安らぎをもたらし、人生を豊かにするとともに、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育みます。市民一人ひとりが文化に親しみ、心の豊かさを実感できるよう、文化芸術に触れる機会や発表の場を充実させることが求められます。また施設の老朽化に伴い、安全な施設管理が必要です。
- こども科学館は奈良県唯一の科学館であり、科学に対する関心や興味を喚起し、遊びながら科学を体験できる施設です。累計入場者数は100万人を超え、子ども向け科学館としては国内でも有数の施設であり、飽きさせない魅力的な運営が必要です。
- 図書館には図書、記録その他必要な資料を収集・整理・保存し、人々に提供する役割があります。「中南和の知の拠点」として、豊かな知性と心を育むため、図書に触れる機会の創出が必要です。
- 昆虫館は奈良県唯一の自然史系登録博物館であり、昆虫を中心とした生物や自然、環境に関する情報を提供しています。生態展示を組み入れた博物館としての機能を維持・向上させつつ、魅力的な情報提供と利用者の利便性向上、また、効率的な運営と安全な施設管理に努める必要があります。

＜成果を測る指標＞

科学・文化芸術に親しんでいる市民の割合

実績値：18.6%

■取組み例

＜文化芸術・文化ホール＞

- 文化芸術の創造を担うリーダーや若い世代の育成を行います
- 多彩な文化芸術の鑑賞機会を創出します
- 市民の学び・創作・発表の場及び機会を創出します
- 効果的な情報発信を行います
- 市民の手による文化イベントの開催を支援します
- 施設の修繕・更新をし、長寿命化を推進します

＜科学館＞

- 展示物などを通じて、科学と接する機会を充実させます
- 科学実験や参加型イベントなど、子どもから大人まで楽しく学べるプログラムを実施します

＜図書館＞

- 所蔵図書の維持管理・更新の適正化を計画的に推進します
- 読書活動を推進します
- 図書館の利用を促進します
- 中南和の「知の拠点」としての図書館運営を行います
- 図書資料の検索性を向上させます
- デジタル情報の拡充など、時代に応じた資料提供に努めます
- 市民ニーズや地域課題に応じたコーナー設置を図ります

＜昆虫館＞

- ★魅力ある自然観察会やイベント・企画展示、自然環境に関する講座を開催します
- ★昆虫などの資料を収集・保管・整理し、活用します
- 調査研究活動を推進し、成果を公表します
- 自然に関する学校教育支援を推進します
- 森林や河川などの野生生物の生息環境の保全を図ります
- 計画的に昆虫館施設の修繕・更新をし、長寿命化を推進します

関連する
SDGs



6 スポーツ

<目指す姿>

市民がさまざまなかたちでスポーツに親しみ、
健康で豊かに暮らしています。

■現状・課題

- 運動・スポーツへのさまざまな関わりのなかで、自分自身が「する」ことは、健康・体力を維持・増進する上で極めて重要な要素です。誰もが、それぞれの希望するレベル・強度・内容で運動・スポーツを「する」ことのできる環境づくりが求められます。
- スポーツを「応援する」ことは、多くの人に夢と感動を与え、生活にゆとりと彩りをもたらします。特に競技場や体育館などで実際に試合をみて体験することは、臨場感や一体感から感動がさらに深まり、スポーツに対する関心や参加意欲の向上につながります。こうした体験は子どものころから豊富にすることが重要であり、身近にスポーツをみて応援できる機会を数多く提供していく必要があります。
- スポーツをしたり、応援したりする人が増える一方、「支える」人の割合は決して多くありません。スポーツの振興には大会の運営や競技者の指導など、支える人の協力が不可欠です。「する」「応援する」だけではなく、スポーツを支えることで、スポーツをより身近に感じ、やりがいや生きがい、人とのつながりを実感することができます。「支える」ことの楽しさを伝えるとともに、スポーツを支える活動に参加しやすい環境を整える必要があります。
- 日常的に運動・スポーツを続けるためには、気軽に運動・スポーツに親しめる場所の確保が欠かせません。スポーツ施設については、既存施設の効果的・効率的な運営を促進するとともに、利用者が安全に運動・スポーツを楽しめるよう、適切な維持管理を行う必要があります。

＜成果を測る指標＞

日常的にスポーツに親しんでいる市民の割合

実績値：38.6%

■取組み例

＜する＞

- ★市民参加型スポーツイベントを開催します
- ★スポーツ活動を支援します
- ★スポーツ団体を育成・支援します
- ★多様な広報媒体を活用し、スポーツイベントに関する積極的な情報発信を進めます
- ★本市の立地やスポーツ環境などを活かしたスポーツの普及に取り組みます
- ★学校体育施設を開放し、市民のスポーツ活動を推進します
- ★トッププレイヤーなどと子ども・一般競技者などの交流の機会づくりを推進します

＜支える＞

- ★地域で活躍するスポーツ推進委員や指導者などの人材育成・確保に努めます
- ★スポーツボランティアの育成・確保に努めます
- ★総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）の活動を支援します

＜応援する＞

- ★スポーツを楽しむ機会の充実に取り組みます
- ★スポーツ大会の誘致に取り組みます
- ★企業スポーツクラブや民間事業者と地域団体などの交流を促進します

＜スポーツ施設＞

- ★予防・保守保全により、安全安心な施設を維持します
- ★スポーツ施設の積極的かつ有効な活用を図り利用を促進します
- ★施設を利用した健康づくりプログラムを提供します
- ★施設を利用した学習・交流の場を提供します
- ★民間活力も積極的に導入し、効果的・効率的な管理運営を行います
- ★民間活力の導入など、管理運営手法について研究を進めます

関連する
SDG s



7 健康・医療

＜目指す姿＞

市民が健康的な生活習慣を身に着け、
自発的に健康づくりに取り組んでいます。

■現状・課題

- 健康であることは、実り豊かな生涯を過ごすのに重要な要素です。市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、自ら健康づくりに積極的に取り組めるような環境づくりが必要です。
- 一次救急医療*としての休日夜間応急診療所は中南和地域における小児救急医療の拠点的役割も担っており、地域の協力のもと充実した体制を取っています。一方、二次救急医療*体制については、専門性や医療従事者の不足などの問題が顕在化しつつあります。近隣との広域化・連携強化を図るなど、地域医療体制のさらなる充実が求められます。
- 高齢化の進行や医療の高度化などにより医療費が増加しています。そのようななかでも、誰もが安心して医療を受けることができる体制を確保するため、公的医療保険制度*の安定的な運営が求められます。

＜成果を測る指標＞

日常的に健康づくりに関心を寄せている市民の割合

実績値：45.5%

■取組み例

＜保健＞

- ★健康についての学習機会を提供するとともに、適切な保健指導を行います
- ★市民の健康実態の分析と情報の提供などに取り組みます
- 各種検診（健診）の受診勧奨を図ります
- 食育を推進します
- 予防接種を推進するとともに、感染症予防に関する情報提供を早期に行います
- 新しい感染症にも迅速に対応できるよう、橿原市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえた感染症対策を図ります
- 感染症予防のための正しい知識や対処法の普及啓発を行います

＜健康づくり＞

- ★地域の健康づくり活動を支援します
- ★健康づくり活動に携わる人材を育成します
- ★健康的な生活習慣づくりに向けた意識啓発を行います
- 思春期の健康教育について、学校と連携した実施に努めます
- こころの健康に関する正しい知識や対処法の普及啓発を行います
- ★奈良県立医科大学と連携した健康づくり事業に取り組みます

＜医療＞

- 一次・二次・三次救急医療体制*がそれぞれ円滑に機能するように、関係機関と連携します
- 二次救急病院群輪番体制の安定した継続に努めます
- 小児救急医療体制の確保に努めます
- 休日夜間応急診療所の安定的な運営に努めます
- 関係機関と連携した感染症対策及び衛生資材の確保・備蓄に努めます

＜公的医療保険＞

- 公的医療保険制度の周知を行います
- 生活習慣病*の予防にかかる対策を講じるなど、医療費の適正化に努めます
- 後期高齢者医療制度*を適正に運営します
- 国民健康保険制度*を適正に運営します

関連する
SDG s



8 地域福祉

<目指す姿>

地域の誰もが主体となって支え合いながら、
健やかに安心して心豊かに暮らしています。

■現状・課題

- 地域が抱える課題は、複合化・複雑化しています。地域共生社会の実現を目指し、丸ごと相談を受けとめる「断らない相談支援」、社会との接点を生み出す「参加支援」、地域において多様なつながりをつくる「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う包括的な支援体制の整備が必要です。
- 多発する自然災害を受け、災害時の要配慮者*支援などの必要性が高まっています。避難行動要支援者制度*の充実を図り、地域の自助・共助の力を強める必要があります。
- 不安定な雇用や所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人が増えており、同時に貧困の世代間連鎖といった問題も深刻化しています。生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援も求められています。
- 生活保護の保護率はほぼ横ばいですが、高齢化により医療扶助などが増加傾向にあります。生活保護業務の実施に際して、より適正な保護執行及びより実効性のある自立支援を行う必要があります。ひいては、国レベルで生活保護制度のあり方について検討する必要があります。

＜成果を測る指標＞

身近に支え合える環境があると感じる市民の割合

実績値：49.7%

■取組み例

＜地域福祉活動＞

- 地域が抱える複雑な課題に対して、各担当機関と連携して解決を図ります
- 地域見守りネットワーク*を拡充します
- 地域で活動する住民や団体などを支援するとともに地域活動やボランティア活動への市民の参加を促します
- 地域福祉活動の担い手を育成します
- 福祉活動への市民意識の向上を図るため、啓発、情報提供を行います
- 学校、地域における福祉教育を推進します
- 民生委員*・児童委員活動*をはじめとする各種活動への支援を行います
- 災害に備え、避難行動要支援者名簿を整備します

＜生活困窮者支援＞

- 生活困窮者を把握したときは、生活困窮者自立支援制度の利用勧奨などのアウトリーチ*を行います
- 関係機関と連携し情報共有を図りながら、一人ひとりの課題に応じた包括的な支援を行い、生活困窮者の自立を支援します
- 支えが必要な人への相談支援体制を整え、必要な情報・サービスを提供します
- 就労支援や就労準備支援、住居確保給付金の支給を行い、生活困窮者の自立を支援します
- 家計状況を把握してもらい、家計改善意欲を向上させるため、家計改善支援を行います
- 制度をまたぐ課題や狭間にある課題に対し、関係機関が協働して対応できるよう調整や支援を行います
- 学力の不足や社会的孤立による新たな貧困の発生を防止するため、生活困窮世帯などの子どもの学習支援を行います
- 生活保護業務を適正に執行し、個々の世帯に応じた適正保護に取り組みます

関連する
SDGs



9 高齢福祉

<目指す姿>

いざというときの安心感があり、高齢者が住み慣れた地域で、心豊かな生活をしています。

■現状・課題

- 65歳以上人口の増加に伴い、要介護認定者数は増加していますが、一方で元気に高齢期を過ごしている人も増加しています。生活機能が低下する前からの予防と、フレイル*期以降における自立支援・重度化防止に努める必要があります。
- 高齢単身世帯は増加傾向にあり、地域交流や家族関係の希薄化と相まって、孤立してしまう人が増えてきています。このようなケースは認知症や孤独死につながる恐れがあるため、見守り活動を中心とした地域支援ネットワーク*と相談支援体制を充実させるとともに、生きがいをもって生活できるよう、本人の社会参加を促す必要があります。
- 介護が必要となったとしても、その人の生き方や尊厳を大切に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス体制（地域包括ケアシステム*）の深化・推進が求められます。
- 2025年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となり、それに伴い介護サービスの利用量が増加することが見込まれます。今後も継続して介護認定*及び介護給付*の適正化に努めて、介護給付の質を落とすことなく、介護サービスを必要とする人に持続的に提供することが求められます。

＜成果を測る指標＞

市内の高齢者は元気だと感じる市民の割合

実績値：55.2%

■取組み例

＜見守り・ネットワーク＞

- 地域支援ネットワークと相談支援体制を強化・充実させます
- 地域の見守り活動を実施します
- 地域包括支援センター*と「かしはら街の介護相談室*」による支援の充実に努めます

＜社会参加・いきがい＞

- 社会参加を促す老人クラブの活動を支援します
- 高齢の方と地域住民が関わりを持つ機会を増やし、社会参加の促進に努めます
- 身近な場所で継続的に健康づくりや介護予防に参加できるよう、支援を行います

＜介護保険＞

- 介護保険事業を円滑で安定的に運営します
- 適切な介護認定、給付を維持します
- 介護保険のサービス内容の周知を行います
- 介護保険事業計画に基づき、介護サービスの基盤整備を計画的に進めます
- 介護サービスの質の確保・向上のため、介護保険事業者への指導・助言などを行います

＜認知症・権利擁護＞

- 認知症*の早期発見に努めるとともに、認知症予防・支援策を充実させます
- 認知症についての正しい理解の普及啓発に努めます
- 高齢の方の尊厳を守り、その人らしく地域で安心して生活できるよう権利擁護を推進します
- 判断能力に不安を覚える方に対し、成年後見制度*の活用を促進します

関連する
SDGs



10 障がい福祉

<目指す姿>

障がいのある人も無い人も、誰もがお互いに尊重し支えあいながら、いきいきと暮らしています。

■現状・課題

- 障がいのある人ない人を分け隔てることのない社会の実現のためには、一人ひとりが障がいと障がいのある人に対する正しい理解と認識を持つことが重要です。いわゆるノーマライゼーション*やソーシャルインクルージョン*の考えを浸透させるとともに、障がいのある人に対する合理的配慮*の提供により、社会活動への参加機会を拡充していく必要があります。
- 障がいのある人が自ら望む形で地域生活を営むことができるよう、福祉サービスの利用支援や就労に結びつけるための連携などを関係機関と行っています。引き続き、安心した生活が営めるよう環境整備やサービスの質の確保・向上、相談体制の充実に努める必要があります。
- 介護する側の高齢化や「親亡き後」問題*への不安などからくる、介護疲れや心労が問題となっています。障がいのある人本人に対する支援と同時に、家族の不安を解消するような支援が必要となります。

＜成果を測る指標＞

障がいのある人が日常生活を送るための環境が整っていると感じる市民の割合

実績：8.3%

■取組み例

＜障がい理解・権利擁護＞

- 障がいや障がいのある人への理解を促進させます
- 障がいがある人の権利を擁護します
- 障がいのある人となない人との交流を支援します
- 合理的配慮の提供と啓発を行います

＜社会参加・日常生活・就労＞

- 障がいのある人のニーズに応じて、福祉サービスの提供を行います
- 障がいのある人の社会参加を促進します
- 障がい関係団体や事業所による活動・イベントの周知など、社会参加につながる取組みを支援します
- ハローワークや就労支援事業所と連携し、障がいのある人の就労支援を行います
- 障がいのある人の生活を地域全体で支え、家族の不安を解消する体制を構築するため、地域生活支援拠点を整備します
- 文化・スポーツ・レクリエーション*などを通じて、障がいのある人が地域で活動しやすい環境づくりに努めます

＜相談・支援＞

- 障がいがある人の医療費を助成します
- 関係機関との情報共有や連携による相談支援及び専門職員の配置などにより、総合的な相談支援体制の構築に努めます

関連する
SDG s



11 市民協働

＜目指す姿＞

それぞれの役割と責任のもと、市民が自らの意思で地域の活動に主体的に参加・参画し、まちづくりを行っています。

■現状・課題

- 人口減少・少子高齢化や市民の価値観の多様化に伴って、個人と地域のつながりが薄くなってきています。一方で地域や社会へ貢献したいという人は多く、NPO*・ボランティア活動などに積極的に関わる人々も増加しています。これを活かすことができるような新たな協働体制の構築が求められます。
- 自治会は、住みよい地域をつくっていくための最も身近な住民組織であり、その活動は防災・防犯・福祉・環境・教育など多岐の分野にまたがり、地域の問題を地域で解決するのに重要な役割を果たしています。しかしながら、構成員の高齢化や役員の固定化・負担増加など、自治会の継続的な活動に直接影響を及ぼす問題が顕著となっており、自治会活動の活性化及び組織力の強化に対する支援が求められます。

＜成果を測る指標＞

地域の活動に、積極的に参加している市民の割合

実績値：15.9%

■ 取り組み例

＜市民協働＞

- 地域課題の解決に向けた住民の自主的な取り組み・活動の支援を行います
- 地域におけるさまざまな団体のネットワーク化を推進します
- 市内における市民活動団体などの取り組みの支援を行います
- 市民活動交流広場から情報を広く発信します
- さまざまな段階での市民の市政参加・参画機会の拡大などに取り組みます
- 市民と行政または市民同士の交流や活動の機会の提供に努めます
- ★ 結婚したいと思う人の希望をかなえる応援・サポートの環境をつくれます。

＜地域コミュニティ＞

- 自治会などで行う加入促進事業への支援を行います
- 地域コミュニティの担い手を育成する事業への支援を行います
- 地域コミュニティの活動や役割、必要性への理解を深めるための取り組みを進めます

関連する
SDG s



12 人権

<目指す姿>

すべての人の人権が尊重される差別のない社会を築く意識を
市民の誰もが持っています。

■現状・課題

- 私たちの周りの身近なところには、部落差別をはじめとするいまだに解決しない人権課題、あるいは時代の流れや社会の変化とともに注目されるようになった外国人や LGBTQ*などに対する偏見、インターネット上の人権侵害などのさまざまな人権問題が存在しています。お互いの人権を尊重し多様性を認め合う社会の確立には、市民一人ひとりが人権問題に対する正しい知識を身につけ、人権意識の高揚を継続的に図っていくことが求められます。
- 女性の社会進出に伴い、男女の賃金格差は縮まってきていますが、社会や日常生活のなかでは性別役割分担意識は根強く残っています。性別にかかわらず、あらゆる分野の活動に参画し個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会*実現に向け、意識づくり・社会環境づくりが求められます。
- 自分も友達も大切に子どもたちを育成するため、市内各校園や地域における人権教育の取組みを継続的に進めています。しかし、いじめ・不登校や学力保障*などについては、子どもを取り巻く環境のなかに人権課題が潜在している場合があり、その解決に向けて支援体制を充実させることが求められています。

＜成果を測る指標＞

身近なところで人権問題が発生していると感じる市民の割合

実績値：20.0%

■ 取り組み例

＜人権＞

- 地域団体や住民と協働して人権啓発・広報活動を実施します
- 関係機関と連携し、人権相談体制を整備します
- 人権が尊重され差別のない社会を築く担い手を育成します
- 幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校などにおける人権教育と地域における人権研修などを推進します
- 「おおくぼとその周辺のまちづくりの歴史」を発信します
- コミュニティセンターの活用を促進し、地域の交流をより深めます
- 合理的配慮の提供を徹底・拡充します
- 平和の尊さ、命の大切さについて考える機会を提供します

＜多文化共生＞

- 市民、市民団体、企業との協働により、多文化共生のまちづくりを進めます
- 市民が異文化を理解し、尊重するための取り組みを支援します
- 教育、防災、福祉など生活全般にわたって、外国人が暮らしやすいよう支援します
- ユニバーサルデザイン*の啓発を行うとともに、多言語や簡易な日本語（ひらがな等）、イラストを多用した情報発信に取り組みます
- 外国にルーツ*を持つ人たちのエンパワメント*形成を支援します
- 自由かつ等しく情報やサービスを享受でき、誰もがまちづくりに参加できる環境整備を進めます

＜男女共同参画＞

- 男女共同参画意識の高揚やワーク・ライフ・バランス*の実現に向けて、職場・学校・地域・家庭での継続的な啓発を推進します
- 各種相談の実施により、性別による人権被害を防止、救済します

関連する
SDG s



13 防災

＜目指す姿＞

**市民、地域、行政が本市の災害リスクを知り、
それぞれの立場で生命・身体・財産を守る備えができています。**

■現状・課題

- 今後、発生が予想される南海トラフ地震や奈良盆地東縁断層帯地震などでは、橿原市においても大規模な被害となることが見込まれます。また、市内7河川の浸水想定は広範囲にわたっているうえ、気候変動などによる豪雨災害のリスクはさらに高まっています。これらの災害対策にあたっては、地域と行政がそれぞれ主体的に活動し連携する必要があります。
- 災害時に地域防災力が発揮されることは減災に大きく貢献します。自分や家族を守る自助、そして住民・企業などが行う共助も大きな役割を担います。市民一人ひとりが高い防災意識を持ち、行動に移せるよう、継続的な取組みが重要です。
- 市民の生命・財産を守ることは行政の責務です。そのため、災害対応活動拠点となる新本庁舎の整備のほか、災害時に必要となる施設の整備、機材及び物資の備蓄、災害対応体制の強化と職員の対応能力の向上、関係機関との連携、また外部からの支援を受けるための体制整備や消防力の強化が求められます。

＜成果を測る指標＞

住んでいる場所の災害リスクを知り、備えができて市民の割合

実績値：27.6%

■取組み例

＜防災＞

- ★防災知識の啓発を行い、市民の防災意識を高めます
- 地域で行われる防災訓練への支援を行うなど、自主防災組織の活動を支援します
- ★小中学校における防災教育を推進します
- 災害時要配慮者の把握及び支援者の確保に努めます
- 民間施設などと連携し、避難場所の確保に努めます

＜災害対応＞

- 災害対応機材・物資の備蓄に努めます
- 防災マニュアルを浸透させ、災害に即時対応できる体制を確立します
- 災害時受援*体制を整備します
- 市の公共建築物は、避難所などとしての防災機能を維持できるよう、必要な対策を講じます
- 有事の際の情報伝達や情報収集について、ICT*を活用した防災関係機関との連携に努めます。
- 被災地に職員を派遣し、復興支援を行うとともに、その経験と知識を他の職員と共有し、スキルアップを図ります
- 災害対応活動拠点となる新本庁舎の整備を進め、さまざまな災害に対し、適切に対応できる災害対策本部機能を導入します。

＜消防＞

- 市民の防火意識の高揚を促し、住宅火災対策を促進します
- 消防団員の人材確保に努めるとともに、団員の災害対応力の向上を図ります
- 消防団組織の強化と防火・防災資器材の充実を図ります
- AED*の取扱いを含む心肺蘇生法など応急手当の普及啓発などを実施します
- 大規模災害などに備え、消防広域連携に取り組みます

関連する
SDG s



14 防犯

＜目指す姿＞

市民が防犯意識・消費者意識を自ら高め、
安全で安心な日常生活を送っています。

■現状・課題

- 生活道路における防犯灯の設置補助、自主的な安全活動を行う青色防犯パトロール団体*の発足支援、防犯意識向上のための啓発活動など、見通しの良い社会の実現へ向けての取り組みを行っています。引き続き、犯罪が起こりにくい環境を整備するとともに、警察署・関係機関などと連携し、市民の防犯意識を高める取り組みが必要です。
- インターネットの普及や高齢化社会を背景に消費者トラブルや特殊詐欺*被害などの相談件数が年々増加し、手口が巧妙化・複雑化しています。消費者トラブルなどを未然に防ぐための情報提供や啓発・相談を充実させるとともに、一人ひとりが適切な判断をすることができるよう、消費者の安全・安心確保に向けた一層の取り組みが必要です。

＜成果を測る指標＞

日頃から防犯や消費者問題に関心を寄せている市民の割合

実績値：37.9%

■ 取り組み例

＜防犯＞

- ★防犯意識の啓発を行います
- 地域の防犯活動を支援します
- 警察など関係機関や各種防犯活動団体との連携のもと、犯罪が起こりにくい環境や防犯施設の整備を行います
- 市民や暴力追放に取り組む各種団体や機関と連携し、あらゆる暴力行為の追放を推進します

＜消費生活＞

- 消費者問題対策の啓発を行います
- 悪質商法などの手口、消費者を守る制度などの積極的な情報提供をします
- あらゆる世代に対する消費者教育を推進します
- 消費生活センターの相談員のスキルアップを図ります
- 消費者トラブルにおける相談やあっせんなどに取り組みます

関連する
SDG s



15 交通

<目指す姿>

自分に合った手段で、
誰もが快適に市内を移動することができます。

■現状・課題

- 人身事故の件数は減っていますが、子どもが被害に遭う交通事故は後を絶ちません。学校・保護者・警察・道路管理者などと連携して、通学路を中心とした危険個所への対策を継続して講じるとともに、子どもに対しては、自分の命は自分で守るための交通安全意識を醸成する必要があります。
- 高齢運転者の交通事故は、社会問題ともなっていますが、運転に不安を感じつつも、他の移動手段の確保が難しく、仕方なく運転を続けている人は少なくありません。運転に不安を感じた高齢の方へどのような支援ができるのかを関係機関と連携しながら検討し、取り組んでいく必要があります。
- 公共交通の地域における移動格差やマイカー利用による渋滞・環境問題、また外出支援や観光への活用など交通分野における課題やニーズは複雑なものとなっています。これらに総合的に対応するため、移動の効率化・最適化が求められており、鉄道やバス・タクシーなどの交通事業者の枠に加え地域資源なども活用した取組みを推進する必要があります。
- 駅前駐車場・自転車駐車場は公共交通機関への乗り継ぎ・乗り換え拠点として、また駅周辺の停車車両の抑制や駐車需要の観点からも重要です。今後も自動車、自転車、バス、タクシー、鉄道など交通機関相互の連携機能の強化と、駅を中心とした良好な交通環境を維持するため、駅前駐車場・自転車駐車場の適切な運営・管理と合理的な経営が求められます。

＜成果を測る指標＞

市内を快適に移動することができると感じる市民の割合

実績値：64.1%

■ 取り組み例

＜交通安全＞

- 交通安全意識の啓発を行います
- 交通安全教育に取り組みます
- 関係機関と連携し、交通事故防止策を推進します
- 子どもや高齢の方を軸とした交通事故防止策に取り組みます

＜交通ネットワーク＞

- 公共交通の利用促進に取り組みます
- 利用者のニーズなどを踏まえながら、利用しやすいコミュニティバスの運行を行います
- ★市民の誰もが生活の支えとなる、まちづくりと協調した公共交通体系の検討に取り組みます
- 市内の主要施設間のアクセス向上や駅及び駅周辺のバリアフリー*化を推進します

＜自転車・歩行者＞

- 駅前駐車場・自転車駐車場を適切に管理運営します
- 自転車・歩行者空間など道路交通などの安全確保に努めます

関連する
SDGs



16 道路・橋梁・河川

＜目指す姿＞

安全な道路環境が整っており、誰もが安心して通行しています。

■現状・課題

- 市が管理する道路や施設が年々増えるとともに、交通量の増加に伴う損傷、経年劣化などにより維持改善が必要な個所が多くなっています。橋梁は高度経済成長期*に建設されたものが多く、老朽化しています。それらの状態を適切に把握し、計画的かつ効率的に保全する必要があります。
- 広域交通網*が整備されたことにより、幹線道路へアクセスする道路の重要性が増しています。広域交通網の整備を促進するとともに、補助幹線道路の役割を果たす市道については、計画的かつ効率的に整備する必要があります。
- 狭あい道路*は歩行者などの通行が危険であったり、緊急車両の進入が困難であったりと日常時・緊急時とも支障をきたす場合があります。地域のニーズに合わせて道路環境を整備する必要があります。
- 近年、記録的な降雨による浸水や冠水などが増加しています。計画的な排水路の整備や改修、また、日常的な維持管理を継続実施していく必要があります。

＜成果を測る指標＞

安全な道路環境が整っていると感じる市民の割合

実績値：35.2%

■ 取り組み例

＜道路・橋梁＞

- 適切に道路財産を管理・活用します
- ★既存道路の改良など、安全で利便性の高い道路環境の整備に取り組みます
- 狭あい道路は状況に応じた、効率的かつ効果的な整備を行います
- ★歩道のバリアフリー化やカーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備を進め、道路利用者の安全確保や快適化に努めます
- 橋梁などについて、定期的な点検を実施し、予防的かつ計画的な修繕・更新を行います
- 京奈和自動車道の全線開通と広域的な幹線道路などの整備促進を、国・県の関係機関に対して働きかけます
- ★ICT*を活用し、道路や橋梁の安全情報を市民と双方向で共有できるシステムの導入を目指します

＜河川・排水路＞

- 準用河川や雨水貯留施設の浚せつなどを行います
- 排水路の整備や既存施設の適切な維持管理など、雨水排水対策を進めます
- 台風や降雨による浸水・冠水を防ぐため水防資材などを準備します

関連する
SDG s



17 住環境・建築

＜目指す姿＞

多様なニーズに応えられる住宅が供給され、
市民が良好な住環境で暮らしています。

■現状・課題

- 今後、人口減少に伴う空家等*の増加が想定されます。適正な管理がされていない空家等は、周辺の住環境に悪影響を及ぼすことから、所有者などに適正管理を促す必要があります。また、空家等の流通を促進したり、利活用をサポートする取組みも求められています。
- 日本各地で地震や台風などの自然災害により、住宅やブロック塀などが倒壊する被害が出ています。巨大化、激甚化する自然災害に備えるため、建築物等の耐震化を促進するとともに、建築物のより一層の安全性の確保のため、建築基準法をはじめとする法令を厳格に適用することが求められています。
- 市営住宅の経年劣化による修繕などが日常的に必要となっています。老朽化が進む市営住宅の維持・管理に向け、さらなるライフサイクルコスト*の縮減に取り組む必要があります。

＜成果を測る指標＞

安全な居住環境で生活できていると感じる市民の割合

実績値：61.4%

■取組み例

＜空家等＞

- 管理不全空家等の適正管理を促進します
- 管理不全な状態が改善されない場合は、その所有者などに対する行政指導や行政処分により、改善に努めます
- 市民や管理者・所有者に対し、空家等の適正管理に向けた啓発や情報提供を行います
- ★空家等を有効に活用し、地域コミュニティの醸成と周辺地域の活性化に取り組みます
- ★空家等を活用した新たな居住スタイルについて研究を行います
- ★住まいに関するネットワークづくりを進めるなど地域住民主体の取組みを支援します
- 「空家になる前」からの、家屋活用にかかる相談対応を行います

＜建築＞

- 建築基準法、省エネ法、都市計画法など関係法令に基づき、建築物にかかる指導を適正かつ厳粛に実施します
- 建築物等の耐震化を促進します
- 省エネルギーと健康に配慮した快適な住まいを推進します
- 関係法令に基づき、民間住宅の開発行為に対する適切な指導を行います

＜市営住宅＞

- 計画的に市営住宅の長寿命化やバリアフリー化、建替えなどを行い、適切な維持・管理を行います
- 市営住宅の家賃を徴収するとともに、滞納を生まない取組みを実施します

関連する
SDG s



18 地球環境

＜目指す姿＞

市民が環境保全と資源循環に高く関心を持ち、
環境負荷の少ない持続可能な社会を築いています。

■現状・課題

- 本市には、大和三山や飛鳥川、曽我川などの豊かな自然環境があり、行政も市民もみんなで守っていかなければなりません。継続的に環境調査を実施するとともに、環境教育・環境学習を充実させ、環境問題に対する市民意識の高揚に取り組むことが求められます。
- 本市では、2018年に「橿原市地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、2030年の目標達成に向け、温室効果ガス*の削減に努めています。今後も市民や他の事業者と連携し、地球温暖化対策を積極的に取り組むことが求められます。
- 近年の環境意識の高まりや指定ごみ袋による有料化などにより家庭から排出される可燃ごみは年々減少傾向にあります。今後も社会動向や事業効果を勘案しながら、排出量削減に向けた継続的な取組みが求められます。
- 廃棄物を可能な限り資源として再生利用し天然資源*の消費を減らすため、3R*を促進していますが、市内で発生する一般廃棄物の資源回収量と資源化率は低迷傾向にあります。地域における再資源集団回収*やごみ分別排出の普及・促進を行っていますが、従来の取組みと併せて、さらなる有効な取組みを実施する必要があります。

＜成果を測る指標＞

日頃から環境に配慮した行動を取っている市民の割合

実績値：49.0%

■取組み例

＜環境保全・環境配慮＞

- 継続的に環境調査を実施し、監視・指導を徹底します
- 市民及び事業者へ環境に関する情報発信・啓発活動を行います
- 市が率先して環境配慮行動を取ります
- 環境教育・環境学習を行います
- 地域特性に応じた環境保全活動を推進します
- 環境に配慮した事業活動を支援します
- 橿原市地球温暖化対策地域協議会を中心に、地球温暖化対策を推進します

＜エネルギー＞

- 省エネルギーや低炭素型エネルギー*利用を推進します
- 公共施設の省エネルギー化を進めます
- 自然エネルギー*の利用促進や家庭での省エネ推進に対し、支援を行います
- 未活用の資源やエネルギーの活用方策を検討します

＜ごみ減量・資源＞

- ごみ減量・資源化を推進します
- 天然資源の消費を抑制します
- 指定ごみ袋有料制度を運用します
- 集団回収の活動を支援するとともに、回収率向上にかかる取組みを検討していきます
- ごみを出さない生活習慣が定着するよう、市民や事業者へ啓発を行います

関連する
SDG s



19 生活環境

＜目指す姿＞

市民が、良好な生活環境で暮らすことができます。

■現状・課題

- 市民の生活環境を保全し、公衆衛生を維持するために欠かすことのできない業務としてごみ収集を行っています。安定したごみ収集体制を維持することはもちろんのこと、高齢化などの社会状況に対応した収集体制を検討していく必要があります。
- 地域団体や地域住民の美化活動により、生活環境の維持が図られており、こうした活動は地域コミュニティの醸成の観点からも重要な役割を果たしています。今後も市民の自発的な美化活動を支援していくことが求められます。
- 不法投棄については、巡回や市民からの通報などにより現場を確認し、関係機関と協議して対応していますが、依然として不法投棄が後を絶ちません。地域住民や関係行政機関との連携による不法投棄されにくい環境づくりが求められます。
- クリーンセンターかしはらでは、可燃ごみの焼却処理を行うとともに、焼却時に発生する熱で発電するなど余剰エネルギーを有効活用しています。非常時はエネルギー供給拠点としての機能も期待されることから、日頃から安定した処理機能を維持する必要があります。
- 生活排水処理率は年々上昇していますが、いまだ未処理のまま公共用水域へ放流されている生活排水があるため、さらなる下水道や浄化槽の普及が必要となります。また、下水道普及に伴ってし尿及び浄化槽汚泥の収集量が減少していくことから、効率的な処理体系を確立する必要があります。

＜成果を測る指標＞

良好な生活環境で暮らすことができていると感じる市民の割合

実績値：64.1%

■取組み例

＜廃棄物処理＞

- 廃棄物処理施設を計画的に運営します
- 廃棄物処理計画に基づき、進捗を管理します
- 廃棄物処理にかかる各主体への啓発・指導を行います
- 老朽化、処理量の変化に対応した施設の規模や処理方式、更新などについて長期的な視点に立った検討を進めます
- 安定的にごみ収集できるよう、車両管理を行います
- 関係機関などと連携し、廃棄物を適正に処理します
- 大規模災害発生時は、災害廃棄物*処理計画に基づき、災害廃棄物の処理を行います
- ごみ出しにかかる負担を軽減するための支援、社会状況に対応したごみ収集体制の充実に向けて取り組みます
- 市民ニーズに合ったごみ収集を実施します

＜環境美化＞

- 環境美化活動に、より多くの市民や団体及び事業所などに参加してもらうよう、周知・啓発に努めます
- 自治会などが行う地域美化活動へ支援を行います
- 不法投棄ごみの発生抑止活動を行い、発生した不法投棄ごみに対しては警察などと連携した処理対応を行います
- 散乱ごみ・ポイ捨てを抑止するため、啓発活動を行います
- 一般家庭に対する生活排水対策を推進します
- 公共下水道の効率的な整備と単独処理浄化槽*や汲み取り槽から合併処理浄化槽*への転換を促進します

関連する
SDGs



20 上下水道

<目指す姿>

安全な水道水の供給と適切な汚水処理により、
市民が衛生的で健康的な生活を送っています。

■現状・課題

- 安全な水道水を安定的に供給するため、定期的な水質検査と管路の維持・保全を行っています。今後も確実な水質検査の実施と老朽化した管路の更新・耐震化の推進が求められます。
- 公共下水道は汚水の処理により生活環境の改善・公衆衛生の向上・公共用水域の水質保全などの役割を担っています。今後も公共下水道の普及率向上に向けた整備を行うとともに下水道施設を適切に維持管理することが求められます。
- 水道水の供給と適切な汚水処理は、市民生活にとって重要な公共基盤であることから、継続的かつ安定的なサービスの提供が求められています。急速に社会環境が変化するなか、持続可能な上下水道事業を展開するため、公営企業としてこれまでの既成概念に捉われない柔軟な発想により、良質で効率的な事業運営を行う必要があります。

＜成果を測る指標＞

安心して水道を利用できていると感じる人の割合

実績値：84.1%

■取組み例

＜上水道＞

- 老朽化した管路等を更新します
- 管路等の耐震化を推進します
- 定期的な水質検査を実施します
- 水の大切さを伝えるための取組みを行います

＜下水道＞

- 公共下水道の普及を促進します
- 下水道未利用者に対し、啓発・相談を行い、下水道接続率を向上させます
- ストックマネジメント*計画に基づき点検・調査を実施し、計画的かつ効率的に施設管理を行います

＜上下水道事業＞

- 持続可能な上下水道事業を展開するため、経営基盤の強化に取り組みます
- 適正に水道料金及び下水道使用料を設定し、徴収します
- 災害時における、スムーズな水の供給と下水道機能の確保が行える体制を確立します

関連する
SDGs



21 公園・緑地

＜目指す姿＞

市民の参加により公園・緑地などの身近な潤い空間が管理され、誰もが憩いの場として快適に利用できています。

■現状・課題

- 公園・緑地は、日常的には子どもの遊び場・健康運動の場・憩いの場などとして利用されるとともに、存在することで環境改善や防災性の向上などの機能的役割を果たしています。地域の公園・緑地に対するニーズをきめ細かく把握し、それぞれの公園・緑地においてはどのような役割を持たせるのかを見極める必要があります。
- 整備後30年以上経過した公園・緑地が多数あり、遊具などの公園施設の劣化が進み、樹木が生育して過密になり剪定が必要な状況になっています。特に老朽化した遊具は事故の危険性があることから、更新を図り、安全性を確保していく必要があります。また、日常管理における担い手不足が生じているため、地域住民や民間事業者など多様な主体による新たな発想の公園・緑地管理が求められています。

＜成果を測る指標＞

市内に憩いの場として利用できる公園・緑地があると感じる市民の割合

実績値：40.0%

■ 取り組み例

＜公園＞

- 公園・緑地のニーズ把握に努め、市民ニーズに応じた公園整備を行います
- 予防保全型管理により、公園施設の長寿命化を推進します
- 老朽化した遊具などの計画的な補修・更新を行います
- 地域住民との連携による維持管理を行います
- 災害時に避難場所となる都市公園の防災機能を向上させます
- 柔軟な発想により運営管理の効率化を行い、公園のストック効果を高めます

＜緑地＞

- 緑地の保全や緑化の推進に取り組みます
- 市民の緑化活動を支援します
- 市民の緑化意識の高揚を促進します
- 市民協働による市街地の緑化・美化を推進します

関連する
SDG s



22 まちづくり・景観

＜目指す姿＞

近代的な都市機能と、歴史的景観が共存しており、
市民がそれを橿原市の魅力として感じています。

■現状・課題

- 少子高齢化や人口減少の進行は、地域の低密度化や生活に必要な施設の点在化を招き、市民生活の維持に困難をもたらす恐れがあります。地域の実情やニーズを踏まえ、持続可能なまちの形成に向け、計画的な土地利用を規制・誘導し、快適で秩序あるまちづくりを進める必要があります。
- 橿原市では奈良県と協働してまちづくりに取り組んでおり、市民や民間事業者などが協働・参画する地域特性を活かしたまちづくりが進んでいます。今後も、奈良県の中南和の拠点都市としてさらなる賑わいを創出するまちづくりが求められています。
- 橿原市は歴史と現代が調和した個性ある景観形成が進んできました。橿原市特有の歴史的資源を残しながらも、今後さらに、それぞれの地域の個性に応じた景観形成を進めるために、市民の景観に対する理解を深め、協働していく必要があります。

＜成果を測る指標＞

快適性・利便性・安全性と歴史ある景観が共存していると感じる市民の割合

実績値：58.6%

■取組み例

＜土地利用・まちづくり＞

- 適切な土地利用へと誘導します
- 住民や関係機関との協働による地域特性を活かしたまちづくりを推進します
- ★中南和地域の拠点都市にふさわしいコンパクトかつ機能的なまちづくりを行います
- ★日本国はじまりの地「橿原」にふさわしい広域観光の玄関口を形成します

＜景観＞

- 各種の法令に基づく手続きに対する適切な指導や協議を行います
- 良好な景観の形成、風致の維持、安全性の観点から建築物や屋外広告物への適切な規制・誘導を図ります
- 市民、事業者などによる良好な景観の形成に関する優れた取組みに対して、支援をします
- 景観に関する啓発や魅力のある景観のPRを行います
- ★住民と協働して、地域の特色ある景観を形成します
- ★住民や関係機関と協働して、名勝大和三山の魅力の向上に努めます

関連する
SDG s



23 歴史・文化財

<目指す姿>

市民が橿原市の歴史と文化財に誇りと愛着を持ち、
その心を次世代へ引き継いでいます。

■現状・課題

- 文化財は地域の歴史・文化を伝えるための貴重な資産です。歴史・文化に対する理解を深め、郷土を大切に想う心を育むことで、本市の有する豊かな文化財を継承していく必要があります。
- 歴史に憩う橿原市博物館は、本市の歴史を伝えるため、展示だけにとどまらず、遺跡や土器をはじめとするさまざまな文化財を積極的に活用した体験型学習や対話型観察*などの活動を行っています。文化財を通して歴史と文化を知るだけでなく、学ぶ喜びやコミュニケーションを図る楽しさをさまざまな年代の市民が感じる場としての役割が求められています。
- 「特別史跡藤原宮跡」は、694年に造営された日本で初めての都城「藤原京」の中心部に位置する宮殿跡であり、世界でも有数の歴史的に貴重な遺産であることから、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」として世界遺産登録を目指し、継承していくことが必要です。
- 今井町は平成5（1993）年に国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、伝統的建造物数が全国一の500件を数える世界に誇る美しい歴史的町並み景観を有しています。現在では、景観の保全も進んでおり、その歴史的資源を継承していくため、まちの賑わいや活力の創出が必要となっています。

＜成果を測る指標＞

橿原市の歴史と文化財に誇りと愛着を持つ市民の割合

実績値：44.8%

■取組み例

＜文化財＞

- 文化財の調査研究を行い、調査結果の公開や文化財の指定・登録などを行います
- 文化財を保存し、活用します
- 史跡を公有化し、整備活用します
- 市民が地域の歴史的遺産やまち並みの価値を再認識し、守り親しむことができるよう啓発を行います

＜博物館＞

- ★博物館デビューしたくなるような歴史を身近に感じることができる企画展示に取り組みます
- ★五感やコミュニケーションを大切にする博物館活動を行います
- ★市民が地域の歴史や文化財に触れる機会を提供（歴史講座・見学会・体験学習会の開催など）します
- 歴史学習に関するボランティアスタッフを養成します
- 歴史資料などについては、調査・収集し、適切な保存・管理に努めます
- ★他の博物館や学校などと連携し、積極的な活用・情報発信を行います

＜世界遺産＞

- ★「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録を促進します
- ★「飛鳥・藤原」の世界遺産登録に向け、構成市村及び奈良県との連携を強化するとともに、市民の機運を高めます
- ★特別史跡藤原宮跡を活用するとともに、来訪者の利便性向上に努めます
- ★特別史跡藤原宮跡の国による整備を促進します

＜今井町＞

- 今井町の歴史的建造物などを保存・活用するとともに、歴史的町並み景観の向上に努めます
- ★今井町の施設管理と利活用を促進します
- 今井町の伝統行事を維持・継承し、賑わいと活力を創出します

関連する
SDG s



24 観光・交流

<目指す姿>

市民が橿原市の魅力や新たな価値を積極的に発信し、中南和地域の観光・交流の拠点としてまちに多くの人を訪れています。

■現状・課題

- 本市には今井町や橿原神宮といった魅力的な歴史・文化資源がありますが、市内だけの周遊では滞在型の観光に結びついていません。また、首都圏での認知度が低く、多くの方が「橿原市」を知りません。『日本国はじまりの地 橿原』として本市の認知度を高めつつ、市域を越えた中南和地域での広域連携のもとで本市を拠点とした周遊促進が必要です。
- 本市を訪れる観光客の満足度を向上させることで、何度も訪れてもらえるようになります。観光客の満足度を向上させるためには観光客目線での利便性を意識し、受入れ環境を整備していく必要があります。
- シティプロモーション*や観光振興においては、市民が自主的に橿原市を発信したくなるようなまちづくりが重要です。イベント開催や積極的な情報発信、官民連携による人材育成などにより、シビックプライド*を醸成することが求められます。
- 地域の担い手が減少するなかで効率的な地域経営を行うために、自治体間・地域間での連携がますます重要となります。国内外の都市や自治体・地域との交流を活発にすることで相互理解が進み、産業や観光、教育といった幅広い分野で本市の活性化に向けた効果が期待されます。官民間わす積極的な交流・広域連携を進めていくことが求められます。

＜成果を測る指標＞

橿原市の魅力や価値を他の誰かに伝えることができる市民の割合

実績値：40.7%

■取組み例

＜観光情報・受入れ環境＞

- ★地域の多様な主体をつなげて、まちの魅力を発信するネットワークづくりを進めます
- ★「シティプロモーション」「観光プロモーション」に取り組みます
- ★歴史・文化資源を活かした周遊ルートの作成や体験プログラムの発掘・開発に取り組みます
- ★観光案内機能を充実させ、旅行者受入れ環境の整備に取り組みます
- ★外国人観光客の誘致に取り組みます

＜交流・広域連携＞

- 国際交流の機会を創出します
- 姉妹都市・友好都市との市民主体の交流を支援します
- ★体験型観光や教育旅行を推進します
- ★中南和地域における観光関連団体や事業者の連携を図ります

＜シビックプライド＞

- ★地域に根付いたイベントを開催します
- ★専門知識を持つ市民が活躍できる場を提供します
- ★市民や事業者が地域の観光資源や魅力を、自ら PR する取組みを支援します
- ★子どもたちに地域の魅力を感じてもらえる取組みを行います

関連する
SDG s



25 商工業・しごと

＜目指す姿＞

新たな産業を生み出す環境が整い、
地域経済の循環を市民がまちの賑わいとして実感しています。

■現状・課題

- 地域経済の基盤を強化し活力を高めていくため、市内の小規模事業者・中小企業に対して、支援が求められています。特に地場産業においては、消費者ニーズの多様化や地域間競争、後継者不足など厳しい環境が続いていることから、事業承継の支援なども含めた対策が求められています。
- 新たな企業を誘致することや起業を支援することは、雇用の創出や産業構造の転換、イノベーション*の創出、生産性の向上の原動力となり、市民生活の安定と地域経済の活性化に寄与します。高い交通利便性などの本市の特性を活かした、企業誘致や起業支援が求められています。
- 市内の有効求人倍率*は高い数字で推移していますが、県外就業率が高い状態が続いており、求職と求人が一致しないという雇用のミスマッチ*が生まれています。世代や性別を問わず、市内で働きたい方が、いきいきと働くことのできる雇用、労働環境の整備が求められています。
- 移住施策については、本市と同様の特徴をもった市町村が多くあるなかで、特に歴史文化資産に恵まれていることや交通利便性に優れていること、医療環境が充実していることなどの特徴を活かした施策展開を図る必要があります。そこで「本市に縁のある関西近郊の子育て世代」と「歴史が好き・奈良ファン」を主に移住者像としてとらえ、そのような方々の、移住に向けた相談対応や移住後のアフターフォロー*などのサポート体制や支援制度の充実が必要となります。

＜成果を測る指標＞

経済が循環し、まちが賑わっていると感じる市民の割合

実績値：22.8%

■ 取り組み例

＜雇用・就業＞

- 働き方の見直しや働きやすい職場環境づくりに向けた意識啓発を行います
- 仕事や就職に関する相談対応を行います
- 女性や障がいのある人、高齢の人、外国人など、さまざまな立場の人の就労を支援します
- 市外への人材の流出を食い止めるため、企業と求職者の就労マッチング*に取り組みます
- 求職者のスキルアップを支援します
- ★起業教育など、若い世代の職業観の形成に取り組みます

＜企業立地＞

- ★企業立地の支援を行います
- ★活用可能な工場用地や未利用地などの情報を収集・提供します
- ★社会経済情勢や企業立地にかかるニーズなどを踏まえ、新たな立地基盤のあり方について検討を進めます
- ★事業所の新規立地や増設・建替などによる新たな産業や事業高度化を誘導する環境づくりを進めます

＜中小企業・地場産業＞

- ★市内中小企業の生産基盤の強化や人材の確保・育成を支援します
- ★中小企業の事業承継対策については、技術後継者の育成などを支援します
- ★各種支援制度、融資制度、相談体制を充実させ、ワンストップ*で継ぎ目のない総合的な支援を行います
- ★魅力ある店舗や名物・物産品などの認知度向上に向け、積極的な情報発信に努めます
- ★魅力ある商品の開発や地域ブランド創出、販路開拓のための取組みを支援します
- ★ふるさと納税の返礼品での地場産品などの活用を拡充します
- ★企業の経営品質向上の取組みを支援します

＜創業・新産業＞

- ★創業者に対する支援制度の周知と活用を促進します
- ★新たな事業展開や異業種との交流による取引拡大などを支援します
- ★新技術・新商品の開発など新たな取組みを行うベンチャー企業*の成長を支援します
- ★ソーシャルビジネス*など地域での新たな事業活動の活性化方策、地域と企業の連携促進などの検討に取り組みます
- ★技術開発・マーケティング*・情報発信などの支援、信用保証などの金融支援などを進めます

＜移住＞

- ★移住希望者へさまざまな情報発信を行い、魅力の発信を行います
- ★移住者へのサポート体制・支援制度を充実させます
- ★本市出身者のふるさと回帰を促します
- ★親世帯との三世帯同居・近居に対し、住宅取得に伴う支援を行います

関連する
SDGs



26 農業

＜目指す姿＞

持続的で魅力のある農業が行われ、
市民が地元の農産物に愛着を持っています。

■現状・課題

- 食のグローバル化やライフスタイルの変化により食料需給の環境変化が進んでいます。農産物の安全性を確保しつつ、農業技術の向上や流通の拡大が求められています。
- 若年層の農業離れや農業従事者の高齢化などにより、農業の担い手が減少し、耕作放棄地*が増加しています。耕作放棄地の解消と発生防止のため、新たな担い手を確保・育成しつつ、効率的・安定的な農業経営の実現と担い手となる経営体への農地の集約化が求められています。
- 耕作放棄地の増加、狩猟者の高齢化や新規参入者の減少により有害鳥獣による農作物被害が増加しています。有害鳥獣による被害を防止するための適切な対策が求められています。
- 農地・農業用施設*の整備が進む一方、早期に整備された農地・農業用施設は経年劣化が進んでいます。計画的な修繕・改修により自然災害への被害を防止するとともに、生産性を向上させ、持続的な農業が営めるよう、対策が求められています。

＜成果を測る指標＞

地元の農産物に愛着を持つ市民の割合

実績値：29.7%

■取組み例

＜農地＞

- 耕作放棄地を含めた農地の活用を図ります
- 農地集積・集約化などによる農地利用の最適化を進めます
- 農業用施設・土地改良施設の維持管理に対して支援を行います
- 土地改良*事業を推進します
- 農地の多面的機能*の維持・発揮に向けた支援を行います
- 農業用ため池や農道などの農業施設の計画的な更新、耐震化、長寿命化を推進します
- 農地中間管理機構*と連携を行います
- 安定的な用水供給及び農家の水管理の省力化を図ります

＜地産地消・ブランド・農業振興＞

- 農産物の地産地消*を推進します
- 地域特産物のブランド化や6次産業*化を推進します
- 市内産農産物のPRイベントの開催や情報発信を進めます
- 安全な農産物の生産支援を行います
- 農業祭などのイベントを通じ、市民の農業への理解と関心を高めます
- 学校給食での活用や農福連携を考慮した取組みの展開を図ります

＜農業従事者＞

- 農業従事者へ支援を行い、負担軽減を図ります
- 多様な農業担い手の確保・育成を行います
- 就農希望者受入れ体制を構築します
- 農業の次世代継承を支援します

＜農業生産＞

- 農産物の栽培技術と生産力向上を支援します
- ICT*などを利活用し、農業生産技術の向上を図ります
- 環境保全効果の高い営農活動の普及を図ります
- 農業経営の規模拡大を支援します
- 有害鳥獣対策を行います

関連する
SDGs



27 行政運営

持続可能な行政マネジメント方針

市民とともに「かしはら」をつくる信頼の行政運営

■現状

日本は本格的な「人口減少社会」へ突入しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2060年頃には現在1億2千万人を超える人口が、9千万人を割るとされています。また、令和元（2019）年の日本の出生数は約86万4千人と、ピーク時である第1次ベビーブームの3分の1以下であり、人口動態統計史上初めて年間で90万人を割り、平成22（2010）年頃の105万人程度から比べても大きく減少し、少子化が進行しています。一方で、65歳以上の老年人口は上昇を続けており、その人口の割合である高齢化率は現在の約25%から2060年頃には約40%になると推計されています。このように日本では、人口減少と同時に少子化・高齢化が進行しています。

橿原市の人口動態も同様で、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、人口は現在の約12万2千人から2060年頃には約8万3千人に減少するとされ、出生数は平成22（2010）頃には年間約1,100人であったのが平成30（2018）年には約900人まで減少しており、高齢化率も上昇しています。

人口減少と少子高齢化の進行による労働力の減少は、社会のあらゆる分野の縮小を招くことから、社会全体としてもこれまでのマネジメントが通用しなくなります。それは、行政運営も同様であり、マネジメントの転換が求められます。ヒト・モノ・カネを効果的・効率的に運営すること、情報やデータを戦略的に活用すること、市民をはじめとする多様な主体と「共創*」することで行政運営全体の最適化を図っていく必要があります。

また、近年においては深刻な被害をもたらす大規模な災害が頻発しており、常に有事を意識した危機管理が求められています。そのためには根拠のあるデータの適切な収集・活用・発信を通して、これまで想定されていなかったような緊急事態においても、市民をはじめとする多様な主体とコミュニケーションを図り、「共創」する体制を構築していくことが必要です。

橿原市としては、このような課題に対応していくため、行政運営を4つの政策の土台となる「持続可能な行政マネジメント方針」とし、3つの視点に基づく6つの方針のもと、各政策・施策を実行していきます。また、この「持続可能な行政マネジメント方針」を第6次行政改革大綱と位置づけ、行政改革を推進していきます。

■財政状況の推移

本市の財政状況の推移は以下のとおりとなります。

①実質収支*は、社会保障関連経費などの増加により減少傾向となっています。

Ⅴ 市民とともに「かしはら」をつくる信頼の行政運営

- ②市債残高は、借入抑制などにより減少傾向となっています。
- ③基金残高は、財政調整基金*などの取崩しにより減少傾向となっています。
- ④経常収支比率は、人件費や社会保障関連経費などの増加により硬直化の傾向となっています。

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実質収支	13.8 億円	9.3 億円	1.4 億円	2.6 億円	3.8 億円
市債残高	386 億円	369 億円	379 億円	374 億円	365 億円
基金残高	63 億円	69 億円	74 億円	71 億円	66 億円
経常収支比率	94.5%	97.3%	97.8%	97.4%	97.7%

※地方財政状況調査より（普通会計）

以上のように厳しい財政状況で推移しており、今後も社会情勢が不透明なかで大幅な好転は見込めず、財政状況がより深刻となると予測されます。将来にわたり持続可能な行政運営を行うために、行政改革を強力に推進し、安定的な財政運営を行うことが求められます。

＜持続可能な行政マネジメント方針＞

視点 1 スマート自治体への転換

スマート自治体とは、人口減少が深刻化しても、持続可能な形で行政サービスを提供し、住民福祉の水準を維持する自治体を指します。業務プロセス全体の最適化を図る BPR*の体制により業務を省力化し、機敏かつ柔軟な対応を可能にする視点に立ちます。また、多様なデータを活用し、合理的根拠に基づく政策立案の視点に立ちます。

視点 2 プラットフォームビルダーへの転換

プラットフォームビルダーとは、行政の役割として、市民、事業者、行政などが協働して活動するプラットフォーム*を創る担い手となることです。さまざまな分野で、多様な主体と協働していく視点に立ちます。

視点 3 圏域マネジメントへの転換

これまでの自治体においては、公共施設やサービスを全て所有し、市民に提供してきました。今後、他の自治体と共同で公共施設やサービスを提供する視点に立ちます。また、奈良県との役割分担についても線引きするのではなく、柔軟に相互補完できる視点に立ちます。

方針 1 共創する人材の確保と育成

行政の内外を問わず、多様な主体とともに考え、歩み、創ることができる人材の確保と育成を行います。また、新たな技術や民間活力を活用するなどして業務の効率や効果を高める人材の育成を図ります。

方針2 持続可能な公共施設マネジメント

公共施設の老朽化及び人口減少による厳しい財政状況を鑑みると、すべての公共施設の大規模改修・建替えなどの更新を行うことは困難です。持続可能な公共サービスを提供するため、行政運営の拠点となる新本庁舎の整備を進めるとともに、保有総量の最適化を図り、質の向上にも取り組みます。また、市民との情報共有や他の自治体との連携も図ります。

方針3 市民生活を支える健全な財政運営

人口減少が予想されるため、市税などの収入の大幅な好転は見込めません。また、今後高齢化が進行するため、社会保障関連経費の増加が見込まれます。市民にも財政状況について正しく理解していただくため、わかりやすい財政状況の公表を図ります。また、クラウドファンディング*などの新たな財源を模索するとともに、国・県の補助金などを最大限に活用し、財源確保に努めます。市民ニーズや社会情勢に即応する、市民生活を支える健全な財政運営を目指します。

方針4 情報の戦略的活用と信頼される情報発信

最新の情報やデータを収集し、行政が保有する情報やデータと併せて分析を行い、政策立案への活用を図ります。また、市民に対してニーズに対応した情報発信の工夫や、地域と信頼関係が築かれるような情報提供を行うなど、透明性の確保を図ります。加速度的に発展していく情報社会に適応し、情報やデータの戦略的な活用と信頼される情報発信を目指します。

方針5 多様な主体との協働

行政だけで事業を行うかどうかを常に考え、市民や事業者などの多様な主体と協働していく意識の醸成を図ります。積極的に多様な主体と連携し、協働していく組織の構築を目指します。また、これまで想定されていなかったような緊急事態においても、リスク管理を行い、市民をはじめとする多様な主体とコミュニケーションを図り、「共創」する体制を構築します。

方針6 全体の最適化

人口が減少していくなかでも、行政運営を持続可能なものにしていくため、市民のニーズや社会情勢の変化に対応しながら、行政運営全体の最適化を目指します。業務を継続的に見直すPDCA サイクル*による行政評価を推進し、事業のスクラップ・アンド・ビルド*を図ります。

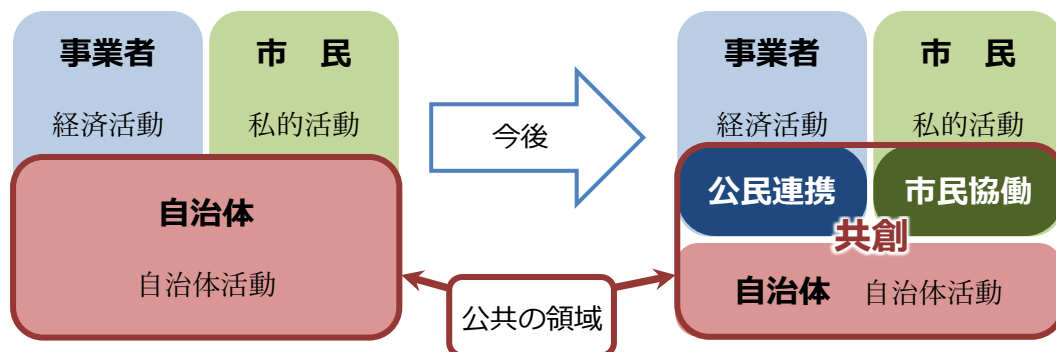
<成果を測る指標>

市民目線でしっかりした行政運営がなされていると感じる市民の割合

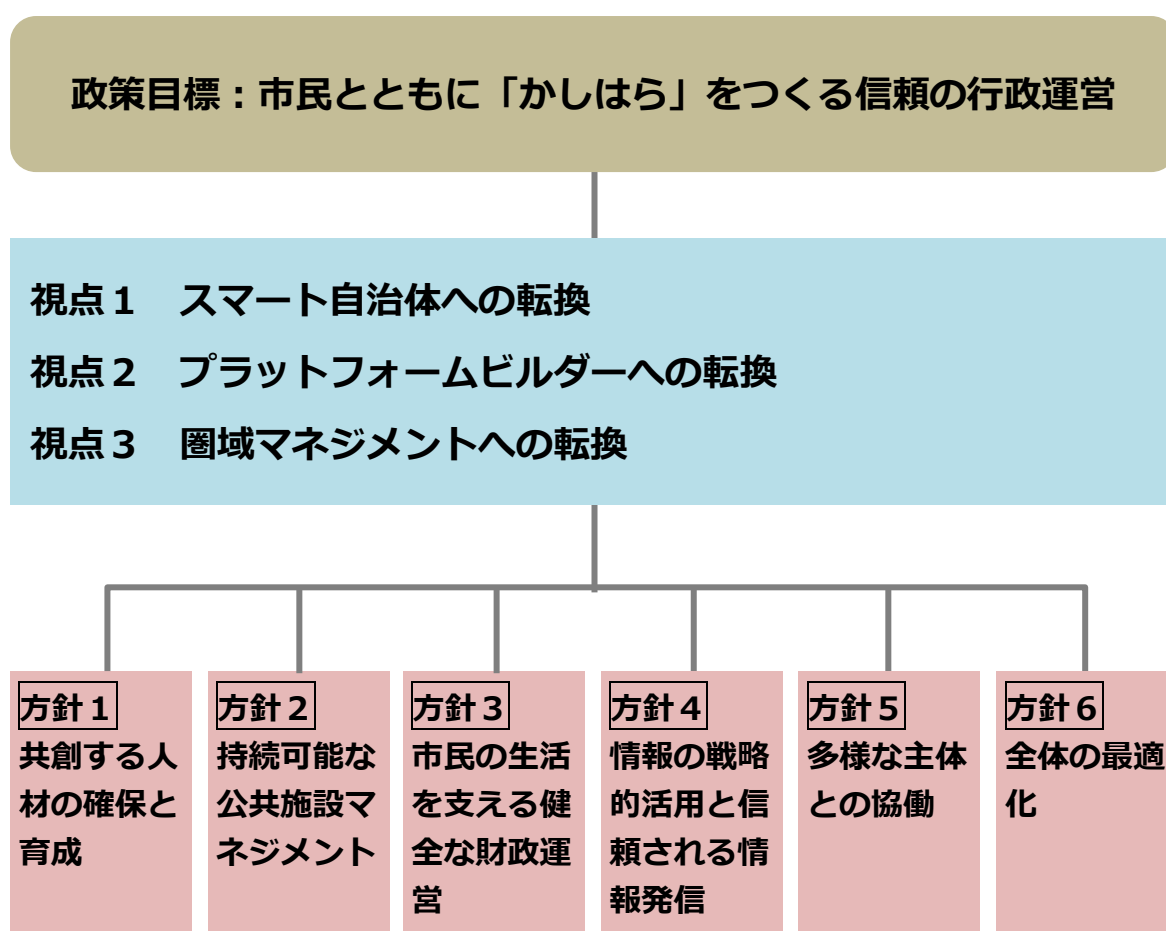
実績値：17.9%

V 市民とともに「かしはら」をつくる信頼の行政運営

～行政運営イメージ～



～行政運営の体系～



檜原市人口ビジョン（案）

**第2期檜原市まち・ひと・しごと創生
総合戦略（案）**

目 次

檜原市人口ビジョン

1 はじめに	1
（１）国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンの基本的な考え方	1
（２）檜原市人口ビジョンの位置づけ	2
（３）対象期間	2
（４）国の長期ビジョンなどとの関係性	2
2 人口の現状分析	3
（１）人口の推移	3
（２）自然増減（出生数・死亡数）に関する分析	5
（３）社会増減（転入数・転出数）に関する分析	6
3 人口の将来展望	8
（１）将来展望人口	8
（２）目指す方向性	9

第２期檜原市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1 はじめに	10
（１）国の第２期総合戦略の基本的な考え方	10
（２）第２期檜原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ	11
（３）計画期間	12
（４）総合計画などとの関係性	12
（５）計画策定後の効果検証	12
2 本戦略に活かす本市の強み	13
3 基本目標と重点施策（基本的方向）の体系	14
4 重点施策（基本的方向）	16
基本目標① 地の利を活かしたしごとの場づくり	16
基本目標② 新たな人の流れや交流を盛んにする魅力づくり	17
基本目標③ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	18
基本目標④ 安心して健康に暮らせるまちづくり	19

本文中の＊印を付した語の説明を巻末の用語集に掲載しています。

橿原市人口ビジョン

1 はじめに

(1) 国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンの基本的な考え方

わが国の人口は、2008（平成 20）年に減少に転じましたが、この傾向は今後も加速することが見込まれており、人口減少による経済活力の低下が懸念されています。このため、国はまち・ひと・しごと創生法を制定し、人口減少克服と地域活性化により将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指した取組み（地方創生）を通じて、2060（令和 42）年に 1 億人程度の人口を確保することを目指しています。

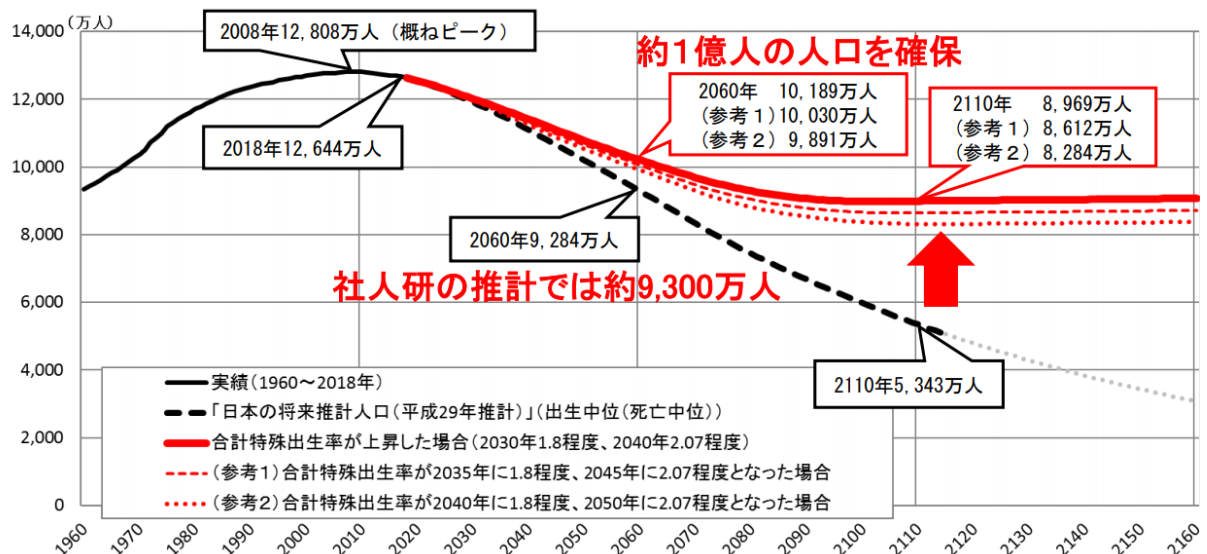
また国は、2019(令和元)年にまち・ひと・しごと創生長期ビジョン（以下、「国の長期ビジョン」という。）を改訂し、日本の人口の現状と将来の見通しを示し、人口減少克服と東京一極集中の是正という課題に対して、国と地方が総力を挙げて取り組むべき基本的な視点や目指すべき人口の長期展望を提示しています。

わが国の合計特殊出生率*は 1970 年代後半以降急速に低下し、人口規模が長期的に維持される水準（人口置換水準）である 2.07 を下回る状態が約 40 年以上続いています。国の推計*によれば、合計特殊出生率がこのままの水準で推移すると、2060 年の人口は約 9,300 万人まで減少すると見通されています。

これに対し、国の長期ビジョンでは、仮に、合計特殊出生率が 2030 年に 1.8 程度、2040 年に 2.07 程度まで上昇すると、2060 年の人口は約 1 億人となり、長期的には 9,000 万人程度で概ね安定的に推移すると推計されています。

◆国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン＜2019(令和元)年改訂版＞

我が国の人口の推移と長期的な見通し



※国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」＜出生中位（死亡中位）＞

（２）橿原市人口ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、本市の人口の将来展望と目指すべき方向性を提示し、人口定着と地域活力創出に向けた橿原市まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める基本目標の実現に向けた重要な基礎資料とします。

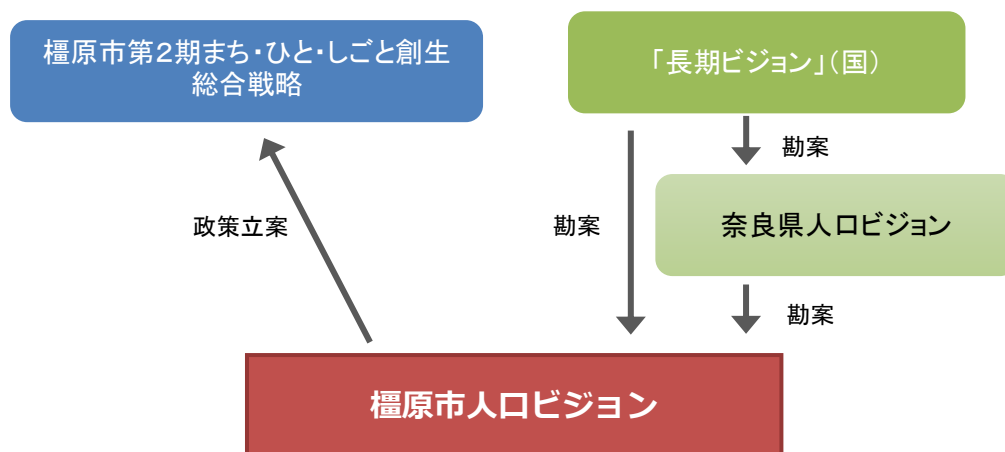
この度、国の長期ビジョンが2019(令和元)年に改訂されたことに伴い、第2期まち・ひと・しごと総合戦略の策定に併せて本ビジョンの改訂を行うこととなりました。

（３）対象期間

本ビジョンは、国の長期ビジョンの期間に合わせ、2060(令和42)年までを対象期間としています。

（４）国の長期ビジョンなどとの関係性

本ビジョンは、国の長期ビジョンや県の人口ビジョンを勘案し、人口の現状や動向を分析して、将来展望人口を提示するものです。尚、本ビジョンにおける将来展望人口は、国立社会保障・人口問題研究所*（以下、「社人研」という。）が提示している推計人口とは異なります。

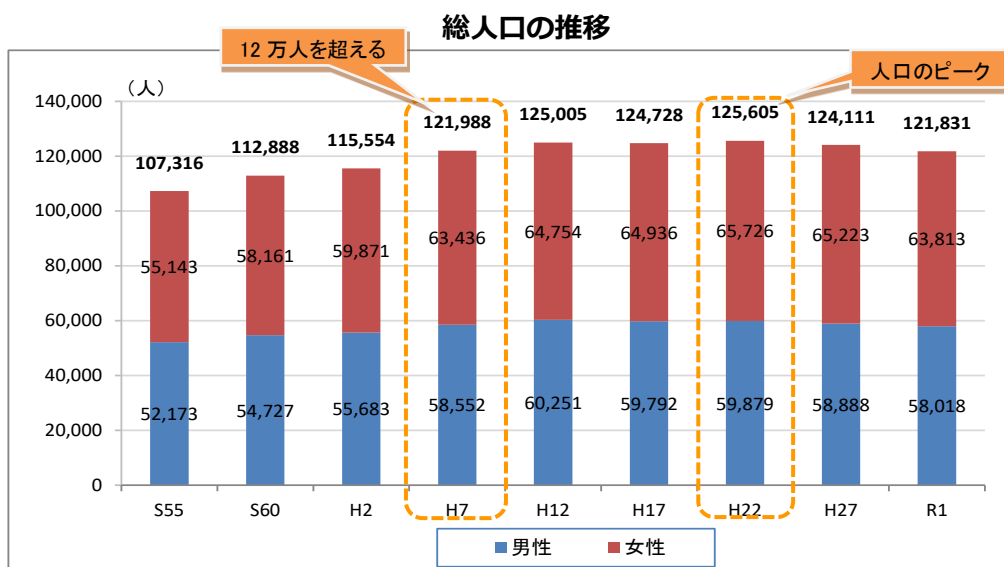


2 人口の現状分析

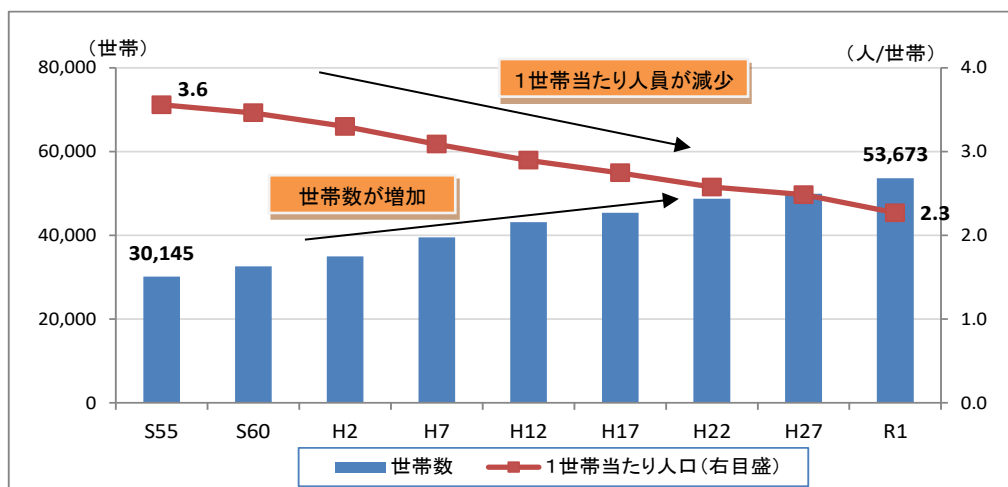
(1) 人口の推移

① 総人口の推移

- 昭和 55 年以降、本市の人口はゆるやかに増加し、平成 7 年に人口 12 万人を超えましたが、その後、微減傾向で推移しています。
- 世帯数は増加していますが、1 世帯当たり人員は減少しています。

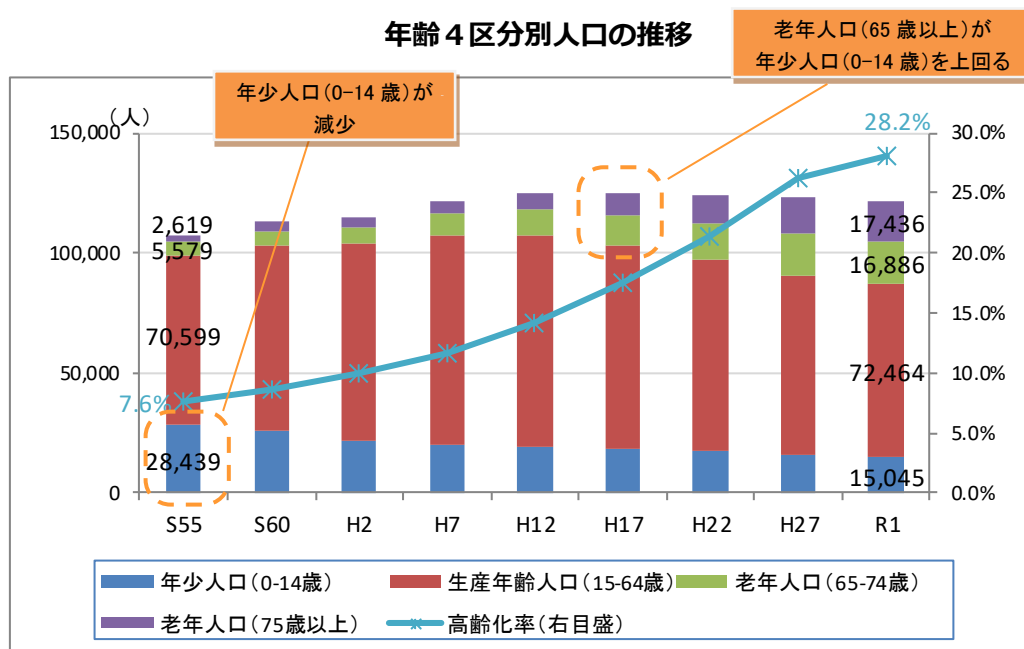


世帯数及び 1 世帯当たり人員の推移

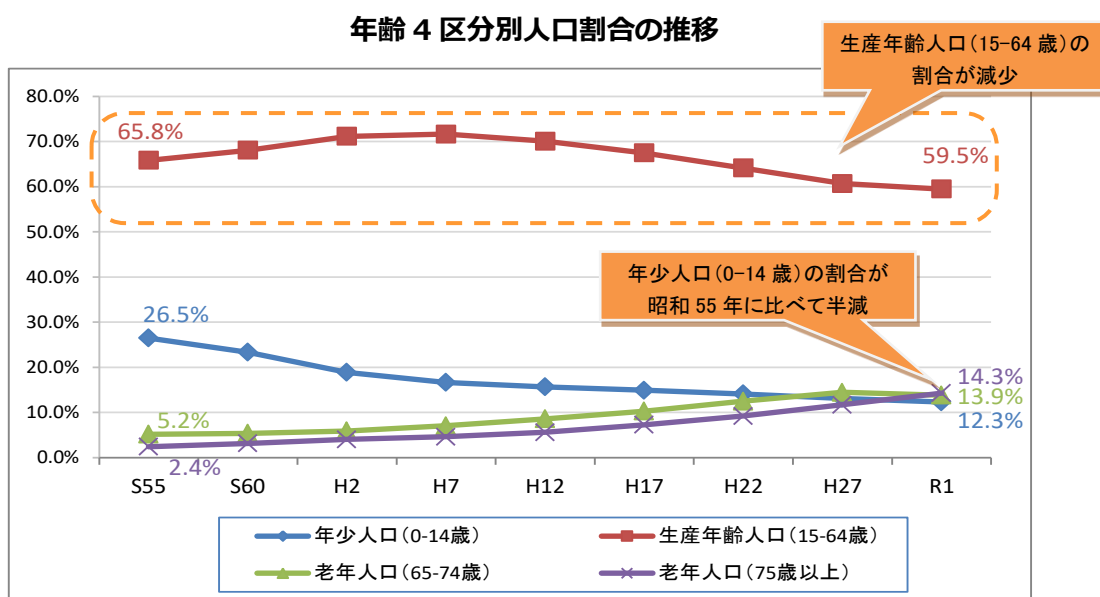


② 年齢 4 区分別人口の推移

- 生産年齢人口（15-64 歳）は総人口と同様に増加していましたが、平成 12 年をピークに減少傾向にあり、総人口に占める割合も減少しています。
- 年少人口（0-14 歳）は減少傾向にあり、平成 17 年に老年人口（65 歳以上）を下回っています。
- 老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあります。総人口に対する割合も増加し、令和元年では 65～74 歳で 13.9%、75 歳以上で 14.3%と、高齢化率（市内総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は 28.2%となっています。



資料：H27 までは国勢調査、R1 は住民基本台帳（10 月 1 日現在）



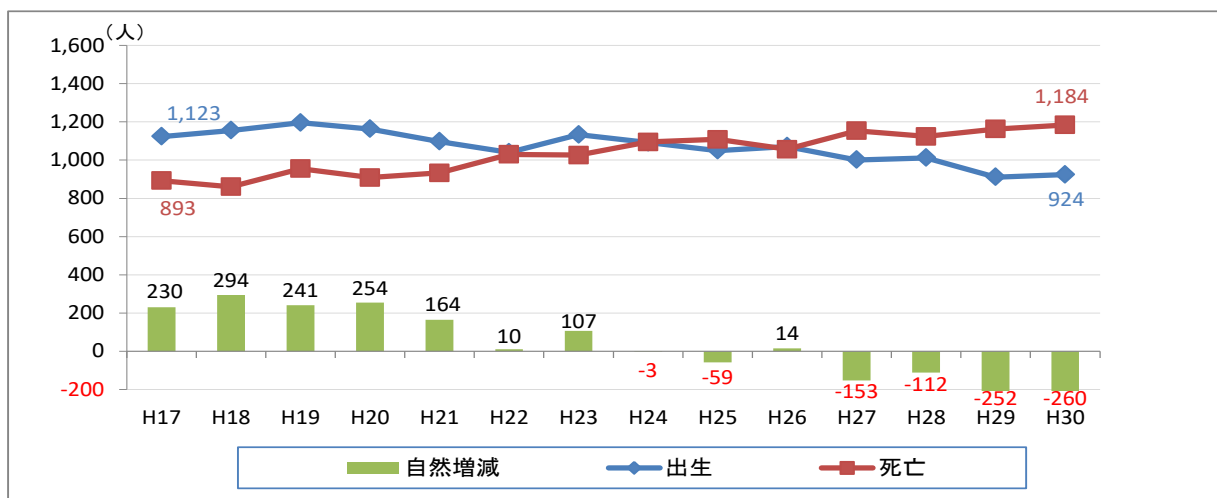
資料：H27 までは国勢調査、R1 は住民基本台帳（10 月 1 日現在）

(2) 自然増減（出生数・死亡数）に関する分析

- 平成 27 年度以降自然減となっており、平成 29・30 年度は 250 人を超えています。
- 出生数は概ね減少傾向で、死亡数は概ね増加傾向となっています。
- 男性は 35 歳以上、女性は 30 歳以上で年々未婚率が上昇しており、男性・女性とも晩婚化が進んでいます。

注)「自然増減」とは、出生から死亡を差し引いたものをいいます。出生から死亡を差し引いた数がプラスの場合は「自然増」、マイナスの場合は「自然減」といいます。

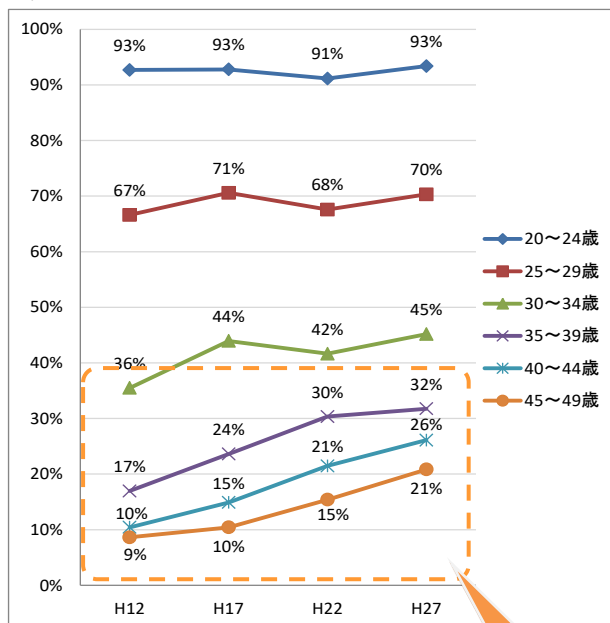
出生数と死亡数の推移



資料：奈良県「市町村別人口動態」(各年前年の 10 月 1 日～当年の 9 月 30 日)

男女別 5 歳階級別の未婚率の推移

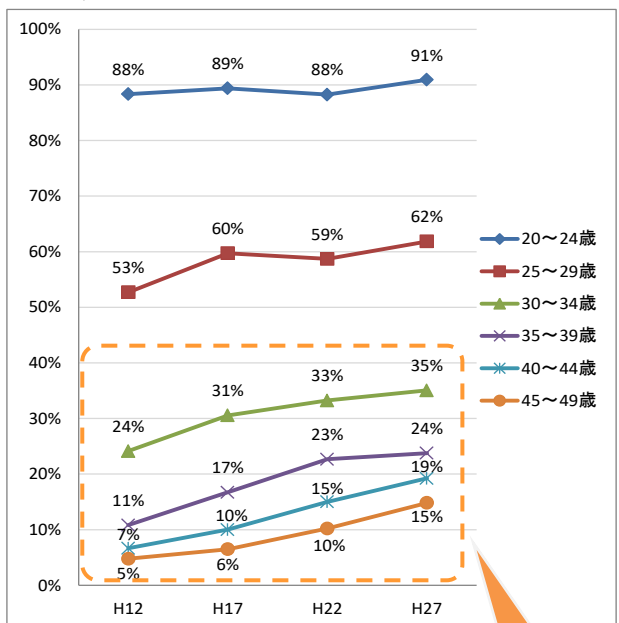
<男性>



資料：国勢調査

年々上昇

<女性>



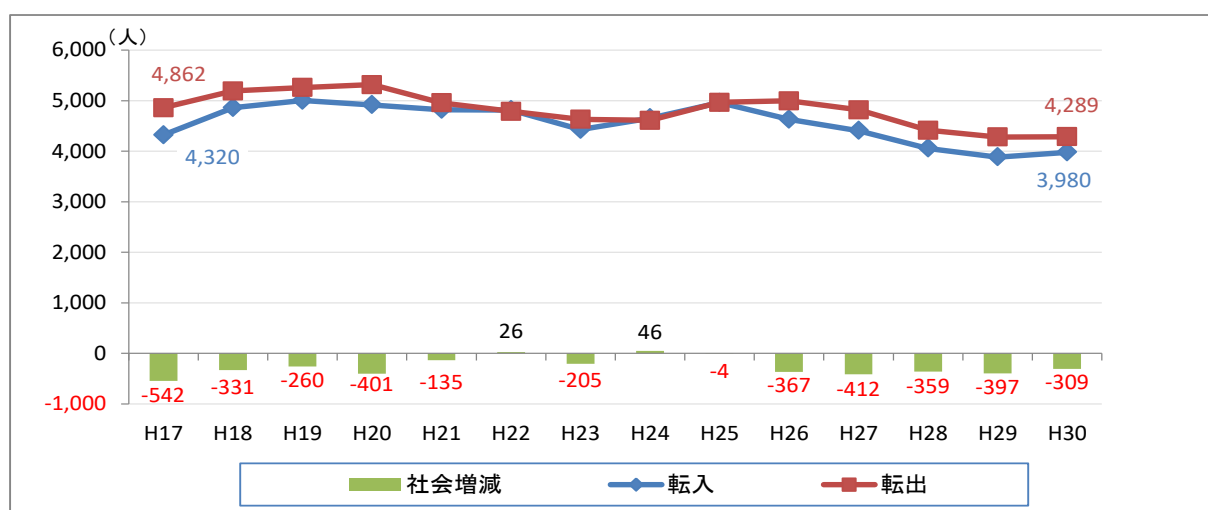
年々上昇

(3) 社会増減（転入数・転出数）に関する分析

- 転入数・転出数は、ほぼ横ばいで推移しているものの、概ね転出超過となっています。
- 転入数・転出数の県内及び県外の割合は、概ね半数ずつとなっています。
- 県内の転入数・転出数は、奈良市・大和高田市・桜井市が多く、奈良市と大和高田市の2市は転出超過となっています。
- 男女別5歳階級別の転入数・転出数は男性・女性とも20～39歳が多く、概ね転出超過となっています。

注)「社会増減」とは、転入から転出を差し引いたものをいいます。転入から転出を差し引いた数がプラスの場合は「社会増」または「転入超過」、マイナスの場合は「社会減」または「転出超過」といいます。

転入数と転出数の推移



資料：奈良県「市町村別人口動態」(各年前年の10月1日～当年の9月30日)

転入数・転出数の状況（平成30年）

(単位：人)

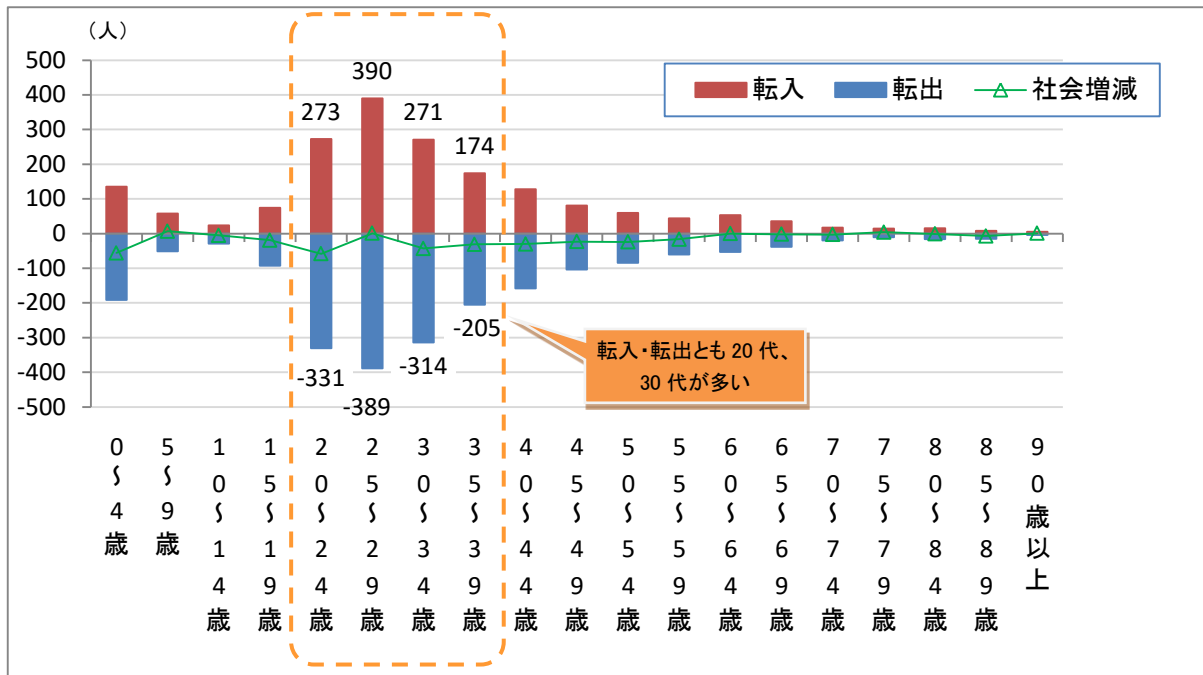
	転入数	転出数	純移動数
県内	1,965	1,939	26
奈良市	221	270	▲ 49
大和高田市	194	236	▲ 42
桜井市	269	245	24
香芝市	141	187	▲ 46
葛城市	141	107	34
田原本町	137	179	▲ 42
その他の県内	862	715	147
県外	1,760	2,227	▲ 467
近畿2府4県(奈良県除く)	1,019	1,285	▲ 266
(うち 大阪府)	(601)	(798)	(▲ 197)
近畿2府4県以外	741	942	▲ 201
(うち 東京都)	(99)	(203)	(▲ 104)
合 計	3,725	4,166	▲ 441

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

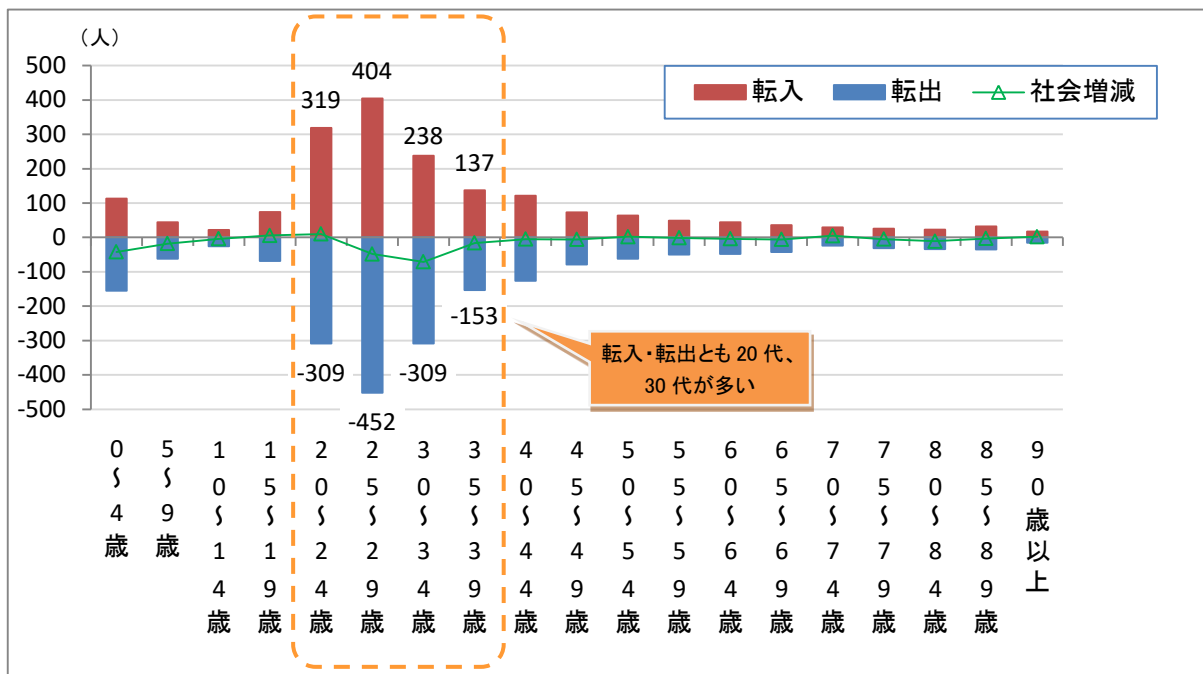
注) 県内については転入または転出が100人以上ある市町のみ掲載

男女別 5歳階級別の転入数・転出数と純移動数（平成30年）

<男性>



<女性>



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

3 人口の将来展望

(1) 将来展望人口

国の長期ビジョンなどを踏まえ、下記のとおり仮定値を設定して、本市の「将来展望人口」を推計します。

<仮定値>

合計特殊出生率 (自然増減)	本市の合計特殊出生率(1.37)を開始値とし、2040年に国民希望出生率*(1.83)に、2055年に人口置換水準(2.07)に上昇すると仮定します。(比例配分方式で設定)
移動率* (社会増減)	2020年までは社人研H30の設定値(2010年から2015年の移動傾向が2045年まで続く)、2020年から2045年の転出超過は、社人研H30の設定値の1/2、転入超過は設定値のまま、2045年以降は2045年と同じ値で推移すると仮定します。

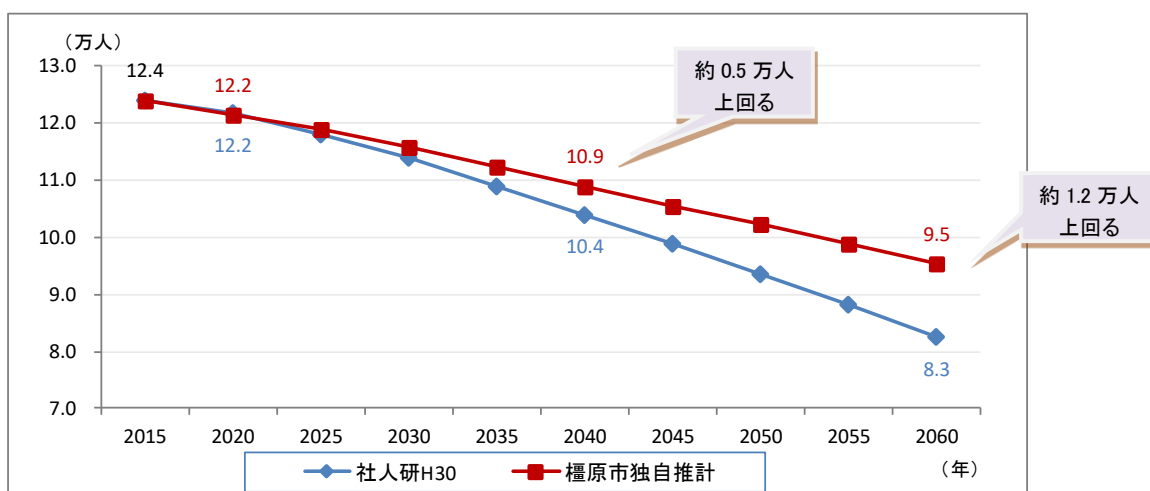
注)「社人研H30」とは、国立社会保障・人口問題研究所による『日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)』に準じた将来推計値を指します。

これらの仮定により、将来展望人口は、2040(令和22)年は109,012人、2060(令和42)年は95,465人となります。

将来展望人口

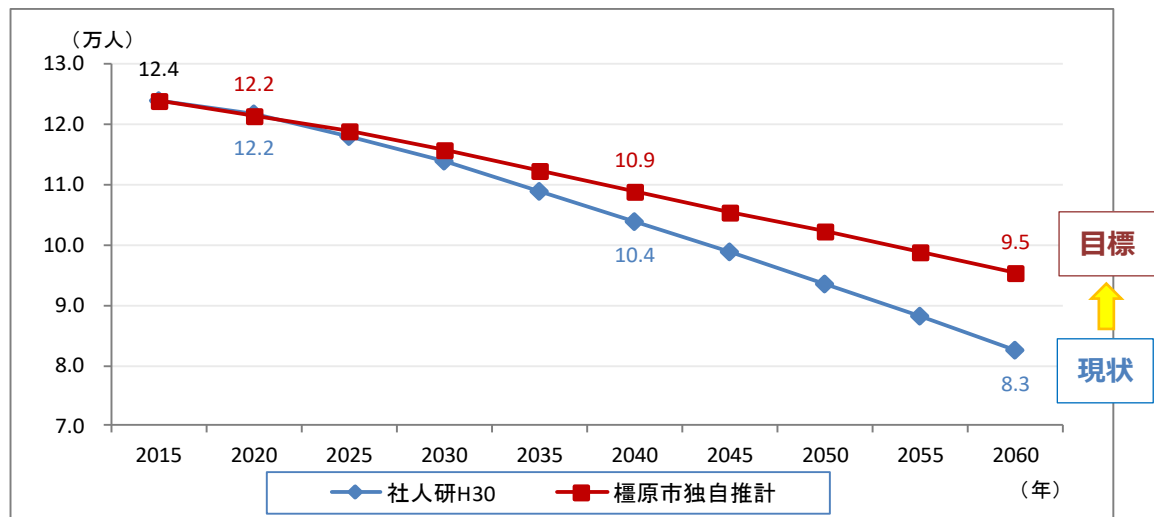
中期目標(2040年): 109,012人

長期目標(2060年): 95,465人



(2) 目指す方向性

人口増加曲線を描くことが理想ですが、短期間で実現することは難しいため、まずは、現状の人口減少の改善に取り組み、目標の達成を目指します。取組みを継続するなかで、目標の達成が見込まれる場合は、新たな曲線を設定し、さらなる改善を図ります。



第2期檜原市まち・ひと・しごと創生総合戦略

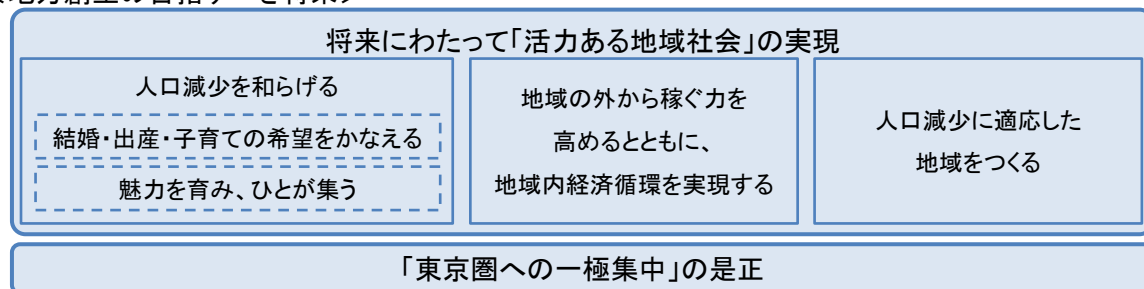
1 はじめに

(1) 国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方

日本の人口は平成20(2008)年をピークに減少が進んでおり、今後さらなる減少が進むと予測されています。国はそのような事態を受けて、国と地方が力を合わせてこれらに立ち向かうため、まち・ひと・しごと創生法を平成26(2014)年11月に制定し、同年12月には、平成26(2014)年から平成30(2018)年の5か年を計画期間とした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。その後令和元(2019)年に「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」を閣議決定し、第1期で根付いた地方創生の意識や取組みを令和2(2020)年以降にも継続し、少子高齢化による人口減少や地方経済縮小など日本が抱える課題の解決に一体的に取り組み、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すことを目的に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が提示されました。下記のとおり4つの基本目標(「①しごとづくり」「②ひとの流れ」「③結婚・出産・子育て」「④まちづくり」と、2つの横断的な目標を定めて取り組むこととされています。

◆国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

<地方創生の目指すべき将来>



<基本目標及び横断的な目標>

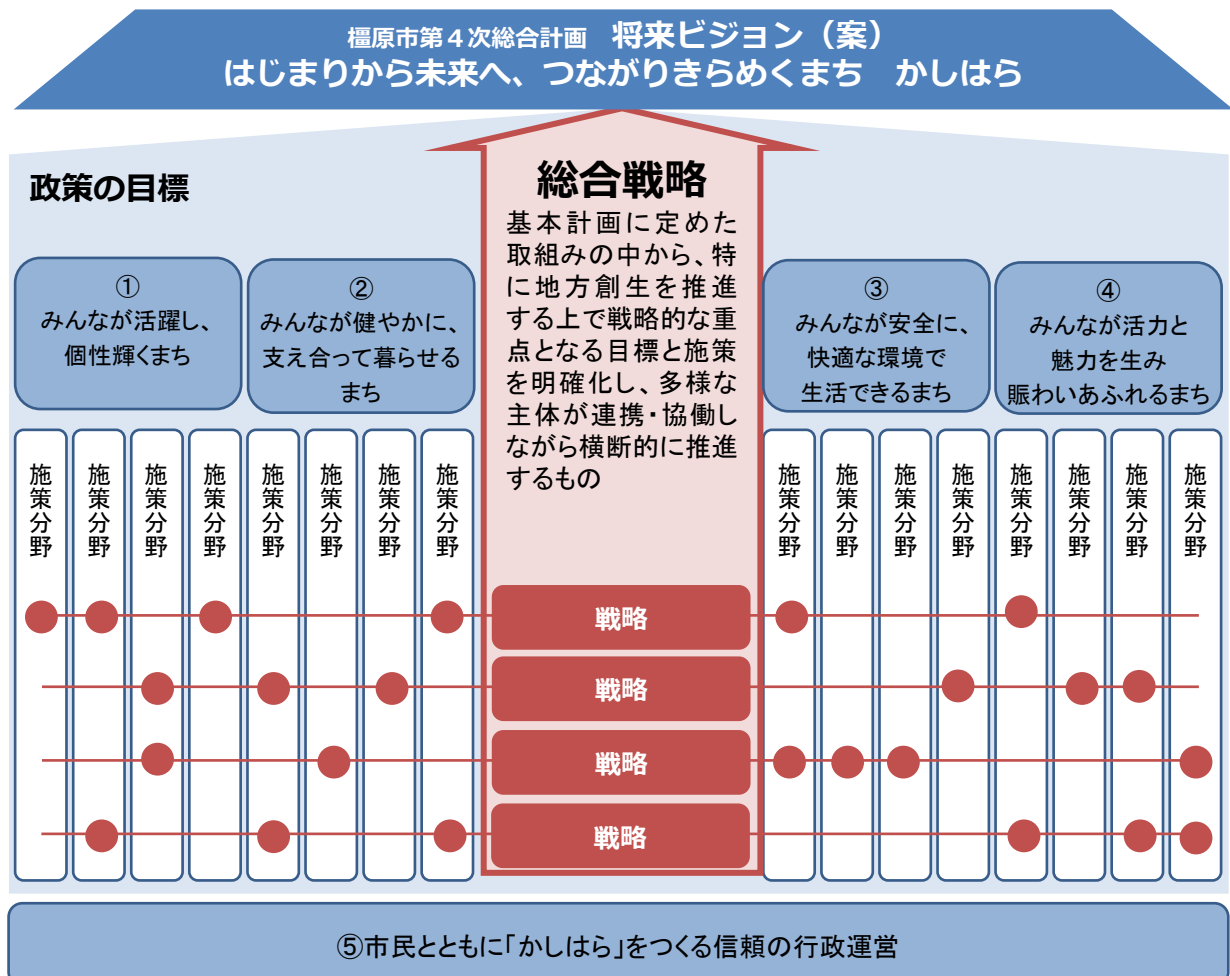
基本目標	横断的な目標	
① 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする ➢ 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現 ➢ 安心して働ける環境の実現	② 新しい時代の流れを力にする ▼ 地域における Society5.0* の推進 ▼ 地方創生 SDGs* の実現などの 持続可能なまちづくり	① 多様な人材の活躍を推進する ▼ 多様なひとびとの活躍による地方 創生の推進 ▼ 誰もが活躍する地域社会の推進
② 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる ➢ 地方への移住・定着の推進 ➢ 地方とのつながりの構築		
③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる ➢ 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備		
④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる ➢ 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保		

(2) 第2期樫原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ

本市では、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に、「市町村は、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされていることから、平成28(2016)年3月に「第1期樫原市まち・ひと・しごと総合戦略ーみんな活躍するまち かしはら」を策定し、地方創生に取り組んできました。

本戦略では、国や奈良県の総合戦略を勘案し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目ない取組みを進めるため、これまでの到達点を踏まえながら、樫原市第4次総合計画基本構想に定める将来ビジョン「はじまりから未来へ、つながりきらめくまち かしはら」を戦略的に実現することを目指しています。

また、本戦略策定時に COVID-19(新型コロナウイルス)が世界的に流行し、国や都道府県による緊急事態宣言の発令による外出自粛制限などにより、従来の生活様式が大きく変化することが確実視されています。本市においても、住みやすさやまちの魅力の向上、働く場の充実などによる活性化を図り、まち・ひと・しごとが好循環する持続可能なまちづくり進めていくとともに、これを機に ICT*などの新たな技術を取り入れ、新しい生活様式に柔軟に対応していくことが望まれます。

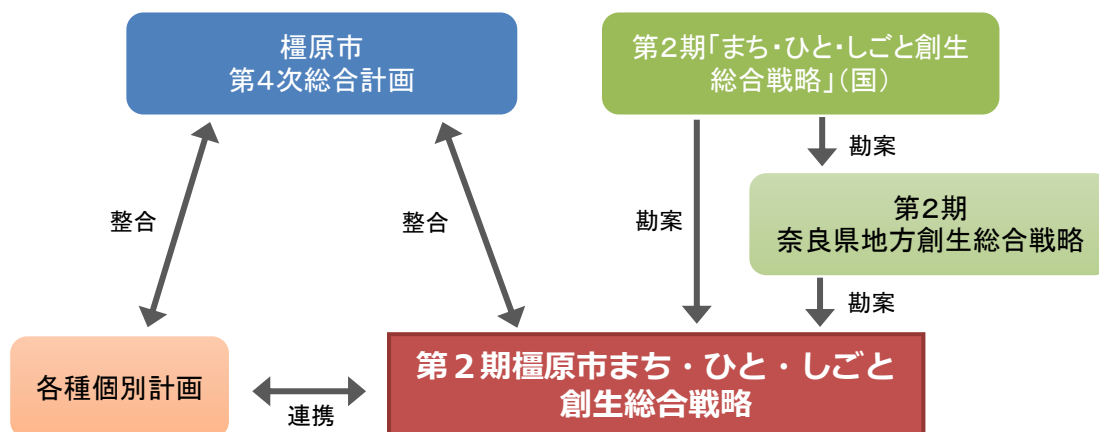


(3) 計画期間

本戦略は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間を計画期間としています。

(4) 総合計画などとの関係性

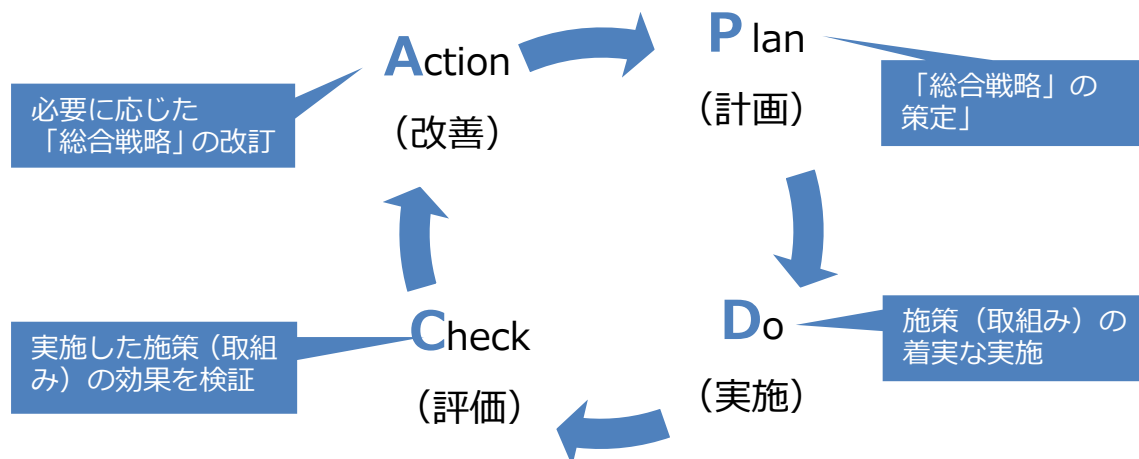
本戦略は、本市の最上位計画である「第4次総合計画」の内容と整合を図ります。また、国が定めた『第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略』及び県が定めた「第2期奈良県地方創生総合戦略」を勘案し、地方創生に特化した施策をとりまとめたものです。



(5) 計画策定後の効果検証

本戦略に位置づける施策を実効性のあるものとするため、PDCA サイクル*を確立し、外部組織で構成された「橿原市総合政策審議会」による検証を実施するとともに、必要に応じて改訂を行います。

◆総合戦略における PDCA サイクル



2 本戦略に活かす本市の強み

本戦略は、橿原市第4次総合計画の政策に基づき体系化された施策分野ごとに特に地方創生を推進する上で戦略的な重点となる目標と施策を明確化し、多様な主体が連携・協働しながら横断的に推進していきます。本戦略では、次のような本市の強みを活かして戦略的な重点施策（基本的方向）を設定します。

① 歴史を活かす

“日本国はじまりの地 橿原”のキャッチフレーズに象徴されるように、本市には大和三山や藤原宮跡など万葉の時代を偲ばせる歴史文化遺産や、重要伝統的建造物群保存地区の今井町の町並みなどが残されており、これらをつなぐ物語性のある歴史自然環境は、他に類を見ません。この優れた資源を大切に継承するとともに、これらを積極的に活かしたまちづくりを進めます。

② 交通利便性を活かす

古くから東西南北の交通・交流の要衝として栄えた本市は、京奈和自動車道の完成を目前にして、広域的な核として新たな発展の可能性が高まっています。この優れた条件を活かし、働く場があり、便利で活力あるまちづくりを進めます。

③ 住みやすさを活かす

本市は中南和地域の中核都市として、生活施設が整い利便性の高い住宅地の整備が早くから進められてきました。また、奈良県立医科大学を中心とした最先端の医療環境や、あらゆるスポーツに対応できる施設も整備されており、たくさんの人々が交流する地となっています。こうした住みやすさを維持・向上し、さらに住みたくなる魅力を備えたまちづくりを進めます。

3 基本目標と重点施策（基本的方向）の体系

国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が示す基本目標を勘案しつつ、橿原市第4次総合計画のまちづくりの理念及び基本構想将来ビジョンを踏まえて、本戦略の基本目標を下記のとおり定めました。

基本目標① 地の利を活かしたしごとの場づくり（しごと分野）

安定的な働く場の確保は、安定的な人口の維持にとって極めて重要であり、京奈和自動車道整備による地の利を活かした企業誘致と起業支援を推進します。

<数値目標>

指標名	初期値	目指す値
市内事業所数（※）	131 事業所（R1）	134 事業所（R7）
市内従業員数（※）	5,453 人（R1）	5,578 人（R7）

※ 従業員3人以下の事業所は除く

基本目標② 新たな人の流れや交流を盛んにする魅力づくり（ひとの流れ分野）

本市の歴史的な魅力を磨きあげ、未来に向けた新たな魅力資源づくりや魅力発信を行うことを通じて、市民の定着はもとより、関係人口*や移住人口の増加を図ります。

<数値目標>

指標名	初期値	目指す値
社会増減（転入者数－転出者数）	▲309 人（H30）	▲150 人（R7）
宿泊者数	201,415 人（R1）	210,000 人（R7）

基本目標③ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり（子育て分野）

安心して子どもを産み育てられるよう、結婚・妊娠・出産から教育まで切れ目のない子育て支援をさらに強化し、子どもたちがすくすく育ち、地域ぐるみで子育てを楽しむまちづくりを進めます。

<数値目標>

指標名	初期値	目指す値
18歳以下の子どもの増減	▲2,101 人(H26→R1)	▲1,050 人(R1→R7)
市を特徴づけるキーワードに「子育て」を選んだ人の割合	47.0%（H30）	62.3%（R7）

基本目標④ 安心して健康に暮らせるまちづくり（まちづくり分野）

災害や犯罪などから市民を守るための基盤整備や見守り・支えあいのコミュニティの強化を図るとともに、奈良県立医科大学とも連携して健康で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

<数値目標>

指標名	初期値	目指す値
災害協定件数	38 件（R1）	48 件（R7）
市を特徴づけるキーワードに「医療・健康」を選んだ人の割合	58.9%（H30）	62.3%（R7）

重点施策（基本的方向）の体系

基本目標の分野（「①しごと」「②ひとの流れ」「③子育て」「④まちづくり」）ごとに、重点施策（基本的方向）を下記のとおり定めました。

基本目標	重点施策（基本的方向）
目標① 地の利を活かしたしごとの場づくり	①-1 企業誘致や起業支援を進めます
目標② 新たな人の流れや交流を盛んにする魅力づくり	②-1 幅広い橿原の魅力発信を進めます ②-2 自然・歴史・文化資源を活かしたまちづくりを進めます
目標③ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	③-1 子育て世代への支援を進めます ③-2 魅力ある教育を進めます
目標④ 安心して健康に暮らせるまちづくり	④-1 地域住民と連携したまちづくりを進めます ④-2 奈良県立医科大学と連携したまちづくりを進めます

上記重点施策（基本的方向）に対して、それぞれ主な取組みを設けるとともに、KPI*を設定しております。内容については、次ページ以降に記載しています。

4 重点施策（基本的方向）

基本目標① 地の利を活かしたしごとの場づくり ～京奈和自動車道を活かした企業誘致と起業支援～

（ねらい）

- 京奈和自動車道が全線開通すれば、本市は東西南北の広域交通の結節点となり、利便性が大きく高まることから、これを活かした企業誘致を進めます。
- 奈良県立医科大学周辺における「橿原キャンパスタウン構想」の具体化を進めるため、企業誘致の促進に努めます。
- 古民家などの本市ならではの資源を活かした起業につながる情報発信や支援を進め、しごとづくりに努めます。

注）橿原キャンパスタウン構想とは、「医療を中心に産学官が連携するメディカルタウンの形成」などの3つの方針を基本とした将来ビジョンとして定めた構想のことをいいます。

【重点施策（基本的方向）】

①-1 企業誘致や起業支援を進めます

＜主な取組み＞

- ◆ 橿原キャンパスタウン構想における企業誘致の促進
- ◆ 起業につながる情報発信と支援制度の整備

＜重要業績評価指標（KPI）＞

指標名	初期値	目指す値
企業立地に関する相談件数	5 件（R1）	8 件（R7）
空き店舗（創業者）出店支援件数	3 件（R1）	5 件（R7）

基本目標② 新たな人の流れや交流を盛んにする魅力づくり ～自然・歴史・文化を楽しんで魅力発信～

(ねらい)

- 豊かな歴史資源はもとより充実した施設や季節に応じたイベントなどの多様な資源の魅力を、行政のみならず市民サポーターや来訪者がさまざまな角度から自発的に情報発信する仕組みをつくり、移住・交流・関係人口の拡大につなげます。
- 市内各地の魅力スポットをつなぐ空間的ネットワークや人的つながりづくりを進めるとともに、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録推進に向けた取組みを奈良県や関係市村とも連携して進め、シビックプライド*の向上や来訪者の増加につなげます。

【重点施策（基本的方向）】

②-1 幅広い橿原の魅力発信を進めます

<主な取組み>

- ◆ 移住・交流・関係人口拡大に向けた支援と情報発信

②-2 自然・歴史・文化資源を活かしたまちづくりを進めます

<主な取組み>

- ◆ 魅力スポット周遊につながるネットワークづくり
- ◆ 世界遺産登録に向けた取組みの推進

<重要業績評価指標（KPI）>

指標名	初期値	目指す値
三世代ファミリー定住支援住宅取得補助金*の交付件数	5件（R1）	15件（R7）
今井まちなみ広場・西環濠駐車場の利用台数	78,217台（R1）	87,000台（R7）
構成資産「藤原宮跡・藤原京朱雀大路跡」の史跡指定率	98.6%（R1）	100%（R7）

基本目標③ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり ～子育て支援のさらなる強化～

（ねらい）

- 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりは、人口減少を抑制する上で最も基本となる取組みです。そのため、結婚・妊娠・出産・育児から教育まで切れ目のない支援のプラットフォーム*を一層強化し、「檜原で子育てしたい」と思える環境づくりを進めます。
- 潜在的待機児童*の解消に向けた取組みの充実はもとより、子育て世代への直接的支援や、保護者同士が交流できるさまざまな場づくりの促進など、多面的できめ細かい子育て支援策を進めます。
- 全小中学校に ICT の整備を進めるとともに、ICT を活用した教育を行うことにより、従来の教育方法に加えて、ICT に対する知識や技術の習得を高め、子どもの将来への夢の幅が広がることが期待されています。

【重点施策（基本的方向）】

③-1 子育て世代への支援を進めます

＜主な取組み＞

- ◆ 結婚から子育てまで切れ目のない支援

③-2 魅力ある教育を進めます

＜主な取組み＞

- ◆ 子どもが夢を持って学べる教育環境の整備

＜重要業績評価指標（KPI）＞

指標名	初期値	目指す値
待機児童数*（潜在的待機児童を含む）	179 人（R2）	0 人（R7）
ICT を毎日活用した授業の割合	小学校:12.5% 中学校:50.0%（R1）	小学校:90% 中学校:90%（R7）

基本目標④ 安心して健康に暮らせるまちづくり ～安心・安全・健康を支えるコミュニティ形成～

(ねらい)

- 近年頻発する各種災害への十分な備えのためには、河川や道路、上下水道など各種インフラ*や建築物の耐震性向上などの物的な対策を基礎として、人のつながり、コミュニティの役割がますます重要となっていきます。このことは防犯についても同様のことがいえるため、世代やテーマごとの多様な住民活動のなかで地域の安心・安全を支える取組を進めます。
- 奈良県立医科大学との連携体制を構築し、先進的・科学的な知見を活かしながら、市民のスポーツや軽運動を楽しむ機会形成や、日常的な健康づくりを進めます。

【重点施策（基本的方向）】

④-1 地域住民と連携したまちづくりを進めます

<主な取組み>

- ◆ 防災・防犯・交通安全につながる整備とコミュニティづくりの推進

④-2 奈良県立医科大学と連携したまちづくりを進めます

<主な取組み>

- ◆ 先進技術を活用した健康増進のまちづくり
- ◆ スポーツ・軽運動を通じた心身の健康増進の推進

<重要業績評価指標（KPI）>

指標名	初期値	目指す値
安心パーク*利用率（土・日・祝日における訓練・講座）	27.7%（R1）	40.0%（R7）
奈良県立医科大学との連携による健康教室の参加人数	317人（R1）	630人（R7）
市主催スポーツイベントの参加者数	11,021人（R1）	13,200人（R7）

用語集

橿原市第4次総合計画

頁	用語	説明
3	実施計画	基本構想・基本計画に基づく施策をどのように実施していくかを具体的に示す計画。
3	行政改革大綱	行政改革に関する基本的な考え方や、取組みを実行していくための方針を定めたもの。
4	国立社会保障・人口問題研究所	人口研究・社会保障研究を行う厚生労働省の施設等機関。略称は社人研。
4	健康寿命	心身ともに自立し、健康的に生活できる期間のこと。
4	AI	Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）の略で人工知能のこと。人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。
4	RPA	Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）の略で、コンピュータ上で行われる業務プロセスや作業を人の代わりに自動化する技術。
4	インフラ	インフラストラクチャーの略で、生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤として位置づけられ、公共の福祉のため整備・提供される施設の総称をいう。
4	受援	援助や支援を受けること。特に被災地における災害ボランティアの受入れを指すことが多い。
4	特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込などにより、不特定多数の者から現金などをだまし取る犯罪。
4	サイバー犯罪	主にコンピュータネットワーク上で行われる犯罪の総称。
4	自助・共助・公助	「自助」は、一人ひとりが自ら取り組むこと。「共助」は、地域や身近にいる人どうしと一緒に取り組むこと。「公助」は、国や地方公共団体などが取り組むこと。
4	コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団のこと。
5	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報、通信に関する技術の総称。
5	SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
5	IoT	Internet of Things（モノのインターネット）のことで、さまざまなモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。
5	AI	再出（→4 頁説明参照）
5	ライフスタイル	生活の様式や営み方、また人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。
5	Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心

頁	用語	説明
		の社会のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指す。
5	情報セキュリティ	情報の機密性（漏洩しない）・完全性（改ざんされない）・可用性（システムダウンしない）を保つこと。
5	LGBTQ	セクシャルマイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー（生まれた性と異なる性で生きる人）、クエスチョニング（性自認や性的指向を定めない人）の頭文字をとっている。
5	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
5	SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットで定められた、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴールと169のターゲットで構成される。
5	地方創生	東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を高めることを目的とした一連の政策のこと。
6	IC	インターチェンジのこと。主に一般道路と高速道路をつなぐ出入口のことを指す。
6	JCT	ジャンクションのこと。主に高速道路において、別の高速道路の路線と接続する場所に設けられる立体交差のこと。
6	ライフイベント	誕生、就学、就職、結婚、出産、子育て、教育、リタイア、死などの人生における大きなできごとのこと。
7	社会動態	市内への転入・市内からの転出に伴う人口の動きのこと。
7	自然動態	出生・死亡に伴う人口の動きのこと。
8	団塊の世代	第二次世界大戦後の1947年～1949年に生まれた世代のこと。その子どもの世代を「団塊ジュニア世代」と呼ぶ。
8	人口ピラミッド	男女別に年齢ごとの人口を表したグラフのこと。
9	昼間人口	常住人口（夜間人口）に他の地域から通勤・通学してくる人口（流入人口）を足し、さらに他の地域へ通勤・通学する人口（流出人口）を引いたものの。
9	人口流動	人口の流れ、動きのこと。
9	核家族	夫婦と未婚の子、夫婦のみ、父親または母親と未婚の子のいずれかからなる家族形態のこと。
12	専業農家	自家の農業所得のみで生計を営む農家のこと。
12	自給的農家	経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家のこと。
12	兼業農家	世帯員が自家の農業以外の仕事から収入を得ている農家のこと。
14	普通会計	一般会計と特別会計のうち公営事業会計（上水道・下水道などの公営企業会計及び国民健康保険事業特別会計など）以外の会計（住宅資金等貸付事業特別会計など）を統合して一つの会計としてまとめたもの。
14	扶助費	社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。生活保護費・児童手当など。
14	予備費	予定外の支出及び予算を超過した支出へ対応するために準備しておく費用のこと。
14	繰出金	一般会計と特別会計、または特別会計間で支出される経費。地方公共団体の一般会計から、介護保険事業会計・国民健康保険事業会計・地方公営企業会計などに対して繰り出される負担金など。
14	貸付金	所定の期日に返済してもらう約束で貸し付けた金銭のこと。
14	投資・出資金	公営企業会計への出資金や、民間企業の株式や債券並びに財団法人への出捐金などのこと。
14	積立金	さまざまな目的のために地方公共団体が積み立てる資金のこと。
14	公債費	地方公共団体の長などが、行政の円滑な執行上、若しくは当該団体の利益のために、当該団体を代表し外部と交渉するために要する経費のこと。
14	投資的経費	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅などの建設など社会資本の整備に要する経費のこと。
14	補助費	国や地方公共団体が、特定の目的のために交付する無償の経費のこと。
14	維持補修費	地方公共団体が管理する公共用施設などの維持に要する経費のこと。

頁	用語	説明
14	物件費	人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的（支出の効果が単年度または極めて短期間で終わるもの）な費用の総称。
14	人件費	職員に支払う給料のほかに、各種手当や賞与、社会保険料などの福利厚生費など、雇用によって発生するさまざまな費用。
14	財政構造の弾力性	社会情勢に応じた施策に必要となるお金をどれほど用意できるかという「お金の使い道の融通性」のこと。自由に使えるお金が少ないほど、財政構造の弾力性がないということになる。
14	基準財政収入額	地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額のこと。
14	基準財政需要額	地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額のこと。
18	日本国はじまりの地	檀原市のキャッチフレーズ。藤原京時代に制定された大宝律令において、初めて「日本」という国号が使われたことから。
18	超スマート社会	ICTを最大限に活用し、サイバー空間とフィジカル空間（現実世界）とを融合させた取組みにより、人々に豊かさをもたらす社会。
18	人生 100 年時代	平均寿命が延び、100 歳まで生きるのが当たり前になる時代のこと。
19	事務事業	自治体の業務を構成する単位のこと。事務事業の集まりが施策となり、施策の集まりが政策となる。
20	プラットフォーム	基盤のこと。自治体の施策においては、市民や事業者へのサービス提供や連携による取組みを進めるうえでの共通の基盤をさす。
24	こども園	幼児教育・保育を一体的に行う施設のこと。
24	待機児童	子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず入所できず、入所待ちしている（待機）状態の児童のこと。
25	障がい児加配	障がいのある子どもの特性に合わせた支援をするため、障がいのある子を受け入れる保育所やこども園などで、保育士などを追加で配置すること。
25	ICT	再出（→5 頁説明参照）
26	食育	食事や食物に関する知識と選択力を身につけ、健全な食生活が送れるようにするための教育のこと。
26	インクルーシブ	包み込むという意味。「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。
26	ICT	再出（→5 頁説明参照）
27	スクールカウンセラー	学校現場で子どもや保護者などの心のケアや支援を行う人のこと。
27	スクールライフサポーター	不登校児童生徒などの登校支援やいじめ防止のため学校巡回などを行い、児童生徒の学校生活を支援する人のこと。
27	ネットリテラシー	インターネットを正しく使いこなすための知識や能力のこと。インターネットリテラシーともいう。
27	特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するために行う教育のこと。
27	ICT	再出（→5 頁説明参照）
27	グローバル化	社会的あるいは経済的な関連が、国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大してさまざまな変化を引き起こす現象のこと。
28	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。
28	ソーシャルワーク	複合的課題を抱える事例に対して分野横断的に、支援を必要とする人々を取り巻く環境や地域社会に働きかけ、多様な社会資源を活用・開発していく機能を有する働きかけのこと。
28	放課後児童クラブ	児童福祉法における「放課後児童健全育成事業」の通称。保護者が共働きなどにより昼間家庭にいない小学生を預かり、その遊びと生活を支援し、健全育成を行う。
29	不妊治療	妊娠を成立させるためにヒト卵子と精子、あるいは胚を体外で取り扱うことを含む治療の総称。

頁	用語	説明
29	不育治療	妊娠はするが流産、死産を繰り返し生児を得られない、いわゆる「不育症」に対する治療のこと。
30	トレンド	時代の趨勢、潮流、流行のこと。
36	一次救急医療	入院の必要がなく帰宅可能な軽症患者に対して行う救急医療のこと。初期救急ともいう。
36	二次救急医療	入院治療や緊急手術を必要とする患者に対応する救急医療のこと。
36	公的医療保険制度	社会保険（医療保険、年金保険、労災保険、雇用保険、介護保険）制度の1つ。病気や怪我、入院など万が一のときに保障してくれる保険制度。
37	三次救急医療	二次救急まででは対応できない重篤な疾患や多発外傷に対する医療のこと。救命救急センターや高度救命救急センターがこれにあたる。
37	生活習慣病	運動習慣や食生活、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気のこと。
37	後期高齢者医療制度	75歳（寝たきりなどの場合は65歳）以上の方が加入する独立した医療制度のこと。
37	国民健康保険制度	主に自営業者や会社などの退職者を対象とした医療保険制度のこと。
38	要配慮者	高齢者や障がい者など、災害が発生した場合に情報把握・避難・生活手段の確保などの活動が円滑かつ迅速に行いにくい立場に置かれている人のこと。
38	避難行動要支援者制度	自力での避難が難しく、家族以外からの避難支援を必要とする高齢者や障がい者の方など（避難行動要支援者）を名簿に登録し、平常時から地域の民生委員や自治会、警察・消防などの避難支援等関係者に名簿を提供する制度のこと。
39	地域見守りネットワーク	孤独死などの問題発生につながる兆候を早期発見し防止するために形成された、関係協力機関・地域住民・行政からなる見守り活動のネットワークのこと。
39	民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。
39	児童委員	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う人のこと。
39	アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。
40	フレイル	「虚弱」を意味し、健常から要介護へ移行する中間の段階のこと。具体的には、加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指す。
40	地域支援ネットワーク	高齢者やその家族など、支援を必要とする人が、住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるように、地域住民や協力機関・団体が普段の関わりのなかで見守りや助け合いをしていく取組みのこと。
40	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を切れ目なく一体的に提供する体制のこと。
40	介護認定	介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを認定すること。
40	介護給付	介護が必要と認められた人に給付される介護保険の保険給付のこと。
41	地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関のこと。
41	かしはら街の介護相談室	高齢者の介護・福祉などに関する相談ができる、小学校区・中学校区に設置した「橿原市地域包括支援センターブランチ」のこと。ブランチは「枝」のことで支店などを意味する。
41	認知症	さまざまな原因で脳の神経細胞が破壊・減少し、日常生活が正常に送れない状態になること。
41	成年後見制度	認知症などで意思能力が低い状態がある程度の期間続いている場合に、本人の判断を他の者が補うことによって、本人を法律的に支援するための制度のこと。

頁	用語	説明
42	ノーマライゼーション	「障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念のこと。
42	ソーシャルインクルージョン	社会的包摂のこと。「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。
42	合理的配慮	障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいう。
42	「親亡き後」問題	親を亡くした障がいのある子の生活支援や財産管理といった生活に関するさまざまな問題のこと。
43	レクリエーション	主として自由時間に行われる自発的、創造的な人間活動をいう。楽しみとして行われるもので、実益性をもたない活動。
44	NPO	Non Profit Organization（非営利団体）の略で、さまざまな社会貢献活動（事業も含む）を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
46	LGBTQ	再出（→5 頁説明参照）
46	男女共同参画社会	男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のこと。
46	学力保障	妨げになる問題を取り除き、スムーズに学習できるよう整えること。
47	ユニバーサルデザイン	障がいの有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方のこと。
47	ルーツ	根源。祖先。
47	エンパワメント	変化をもたらすための内的な力（個々に内在する能力、行動力、自己決定力）を高めること。
47	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発などにかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができる社会の実現を図ること。
49	受援	再出（→4 頁説明参照）
49	ICT	再出（→5 頁説明参照）
49	AED	自動体外式除細動器のこと。突然心臓が正常に拍動できなくなった心停止状態の心臓に対して、電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器。
50	青色防犯パトロール団体	自主防犯ボランティアのうち、青色の回転灯を装備した自動車（青パト）を用いて行われる防犯パトロール団体のこと。
50	特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込などにより、不特定多数の者から現金などをだまし取る犯罪のこと。
53	バリアフリー	障壁（バリア）となるものを取り除くことで生活しやすくすること。もともとは道路や建築物の段差の除去などを意味していたが、現在では、社会的、制度的、心理的なバリアの除去という意味にも広げて用いられる。
54	高度経済成長期	日本経済が朝鮮戦争による特需景気で戦前水準を回復したのち、1955年から73年の石油危機の勃発まで、20年近くにわたってめざましい成長を実現した時期を指す。
54	広域交通網	他市町村にまたがり、広域的に人やモノの移動を支える交通ネットワークのこと。
54	狭あい道路	幅員4m未満の道路で、一般の交通の用に供される道路のこと。
55	ICT	再出（→5 頁説明参照）
56	空家等	居住や使用がなされていないことが常態となっている建物やその敷地。
56	ライフサイクルコスト	製品や構造物（建物や橋、道路など）がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの。
58	温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと。水蒸気や二酸化炭素などが該当する。

頁	用語	説明
58	天然資源	天然に存在して、人間の生活や生産活動に利用しうる物資・エネルギーの総称。土地・水・埋蔵鉱物・森林・水産生物など。
58	3R	Reduce（リデュース＝廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース＝再利用）、Recycle（リサイクル＝再資源化）の頭文字を取った3つの環境配慮行動の総称。
58	再資源集団回収	家庭から出る新聞、雑誌等の古紙や古布などの資源を、自治会などの住民団体が自主的に収集し、再生資源事業者引き渡すことにより、再資源として活かすことができるようにする活動のこと。
59	低炭素型エネルギー	二酸化炭素を排出しない、または排出量が非常に少ないエネルギーのこと。風力・太陽光・波力・地熱・水力などの発電によるもの。
59	自然エネルギー	太陽、地熱、風、潮汐流といった自然現象によって得られるエネルギーの総称。「再生可能エネルギー」とも呼ばれる。
61	災害廃棄物	災害によって発生する廃棄物。さまざまな種類の廃棄物が一度に大量に発生するため、被災地の早期復旧・復興に向け迅速な処理が必要となる。
61	単独処理浄化槽	トイレの汚水のみを処理し、浄化する浄化槽のこと。
61	合併処理浄化槽	トイレの汚水だけでなく、台所、風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のこと。
63	ストックマネジメント	公共施設などの計画的な維持管理のこと。下水道事業においては、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
68	対話型観察	対象物を観察し、考え、感じたことを参加者同士のコミュニケーションによって意味づけていく鑑賞法のこと。
70	シティプロモーション	地方自治体が行う「宣伝・広報・営業活動」のこと。地域のイメージ向上やブランドの確立を目指し、地元経済の活性化などを目的とした取り組み。
70	シビックプライド	都市に対する市民の誇りのこと。単なる愛着とは異なり、「この都市をより良い場所にしていこう」という当事者意識を伴う自負心のことという。
72	イノベーション	「改革」「革新」を意味し、新しい市場の開拓や新機軸の導入など革新的な取り組み全般に対して使われる。
72	有効求人倍率	企業からの求人数（有効求人数）を、公共職業安定所（ハローワーク）に登録している求職者（有効求職者数）で割った値のこと。雇用状況から景気を知るための統計資料の一つ。
72	ミスマッチ	組み合わせがうまくいっていないこと。不釣り合いなこと。
72	アフターフォロー	移住者の移住後の生活ニーズや困りごとなどを把握し、必要なアドバイスやサービスの提供などを行うこと。
73	マッチング	組み合わせること。
73	ワンストップ	1か所で用事が足りること。
73	ベンチャー企業	独自のアイデアや技術を用いて、新しいサービスやビジネスを展開する企業のこと。
73	ソーシャルビジネス	貧困や環境問題などの社会課題の解決を目指して行うビジネスのこと。
73	マーケティング	商品が大量かつ効率的に売れるように、市場調査・製造・輸送・保管・販売・宣伝などの全過程にわたって行う企業活動のこと。
74	耕作放棄地	農作物が1年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定が無いと回答した田畑、果樹園のこと。
74	農業用施設	農地等の保全や利用もしくは耕作または養畜の業務のために必要な施設。
75	土地改良	湿田の排水、用水改良、畑地灌漑（かんがい）、耕地整理などによって、土地の性質を改良すること。
75	農地の多面的機能	国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。
75	農地中間管理機構	高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関のこと。都道府県に一つずつ設置され、農地の集約化や耕作放棄地の解消を推進する。
75	地産地消	地域生産・地域消費の略語で、地域で生産されたさまざまな生産物や資源（主に農林水産物）をその地域で消費すること。

頁	用語	説明
75	6次産業	「第1次産業」である農業や水産業の従事者が、自身の生産物を、「第2次産業」の分野である食品加工を行い、「第3次産業」の分野である流通や販売までを手掛けること。
75	ICT	再出（→5頁説明参照）
76	共創	多様な立場の人たちと対話しながら、新しい価値を共に創りあげていくこと。
76	実質収支	形式収支（歳入総額－歳出総額）から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたもの。
77	財政調整基金	年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておくもので、地方公共団体の貯金のこと。
77	BPR	Business Process Re-engineering（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）の略で、既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインしなおすこと。
77	プラットフォーム	再出（→説明20頁）
78	クラウドファンディング	インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達すること。
78	PDCAサイクル	PDCAサイクルとは、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法のこと。
78	スクラップ・アンド・ビルド	採算や効率の悪い部門・事業を整理し、新たな部門・事業を設けること。

榎原市人口ビジョン 第2期榎原市まち・ひと・しごと創生総合戦略

頁	用語	説明
1	合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。
2	国立社会保障・人口問題研究所	再出（→総合計画 説明4頁）
8	国民希望出生率	国民の希望が叶った場合の出生率のこと。
8	移動率	人口に対する移動者数の比率のこと。
10	Society5.0	再出（→総合計画 説明5頁）
10	SDGs	再出（→総合計画 説明5頁）
11	ICT	再出（→総合計画 説明5頁）
12	PDCAサイクル	再出（→総合計画 説明78頁）
14	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。
15	KPI	Key Performance Indicator の略で、目標の達成度を評価するための重要業績評価指標のこと。
17	シビックプライド	再出（→総合計画 説明70頁）
17	三世代ファミリー 一定住支援住宅 取得補助金	中学生以下の子がいる世帯が、榎原市在住の親と同居もしくは近居するために、新築住宅または中古住宅の取得や、同居のために既存住宅の増築をする場合の費用の一部を補助する制度。
18	プラットフォーム	再出（→総合計画 説明20頁）
18	待機児童	再出（→総合計画 説明24頁）
18	潜在的待機児童	他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望し、利用可能な保育所等を紹介しても申し込まれなかった児童のこと。厚生労働省が定義する待機児童数には含まれないため、潜在的と呼ばれる。
19	インフラ	再出（→総合計画 説明4頁）
19	安心パーク	榎原市東竹田町にある、榎原市民に消防・防災・防犯についての訓練・学習を提供する施設。